

IV 協定

IV-1	特別区災害時相互協力及び相互支援に関する協定.....	173
IV-2	豊島区と遊佐町との非常災害時等における相互応援に関する協定.....	186
IV-3	豊島区と秩父市との非常災害時等における相互応援に関する協定.....	188
IV-4	豊島区と猪苗代町との非常災害時等における相互応援に関する協定.....	190
IV-5	豊島区と三芳町との非常災害時等における相互応援に関する協定.....	192
IV-6	豊島区と一関市との非常災害時等における相互応援に関する協定.....	194
IV-7	豊島区と関市との非常災害時等における相互応援に関する協定.....	196
IV-8	豊島区と神流町との非常災害時等における相互応援に関する協定.....	198
IV-9	豊島区と魚沼市との非常災害時等における相互応援に関する協定.....	200
IV-10	豊島区と箕輪町との非常災害時等における相互応援に関する協定.....	202
IV-11	豊島区と常陸大宮市との非常災害時等における相互応援に関する協定...	204
IV-12	豊島区と那須烏山市との非常災害時等における相互応援に関する協定...	206
IV-13	障害者を対象とする避難所施設利用に関する協定書（都立大塚ろう学校）..	208
IV-14	避難所施設利用に関する協定書（都立千早高等学校）.....	212
IV-15	避難所施設利用に関する協定書（都立文京高等学校）.....	215
IV-16	避難所施設利用に関する協定書（都立豊島高等学校）.....	218
IV-17	災害時における相互協力に関する協定（川村学園）.....	221
IV-18	災害時における相互協力に関する協定（十文字学園）.....	223
IV-19	災害時における相互協力に関する協定（学習院）.....	225
IV-20	災害時における相互協力に関する協定（東京音楽大学）.....	227
IV-21	災害時における相互協力に関する協定（後藤学園）.....	229
IV-22	災害時における相互協力に関する協定（立教学院）.....	231
IV-23	災害時における相互協力に関する協定（大正大学）.....	233
IV-24	災害時における相互協力に関する協定書（帝京平成大学）.....	235
IV-25	非常災害時における乳幼児救護用特殊調整粉乳の保管に関する協定書 （豊島区薬剤師会）.....	237
IV-26	災害時における応急医薬品等の優先供給に関する協定書（豊島区薬剤師会）..	239
IV-27	災害時の医療救護活動に関する協定書（東京都柔道接骨師会豊島支部）..	241
IV-28	災害時の医療救護活動についての協定書・実施細目（豊島区医師会）...	243
IV-29	災害時の医療救護活動についての協定書・実施細目（豊島区歯科医師会）..	246
IV-30	災害時の医療救護活動についての協定書・実施細目（豊島区薬剤師会）..	249
IV-31	災害時における動物救護活動についての協定・協定細目（東京都獣医師会豊島支部）..	252
IV-32	防災対策の協力に関する協定書（豊島区社会福祉協議会）.....	255
IV-33	災害時における豊島区、豊島郵便局の協力に関する覚書（豊島郵便局）..	257

IV-34	給水施設の維持管理及び運用に関する協定書・実施細目（東京都水道局）	259
IV-35	災害時における応急対策に関する協定（としま未来文化財団）	261
IV-36	災害時における相互協力に関する協定（豊島区社会福祉事業団）	262
IV-37	水害時における応急対策に関する協定書（豊島道路建設協力会 ※現：豊島土木防災協会）	267
IV-38	災害時における応急対策に関する協定書（豊島道路建設協力会 ※現：豊島土木防災協会）	268
IV-39	災害時における応急対策に関する協定書（豊島建設業協会）	269
IV-40	災害時における応急対策に関する協定（豊島電友会）	270
IV-41	災害時における物資等の緊急輸送業務の協力に関する協定書 （赤帽首都圏軽自動車運送協同組合城北支部）	272
IV-42	災害時における応急対策用貨物自動車の供給並びに救援物資等の 仕分け業務の協力に関する協定（東京都トラック協会豊島支部）	274
IV-43	災害時における応急食品（麺類等）の供給に関する協定書 （東京都麺類協同組合）	276
IV-44	災害時における石油類等の優先供給に関する協定書 （東京石油商業組合豊島支部）	278
IV-45	災害時における「飲料水等」の優先供給に関する協定書（秩父源流水）	279
IV-46	災害時における応急生活物資の供給等に関する協定書 （生活協同組合コープとうきょう）	280
IV-47	災害時応急医薬品および衛生用品等の優先供給に関する協定書 （豊島薬業協同組合）	282
IV-48	災害時における応急食料供給の協力等に関する協定書 （豊島池袋・長崎食品衛生協会 ※現：豊島池袋食品衛生協会）	284
IV-49	災害時における応急用精米の優先供給に関する協定書 （東京都米穀小売商業組合豊島支部）	286
IV-50	災害時における防災資器材等の提供に関する協定 （豊島区地震対策消火器設備協会）	288
IV-51	災害時における飲料水等の供給に関する協定（サントリーフーズ株式会社）	292
IV-52	災害時における飲料水等の供給に関する協定 （株式会社 ジャパンビバレッジ）	298
IV-53	災害時における飲料水等の供給に関する協定 （ダイドードリンコ株式会社）	304
IV-54	震災時における緊急設備支援に関する協定（セレスポ）	310
IV-55	災害時における宿泊施設等の提供に関する協定（イケオン）	312
IV-56	災害時における相互協力に関する協定（フロンティア豊島 ※現：フロンティア）	314
IV-57	災害時における井戸及び浴場の使用に関する協定書 （東京都公衆浴場商業協同組合豊島支部）	319
IV-58	災害時における理容サービス業務の提供に関する協定 （東京都理容生活衛生同業組合豊島・長崎支部 ※現：東京都理容生活衛生同業組合豊島支部）	321
IV-59	災害時における特別法律相談に関する協定（豊島法曹会）	325

豊島区防災協定一覧表

1) 特別区

NO	協 定 先	締 結 日
1	各 特別区	H 8. 2. 16

2) 地方自治体

NO	協 定 先	締 結 日	住 所	電話番号
1	山形県遊佐町	H 7. 5. 19	山形県遊佐町大字遊佐町字舞鶴 211	0234-72-3311
2	埼玉県秩父市	H 7. 6. 7	埼玉県秩父市熊木町 8-15	0494-22-2211
3	福島県猪苗代町	H 7. 7. 6	福島県猪苗代町字城南 100	0242-62-2111
4	埼玉県三芳町	H 9. 2. 10	埼玉県入間郡三芳町大字藤久保 1100-1	049-258-0019
5	岩手県一関市	H13. 6. 30	岩手県一関市竹山町 7-2	0191-21-2111
6	岐阜県関市	H13. 11. 13	岐阜県関市若草通 3-1	0575-22-3131
7	群馬県神流町(万場町・中里村)	H15. 7. 9	群馬県神流町大字万場 90-6	0274-57-2111
8	新潟県魚沼市(堀之内町・小出町・湯之谷村・広神村・守門村・入広瀬村)	H17. 4. 14	新潟県魚沼市小出島 130-1	025-792-1111
9	長野県箕輪町	H17. 4. 23	長野県上伊那郡箕輪町大字中箕輪 10298	0265-79-3111
10	茨城県常陸大宮市(美和村・山方町・大宮町・緒川村・御前山村)	H17. 5. 12	茨城県常陸大宮市中富町 3135-6	0295-52-1111
11	栃木県那須烏山市(南那須町・烏山町)	H18. 11. 16	栃木県那須烏山市中央 1-1-1	0287-83-1111

3) 教育機関

NO	協 定 先	締 結 日	住 所	電話番号
1	東京都立大塚ろう学校	H 8. 3. 29	豊島区巣鴨 4-20-8	3918-3347
2	東京都立文京高等学校	H 8. 4. 8	豊島区西巣鴨 1-1-5	3910-8231
3	東京都立豊島高等学校	H 9. 1. 30	豊島区千早 4-9-21	3958-0121
4	東京都立千早高等学校	H17. 9. 1	豊島区千早 3-46-21	5964-1721
5	学校法人 川村学園	H10. 7. 7	豊島区目白 2-22-3	3984-2340
6	学校法人 十文字学園	H10. 7. 30	豊島区北大塚 1-10-33	3918-0511
7	学校法人 学習院	H13. 12. 10	豊島区目白 1-5-1	3986-0221
8	学校法人 東京音楽大学	H15. 4. 1	豊島区南池袋 3-4-5	3982-4105
9	学校法人 後藤学園	H15. 9. 5	豊島区南池袋 3-12-5	3982-6152
10	学校法人 立教学院	H15. 11. 28	豊島区西池袋 3-34-1	3985-2231
11	学校法人 大正大学	H17. 6. 20	豊島区西巣鴨 3-20-1	5394-3012
12	学校法人 帝京平成大学	H20. 3. 11	豊島区東池袋 2-51-4	5843-3111

4) 自治体機関・公共的団体

NO	協 定 先	締 結 日	住 所	電話番号
1	(社)豊島区薬剤師会 (乳幼児用粉乳の保管)	S54. 9. 1	豊島区南池袋 3-2-6	3984-7519

NO	協 定 先	締 結 日	住 所	電話番号
2	(社)豊島区薬剤師会 (応急薬品の優先供給)	S55. 9. 1	豊島区南池袋 3-2-6	3984-7519
3	東京都水道局	S57. 8. 23	豊島区西池袋 1-7-7	3983-3241
4	(社)東京都柔道接骨師会豊島支部	H 4. 2. 10	豊島区南大塚 3-51-5-1F	3982-3500
5	(社)豊島区医師会	H 8. 4. 19	豊島区西池袋 3-22-16	3986-2321
6	(社)豊島区歯科医師会	H 8. 4. 19	豊島区南大塚 2-37-1	3946-7696
7	(社)豊島区薬剤師会 (医療救護活動)	H 8. 4. 19	豊島区南池袋 3-2-6	3984-7519
8	(社)東京都獣医師会豊島支部	H21. 10. 7	豊島区長崎 2-14-13	3958-0580
9	社会福祉法人豊島区社会福祉協議会	H 9. 3. 31	豊島区東池袋 1-39-2	3981-2930
10	豊島郵便局	H10. 2. 24	豊島区東池袋 3-18-1	3989-7442
11	(財)としま未来文化財団	H17. 11. 1	豊島区東池袋 1-20-10	3590-7581
12	社会福祉法人豊島区社会福祉事業団	H17. 12. 1	豊島区南池袋 2-46-13	5960-1920

5) 民間団体等

NO	協 定 先	締 結 日	住 所	電話番号
1	豊島土木防災協会 (旧：豊島道路建設協力会)	S53. 8. 1	豊島区北大塚 2-7-10	3918-6341
2	豊島土木防災協会 (旧：豊島道路建設協力会)	S63. 2. 23	豊島区北大塚 2-7-10	3918-6341
3	豊島建設業協会	H 6. 3. 1	豊島区南大塚 2-2-14	3942-1211
4	豊島電友会	H20. 12. 11	豊島区北大塚 3-33-4	3940-2709
5	赤帽首都圏軽自動車運送協同組合	H 9. 2. 4	練馬区高松 5-15-3	3997-1919
6	(社)東京都トラック協会 豊島支部	H17. 7. 21	豊島区西池袋 5-8-9-404	3981-5414
7	東京都麺類協同組合 長崎支部、他三支部	S57. 2. 18	豊島区南池袋 3-24-16	3971-0643
8	東京都石油商業組合 豊島支部	H 6. 3. 1	豊島区要町 3-10-3	3973-1822
9	株式会社 秩父源流水 (H13. 4. 20 組織変更)	H 8. 2. 9	埼玉県秩父市大滝村大滝 4559	0494-54-3031
10	生活協同組合 コープとうきょう	H 8. 3. 27	中野区中央 5-6-2	3382-5720
11	豊島薬業協同組合	H 9. 2. 25	豊島区南池袋 3-2-6	3984-7518
12	豊島池袋食品衛生協会	H 9. 7. 23	豊島区東池袋 1-7-9	3984-6701
13	東京都米穀小売商業組合 豊島支部	H17. 12. 1	豊島区千川 1-11-19	3957-6175
14	豊島区地震対策消火器設備協力会	H19. 12. 5	豊島区巣鴨 1-4-17	3946-7411
15	サントリーフーズ株式会社	H19. 12. 5	港区元赤坂 1-2-3 赤坂見附 MT ビル 6F	3479-1426
16	株式会社 ジャパンビバレッジ	H20. 2. 14	墨田区江東橋 2-3-10 倉持ビル 16階	3825-5471
17	ダイドードリンコ株式会社	H20. 3. 12	港区芝 3-8-2	5730-2057
18	株式会社 セレスポ	H 8. 4. 3	豊島区北大塚 1-21-5	5974-5555
19	株式会社 イケオン	H 9. 6. 9	豊島区東池袋 1-42-8	3986-1221
20	社会福祉法人 フロンティア	H17. 12. 1	高田 3-37-17	3981-5051
21	東京都公衆浴場商業協同組合 豊島支部	H 8. 1. 8	豊島区南長崎 3-36-14	3952-4423
22	東京都理容生活衛生同業組合豊島支部	H18. 12. 25	豊島区高松 2-51-12	3959-3792
23	豊島法曹会	H14. 9. 24	千代田区飯田橋 1-7-10	3222-6431

合計 59 協定

IV-1 特別区災害時相互協力及び相互支援に関する協定

(目 的)

第1条 この協定は、特別区（以下、「区」という。）の区域において大規模な地震等の災害が発生した場合において、区相互間の協力により応急対策及び復旧対策等の円滑化を図るとともに、災害を受けた区（以下、「被災区」という。）独自では、十分な対策等が実施できない場合において、被災を免れた区あるいは被災の軽微な区であって、被災区の支援が可能な区（以下、「支援区」という。）が、連携して支援体制を構築し、被災区の支援に万全を期すことを目的とする。

(支援対策本部の設置)

第2条 支援区は、被災区への支援が必要であると認められるときは、前条の目的を達成するため、災害発生後直ちに特別区支援対策本部（以下、「本部」という。）を設置する。

2. 本部は、予め区相互で定める方法に従い、支援区のうち一区に設置する。
3. 本部に本部長を置き、本部長は、本部設置区の区長とする。
4. 本部は、被災区の要請に基づき、又は、被災区からの要請を待っている場合は応急対応に支障が出ると予想される場合は自らの判断により、支援区に対して支援活動を要請し、又は支援区及び支援区相互の活動に必要な調整を行う。
5. 本部長は、支援区その他関係団体に対し、本部従事職員の派遣を要請し、又は本部の活動に必要な資機材その他の応援を求めることができるものとする。
6. 本部の設置、運営その他に関し、必要な事項は別に定める。

(支援各区の体制)

第3条 支援区は、被災区への支援が必要であると認められるときは、災害発生後直ちに支援体制を整えるとともに、原則として、本部の要請に従い、支援活動を行うものとする。

2. 本部と支援区は相互に情報連絡を密にするものとする。
3. 支援区は、前2項のほか、本部の活動に協力するものとする。

(支援の要請)

第4条 この協定に基づき、本部が行った支援活動及び本部の要請に基づき行った支援区の支援活動は、被災区の支援要請に基づき行われたものとみなす。

(相互協力及び相互支援の内容)

第5条 この協定に基づく相互協力及び相互支援の内容は、次の各号に掲げる事項とする。

- (1) 職員の派遣及び被災区における応援職員の受入れ支援に関する次の事項
 - イ. 被災区への応援職員の派遣
 - ロ. 支援区又は他の地方公共団体等の応援職員の宿舍、食料等の提供
 - ハ. その他応援職員に関し、被災区の負担を軽減するために必要な事項
- (2) 救援物資の提供及び被災区における救援物資の受入れ支援に関する次の事項
 - イ. 被災区への救援物資の提供
 - ロ. 支援区又は他の地方公共団体等からの救援物資の集積場所等の提供
 - ハ. その他救援物資に関し、被災区の負担を軽減するために必要な事項
- (3) 避難場所を共用する区間における共同の現地本部の設置その他避難場所の運営協力上必要な事項

- (4) 被災区におけるボランティアの受入れ支援に関する次の事項
 - イ. 被災区へのボランティアの斡旋
 - ロ. 支援区におけるボランティアへの情報提供、募集、受付・宿舍の提供
 - ハ. その他ボランティアに関し、被災区の支援に必要な事項
- (5) 被災住民の受入れに関し、施設の提供その他被災区の支援に必要な事項
- (6) 動物の保護に関し、職員、資機材、物資等の被災区への派遣、提供その他の区間協力、区間支援に必要な事項
- (7) 被災区への医療救護班の派遣その他医療救護活動に関し、被災区内での支援及び被災区の負担を軽減するために必要な事項
- (8) ごみ、し尿、がれきの処理に関し、職員、資機材、物資等の被災区への派遣、提供その他の区間協力、区間支援に必要な事項
- (9) 災害時要援護者の救援支援に関する次の事項
 - イ. 被災区への専門職員等の派遣
 - ロ. 支援区での二次避難所の提供等災害時要援護者の受入れ
 - ハ. その他災害時要援護者の救援に関し、被災区内での支援及び被災区の負担を軽減するために必要な事項
- (10) 遺体の搬送、埋葬等に関し、職員、物資等の被災区への派遣、提供その他の区間協力、区間支援に必要な事項
- (11) 道路の早期復旧に関し、職員、資機材等の派遣、提供その他の被災区内での支援及び被災区の負担を軽減するために必要な事項
- (12) 建物被害の判定に関し、職員、資機材等の派遣、提供その他の被災区の支援に必要な事項
- (13) 仮設住宅の提供に関する次の事項
 - イ. 被災区への職員、物資等の派遣、提供
 - ロ. 支援区での仮設住宅建設用地の確保
 - ハ. その他、仮設住宅の提供に関し、区間協力、区間支援に必要な事項
- (14) 前各号に定めるもののほか、被災区から要請があった事項

(支援経費の負担)

第6条 支援区の支援に要した経費は、原則として支援を受けた被災区の負担とする。

2. 支援を受けた区が、前項に定める経費を支弁するいとまがなく、かつ、支援を受けた区から要請があった場合には、支援する区は当該費用を一時繰替支弁するものとする。

3. 被災区間の経費の割り振り又は被災区に費用負担を求められない特別の事情がある場合の措置その他については、本部が調整する。

(連絡担当部署)

第7条 各区は、防災担当課をこの協定に基づく相互協力、相互支援に関する連絡担当部署とする。

(平常時の措置)

第8条 各区は、この協定が災害時において有効に機能するよう、平常時において、区相互の情報交換、防災訓練の実施、災害時における対策に関する調査研究その他に努めるものとする。

(実施細目の作成)

第9条 この協定の円滑な実施を図るため、区間の協議により実施細目を定めるものとする。

(協定内容等の見直し)

第10条 各区は、この協定の内容及び前条に定める実施細目の内容については、毎年度見直しを行い、常に実践的な内容を持たせるよう必要な修正を行うものとする。

(その他)

第11条 この協定の実施に関し必要な事項及び協定に定めのない事項は、区が協議して定める。

附 則

この協定は、平成8年2月16日から適用する。

この協定の締結を証するため、本協定書を23通作成し、各区長は記名押印のうえ、各1通を保有する。

平成8年2月16日

千代田区長	木村 茂	港区長	菅谷 眞一
中央区長	矢田 美英	新宿区長	小野田 隆
文京区長	遠藤 正則	杉並区長	本橋 保正
台東区長	飯村 恵一	豊島区長	加藤 一敏
墨田区長	奥山 澄雄	北区長	北本 正雄
江東区長	室橋 昭	荒川区長	藤枝 和博
品川区長	高橋 久二	板橋区長	石塚 輝雄
目黒区長	河原 勇	練馬区長	岩波 三郎
大田区長	西野 善雄	足立区長	古性 直
世田谷区長	大場 啓二	葛飾区長	青木 勇
渋谷区長	小倉 基	江戸川区長	中里 喜一
中野区長	神山 好市		

特別区支援対策本部の設置等に関する実施細目 (協定第2条・3条・4条関係)

1. 本部の設置

特別区において大規模な地震等の災害が発生した場合、発災後直ちに被災を免れた区あるいは被災の軽微な区（以下、「支援区」という。）のうち一区に「特別区支援対策本部」（以下、「本部」という。）を設置し（以下、本部が設置された区を「本部設置区」という。）、支援区は相互に協力して被災区の支援にあたることとする。

2. 本部設置区の決定

発災時に本部設置区を決定する場合、迅速に支援体制を確立するため、支援区間で協議することなく、以下に定める順位に従って、支援区のうち一区を本部設置区とする。

(1) 本部設置区は次の順位に従って決定する。

- ① 第1順位 区長会会長区
- ② 第2順位 区長会副会長区のうち、23区行政順位が先の区
- ③ 第3順位 区長会副会長区のうち、23区行政順位が後の区

(2) 支援区の中に第1順位から第3順位までの該当区がなかった場合、次の順により本部設置区を決定する。

- ① 支援区の中から、区長会幹事区で、行政ブロック順が先の区を本部設置区とする。
- ② ①による該当区がなかった場合、支援区の中から、区長会拡大役員区で、行政ブロック順が先の区を本部設置区とする。
- ③ ②による該当区がなかった場合は、支援区の中から、行政順が先の区を本部設置区とする。

3. 本部設置区の変更

(1) 本部設置区となった区が2次災害の発生等の事情により本部としての機能を果たせなくなった場合は、支援区の中の直近後順位の区にその旨を通知することとし、この通知をもって当該後順位の区を本部設置区とする。

(2) 本部設置区が本部機能を果たせなくなったと判断できる場合は、本部設置区からの連絡を待たずに、支援区の中の直近後順位の区を本部設置区とする。

(3) 本部機能を果たせなくなったと判断される場合とは、以下の場合である。

- ① 本部設置区において2次災害が発生し、支援区と本部設置区との連絡手段が途絶えた場合
- ② ①に準ずる状況で、本部設置区が被災したことが明らかな場合

4. 被災区及び支援区等への連絡

本部設置区となった区は、その旨を各区ならびに東京都等の関係団体に連絡する。

5. 本部の組織及び運営

(1) 本部には本部長を置くこととし、本部長は、本部設置区の区長とする。

(2) 本部長は、本部設置区の職員を本部従事職員に指定し、本部の運営にあたらせる。

(3) 本部長は、本部の運営に必要な場合、支援区その他の関係団体に対し、応援職員の派遣を要請することができる。

(4) 3の要請を受けた区は、速やかに応援職員を本部設置区に派遣することとし、本部派遣に要する費用は、派遣する支援区の負担とする。

6. 本部の役割と支援区の協力体制

- (1) 本部は、被災区への支援活動が円滑、効果的に行われるよう、協定書第5条に基づく支援活動に関する連絡調整を行う。
- (2) 本部は、各支援区が支援活動を行うにあたり、被災区に負担を掛けない、効率的、効果的な支援活動が展開できるよう、必要に応じて各支援区に支援活動に関する要請を行うことができる。
- (3) 各支援区は本部の要請に従って、一体となって被災区の支援にあたることとする。

7. 支援対策会議

本部は、以下の事項について、支援活動等に関して各区に協議する必要がある場合、被災区ならびに支援区による支援対策会議を招集することができる。

- (1) 国、都、他の地方公共団体等との調整が必要で、各区に協議する必要がある場合
- (2) 支援経費の負担等、経費負担に関する協議が必要な場合
- (3) 本部を解散する場合
- (4) その他協議が必要な場合

8. 本部の解散

本部は、7の(3)の決定により解散する。

(附 則)

この実施細目は、平成8年2月16日から適用する。

職員の区間相互支援及び被災区における応援職員の受入れ 支援に関する実施細目

(協定第5条第1号関係)

1. 被災区への応援職員の派遣

- ① 被災区は応援職員の派遣が必要な場合、特別区支援対策本部（以下、「本部」という。）若しくは連絡可能な区に速やかに派遣要請を行うこととし、被災区から応援職員の派遣要請を受けた区は、速やかにその旨を本部に連絡することとする。
- ② 本部は、被災区からの要請を受けた場合、早急に応援職員の派遣について支援区間の調整を行い、各支援区に職員の派遣を要請する。
- ③ 本部は、被災区からの要請を待たずに、応援職員の派遣先・規模等を調整し、各支援区に応援職員の派遣を要請することができる。
- ④ 各支援区は、本部から応援職員の派遣について要請を受けた場合、速やかに応援職員を派遣することとし、派遣先、規模等についても本部の要請にできる限り応えるよう努める。

2. 支援区又は他の地方公共団体等の応援職員の宿舎、食料等の提供

- ① 各支援区が応援職員を派遣する場合は、原則として、職員宿舎、食料等支援活動に必要な設備、装備等は支援区で用意し、被災区に負担をかけることがないように努める。
- ② 支援区又は他の地方公共団体等の応援職員の宿舎、食料等の提供については、被災区近隣の支援区が中心となって、支援区相互が協力して対応することとする。
- ③ 宿舎、食料等の提供に関して必要がある場合は、本部において支援区間の連絡調整を行うこととする。

3. その他応援職員に関し、被災区の負担を軽減するために必要な事項

発災直後に各区が応援職員を自主的に緊急派遣する場合においても、原則として、応援職員は自らの食料・飲料水・野営用具等を装備の上被災地に向かうこととする。

(附 則)

この実施細目は、平成8年2月16日から適用する。

救援物資の区間相互支援及び被災区における救援物資の受入れ 支援に関する実施細目

(協定第5条第2号関係)

1. 被災区は、特別区支援対策本部（以下、「本部」という。）に対して、救援物資の品目、数量、搬入場所などを極力明確にしたうえで、救援物資の提供を要請することができる。
なお、被災区は、被災区に搬入場所を確保することが困難な場合には、本部に対して、支援区内において搬入場所を確保するよう要請することができる。
2. 支援区は、本部と協議のうえ、若しくは本部の要請に基づき、自らの人員及び運送車両をもって、指定された搬入場所まで救援物資を搬送するものとする。
3. 支援区は、物資搬入後も、搬入場所における仕分作業や運送作業等についても支援するものとする。

(附 則)

この実施細目は、平成8年2月16日から適用する。

避難場所を共用する区間における共同の現地本部の設置 その他避難場所の運営協力上必要な事項に関する実施細目 (協定第5条第3号関係)

1. 避難場所を共用する区（以下、「関係区」という。）は、共同で現地本部（以下、「現地共同本部」という。）を設置して避難場所の運営を行うものとする。
2. 関係区の災害対策本部は、その場合、相互に連絡のうえ、現地共同本部を設置し派遣人数を通報する。
 - (1) 避難勧告を発令した場合
 - (2) その他、関係区の災害対策本部が必要と認めた場合
3. 現地共同本部の統轄は、当該避難場所の所在区がこれを行う。
なお、避難場所が複数の区にまたがる場合は、関係区間で事前に協議して定める。
4. 現地共同本部の業務は、次のとおりとする。
 - (1) 避難場所の状況にかかる次の情報を収集し、災害対策本部に連絡すること。
 - ① 避難者数
 - ② 傷病者、乳幼児等緊急に支援が必要な者の数及び状況
 - ③ その他緊急に対応する必要がある事項
 - (2) 災害対策本部からの情報に基づき、避難者に対して次の情報提供を行うこと。
なお、情報の提供にあたっては、関係区が有する手段を共同で利用して、相互に連携・協力して行う。
 - ① 避難場所周辺の被災の状況
 - ② 避難所に関する情報

③ 交通機関の状況

④ その他被災者に必要な情報

(3) 避難場所の避難者に対する応急救護を行うこと。

(4) その他、避難場所において給食・給水等を行う必要があるときは、関係区は共同で必要な処置をとる。

5. 避難場所の運営に関して経費の負担が生じたときは、当該関係区間で協議する。

(附 則)

この実施細目は、平成8年2月16日から適用する。

被災区におけるボランティアの受入れ支援に関する実施細目 (協定第5条第4号関係)

1. 被災区は、特別区支援対策本部（以下、「本部」という。）に対して、必要とするボランティアの種類、人数、活動場所などを極力明確にしたうえで、ボランティアの斡旋を要請することができる。
2. 支援区は、本部と協議のうえ、若しくは本部の要請に基づき、ボランティア希望者に対して、ボランティア関連情報の提供、相談、募集及び受付業務を実施するとともに、被災区におけるボランティア活動に従事することを要請するものとする。
3. 支援区は、ボランティアに対し、活動拠点の確保等支援体制の整備に努めるものとする。

(附 則)

この実施細目は、平成8年2月16日から適用する。

被災住民の受入れに関する実施細目 (協定第5条第5号関係)

1. 被災区は、特別区支援対策本部（以下、「本部」という。）に対して、被災区外での避難生活が必要な被災住民の人数、健康等の状態、受入希望施設などを極力明確にしたうえで、支援区への受入れを要請することができる。
2. 支援区は、本部と協議のうえ、若しくは本部の要請に基づき、被災区外での避難生活が必要な被災住民の状況に応じて、受入施設及び移送手段を確保するとともに、被災住民に対する支援を行う。

なお、支援区は、被災区において福祉措置等を受けていた被災住民が避難した支援区で引き続き措置等を受ける場合には、被災区の措置基準に準じた措置等を行うものとする。

(附 則)

この実施細目は、平成8年2月16日から適用する。

動物の保護に関する実施細目 (協定第5条第6号関係)

1. 被災区は、特別区支援対策本部（以下、「本部」という。）に動物の保護・収容に必要な食料、資機材の救援物資の品目、数量、搬入場所等を極力明確にしたうえで、要請することができる。
2. 支援区は、本部と協議のうえ、若しくは本部の要請に基づき、自らの人員及び運送車両をもって、指定された搬入場所まで救援物資を搬送するものとする。
3. 支援区は、物資搬入後も、搬入場所における仕分作業や運送作業等についても支援するものとする。

(附 則)

この実施細目は、平成8年2月16日から適用する。

医療救護活動に関する実施細目 (協定第5条第7号関係)

1. 被災区は、特別区支援対策本部（以下、「本部」という。）に対し、必要とする医療救護班の内容・班数・救護活動の場所を極力明確にしたうえで、必要な医療救護班の派遣を要請することができる。

なお、支援区は 23 区での被災を知ったときは、支援要請の有無に係わらず、直ちに区内の医療資源（医師・医療品・ベッド等）の把握や医療機材の確保に努めるとともに、保健所医療救護班を編成し、支援体制を整えるものとする。

2. 支援区は、本部と協議のうえ、若しくは本部の要請に基づき、自らの人員及び医療機材・物資・運送車両をもって、指定された場所で医療救護活動を実施するものとする。

(附 則)

この実施細目は、平成8年2月16日から適用する。

ごみ、し尿、がれきの処理に関する実施細目 (協定第5条第8号関係)

1. 被災区は、特別区支援対策本部（以下、「本部」という。）に対して、ごみ、し尿、がれきの処理に要する資機材、物資等の品目、搬入場所などを極力明確にしたうえで、資機材、物資等の提供を要請することができる。
2. 支援区は、本部と協議のうえ、若しくは本部の要請に基づき、自らの人員及び運送車両をもって、指定された搬入場所まで、要請を受けた資機材、物資等を搬送するものとする。
3. 支援区は、資機材、物資等を搬入場所に搬入後、被災区の要請に基づき、仕分け・配送・組立作業等について支援するものとする。
4. 被災区は、本部に対して、がれきの処理に関する事務に要する職員の人員、期間などを極力明確にしたうえで、職員の派遣を要請することができる。
5. 支援区は、本部と協議のうえ、若しくは本部の要請に基づき、職員に必要な装備、物資を携行させ、自らの運送車両をもって、指定された場所まで、要請を受けた職員を派遣するものとする。
6. 支援区から派遣された職員は、派遣の要請提要に基づいて、被災区の指示に従って、がれきの処理に関する事務に従事する。

(附 則)

この実施細目は、平成8年2月16日から適用する。

災害時要援護者の救援支援に関する実施細目 (協定第5条第9号関係)

1. 被災区の専門職員等の派遣

(1) 被災区は、特別区支援対策本部（以下、「本部」という。）に対して、災害時要援護者の救援活動に関する専門職員等の派遣を要請することができる。

要請の要領は、次のとおりとする。

- ① 応援を要請する職員の職種と人員数
- ② 応援を必要とする期間
- ③ その他必要な事項

(2) 支援区は、本部と協議のうえ、若しくは本部の要請に基づき、被災区に必要な専門職員等の派遣を行うものとする。

2. 支援区での二次避難所の提供

(1) 被災区は、災害時要援護者の避難のため、区の設置した二次避難所では避難者を収容できないとき、あるいは災害の状況、その他の理由で避難者を区外の施設等に移す必要のあるときは、本部に対して、二次避難所の提供を要請することができる。

要請の要領は、次のとおりとする。

- ① 災害時要援護者の態様と人員
- ② 開設を希望する施設の種類
- ③ 開設を希望する期間
- ④ 避難者の移送方法
- ⑤ その他必要な事項

(2) 支援区は、本部と協議のうえ、若しくは本部の要請に基づき、自区内に二次避難所を開設し、被災区の避難者を受入れ、災害時要援護者に必要な物資や情報の提供を行い、介護等に必要の要員を配置するものとする。

3. 被災区への資機材の提供

(1) 被災区は、災害時要援護者の救援に関し、車椅子、紙おむつ等、必要な物資の支援を要請することができる。

(2) 支援区は、本部と協議のうえ、若しくは本部の要請に基づき、被災区に必要な支援を行うものとする。

(附 則)

この実施細目は、平成8年2月16日から適用する。

遺体の搬送、埋葬等に関する実施細目 (協定第5条第10号関係)

1. 被災区は、特別区支援対策本部（以下、「本部」という。）に対して、遺体の保管に要するドライアイス、棺、その他必要な資機材及び車両を区独自で調達することが困難な場合には、その提供を要請することができる。
この場合、被災区は提供を必要とする資機材の種類、数量及び搬入場所等を極力明確に示すものとする。
2. 被災区は、遺体の搬送等の人的作業を区独自で処理することが困難な場合には、本部に対して、応援職員を要請することができる。
この場合、被災区は応援を必要とする職員の人数、派遣期間等について、極力明確に示すものとする。
3. 応援職員を派遣する場合、応援職員の装備及び被災区までの運送車両の手配については、支援区が行うものとする。
4. 支援区から派遣された職員は、派遣の要請内容に基づき、被災区の指示に従って業務に従事するものとする。
5. 資機材の輸送に要する車両の手配については、支援区が行うものとする。

(附 則)

この実施細目は、平成8年2月16日から適用する。

道路の早期復旧に関する実施細目 (協定第5条第11号関係)

1. 被災区は、特別区支援対策本部（以下、「本部」という。）に対して、道路の被害状況調査並びに資機材の提供、障害物の除去、仮復旧工事等に関する応援要請をすることができる。
なお、被災区は、可能なかぎり道路の被害状況を把握し、本部に報告するものとする。
2. 本部は、被災区の要請を待たずに、本部の判断により支援体制を決定することができる。
3. 支援区は、本部と協議のうえ、若しくは本部の要請に基づき、自らの人員及び資機材をもって、指定された場所で道路復旧活動を実施するものとする。
4. 支援区は、被災区及び本部に対し、その活動内容を報告するものとする。

(附 則)

この実施細目は、平成8年2月16日から適用する。

建物被害の判定に関する実施細目 (協定第5条第12号関係)

1. 支援区は、特別区支援対策本部（以下、「本部」という。）の要請に基づき、速やかに被災区に対し建物の被害判定に必要な職員の派遣及び資機材等の提供を行う。
2. 支援区は、被災区及び本部に対し、その活動内容を報告するものとする。
3. 本部は、支援区の活動内容をとりまとめるとともに、建物の被害判定に必要な職員及び資機材等が不足する場合は、その確保に努めるものとする。

(附 則)

この実施細目は、平成8年2月16日から適用する。

仮設住宅の提供に関する実施細目 (協定第5条第13号関係)

1. 支援区は、特別区支援対策本部（以下、「本部」という。）の要請に基づき、指定された場所に必要物資等を搬送するほか、応援職員を派遣するものとする。
2. 被災区は、被災区内に仮設住宅建設用地を確保することが困難なときは、本部に仮設住宅建設用地の提供を要請することができる。
3. 支援区は、被災区及び本部に対し、その活動内容を報告するものとする。
4. 本部は、支援区の活動内容をとりまとめるとともに、仮設住宅建設に必要な職員及び資機材等が不足する場合は、その確保に努めるものとする。

(附 則)

この実施細目は、平成8年2月16日から適用する。

IV-2 豊島区と遊佐町との非常災害時等における相互応援に関する協定

(趣旨)

第1条 豊島区並びに遊佐町は、相互協力の友愛的精神に基づき、いずれかの自治体の地域において大規模な災害が発生し、被災した自治体独自では十分に被災者の救援等の応急措置が実施できない場合に、被災した自治体の要請により、災害を受けていない自治体が協力・応援を行い、もって、被災した自治体が応急対策や復旧対策を円滑に遂行できるようにするため、この協定を締結する。

(連絡の窓口)

第2条 豊島区並びに遊佐町は、あらかじめ相互応援に関する連絡担当の部局を定め、災害が発生したときは、速やかに相互に連絡するものとする。

(応援の手続)

第3条 応援を要請する自治体は、次の事項を明らかにし、前条に定める連絡担当部局を通じて、ファクシミリ、電話または電信により応援を要請し、後日、速やかに公文書を送付するものとする。

- (1) 被害の状況
- (2) 次条第1号及び第2号に掲げるものの品名、数量等
- (3) 次条第3号に掲げるものの職種別人員
- (4) 応援の場所及び応援場所への経路
- (5) 応援の期間
- (6) その他必要な事項

(応援の種類)

第4条 応援の種類は、次のとおりとする。

- (1) 食糧、飲料水、生活必需品等の救助救援用物資の提供
- (2) 医療・防疫資器材、発電機、車両等の応援対策用資器材の提供又は貸与
- (3) 医療職、技術職、技能職等の職員の派遣
- (4) 被災者の一時収容のための施設の提供
- (5) その他、特に要請のあった事項

(物資の輸送等)

第5条 救援物資、資器材、人員等の輸送は、原則として、応援を要請した自治体を実施するものとする。ただし、応援を要請した自治体による輸送が困難な場合には、応援を行う自治体にこれを依頼することができる。

(経費の負担)

第6条 応援に要した経費は、応援を受けた自治体の負担とする。

2 応援を受けた自治体が、前項に規定する費用を支弁するいとまがなく、かつ応援を受けた自治体から要請があった場合には応援を行う自治体が、当該費用を一時繰替え支弁するものとする。

(資料・情報の交換)

第7条 豊島区並びに遊佐町は、この協定による応援が円滑に行われるよう、毎年、一定の時期に、地域防災計画をはじめ災害に関する情報・資料を相互に交換するものとする。

(その他)

第8条 この協定に定めのない事項は、第2条に定める連絡担当部局が協議して決定するものとする。

平成7年5月19日

東京都豊島区

豊島区長 加 藤 一 敏

山形県遊佐町

遊佐町長 小 野 寺 喜 一 郎

IV-3 豊島区と秩父市との非常災害時等における相互応援に関する協定

(趣 旨)

第1条 豊島区並びに秩父市は、姉妹都市提携の精神に基づき、いずれかの都市の地域において大規模な災害が発生し、被災した都市独自では十分に被災者の救援等の応急措置が実施できない場合に、被災した都市の要請により、災害を受けていない都市が協力・応援を行い、もって、被災した都市が応急対策や復旧対策を円滑に遂行できるようにするため、この協定を締結する。

(連絡の窓口)

第2条 豊島区並びに秩父市は、あらかじめ相互応援に関する連絡担当の部局を定め、災害が発生したときは、速やかに相互に連絡するものとする。

(応援の手続)

第3条 応援を要請する都市は、次の事項を明らかにし、前条に定める連絡担当部局を通じて、ファクシミリ、電話または電信により応援を要請し、後日、速やかに公文書を送付するものとする。

- (1) 被害の状況
- (2) 次条第1号及び第2号に掲げるものの品名、数量等
- (3) 次条第3号に掲げるものの職種別人員
- (4) 応援の場所及び応援場所への経路
- (5) 応援の期間
- (6) その他必要な事項

(応援の種類)

第4条 応援の種類は、次のとおりとする。

- (1) 食糧、飲料水、生活必需品等の救助救援用物資の提供。
- (2) 医療・防疫資器材、発電機、車両等の応援対策用資器材の提供又は貸与。
- (3) 医療職、技術職、技能職等の職員の派遣。
- (4) 被災者の一時収容のための施設の提供。
- (5) その他、特に要請のあった事項。

(物資の輸送等)

第5条 救援物資、資器材、人員等の輸送は、原則として、応援を要請した都市が実施するものとする。ただし、応援を要請した都市による輸送が困難な場合には、応援を行う都市にこれを依頼することができる。

(経費の負担)

第6条 応援に要した経費は、応援を受けた都市の負担とする。

2 応援を受けた都市が、前項に規定する費用を支弁するいとまがなく、かつ応援を受けた都市から要請があった場合には応援を行う都市が、当該費用を一時繰替え支弁するものとする。

(資料・情報の交換)

第7条 豊島区並びに秩父市は、この協定による応援が円滑に行われるよう、毎年、一定の時期に、地域防災計画をはじめ災害に関する情報・資料を相互に交換するものとする。

(その他)

第8条 この協定に定めのない事項は、第2条に定める連絡担当部局が協議して決定するものとする。

平成7年6月7日

東京都豊島区

豊島区長 加 藤 一 敏

埼玉県秩父市

秩父市長 内 田 全 一

IV-4 豊島区と猪苗代町との非常災害時等における相互応援に関する協定

(趣 旨)

第1条 豊島区並びに猪苗代町は、相互協力の友愛的精神に基づき、いずれかの自治体の地域において大規模な災害が発生し、被災した自治体独自では十分に被災者の救援等の応急措置が実施できない場合に、被災した自治体の要請により、災害を受けていない自治体が協力・応援を行い、もって、被災した自治体が応急対策や復旧対策を円滑に遂行できるようにするため、この協定を締結する。

(連絡の窓口)

第2条 豊島区並びに猪苗代町は、あらかじめ相互応援に関する連絡担当の部局を定め、災害が発生したときは、速やかに相互に連絡するものとする。

(応援の手続)

第3条 応援を要請する自治体は、次の事項を明らかにし、前条に定める連絡担当部局を通じて、ファクシミリ、電話または電信により応援を要請し、後日、速やかに公文書を送付するものとする。

- (1) 被害の状況
- (2) 次条第1号及び第2号に掲げるものの品名、数量等
- (3) 次条第3号に掲げるものの職種別人員
- (4) 応援の場所及び応援場所への経路
- (5) 応援の期間
- (6) その他必要な事項

(応援の種類)

第4条 応援の種類は、次のとおりとする。

- (1) 食糧、飲料水、生活必需品等の救助救援用物資の提供
- (2) 医療・防疫資器材、発電機、車両等の応援対策用資器材の提供又は貸与
- (3) 医療職、技術職、技能職等の職員の派遣
- (4) 被災者の一時収容のための施設の提供
- (5) その他、特に要請のあった事項

(物資の輸送等)

第5条 救援物資、資器材、人員等の輸送は、原則として、応援を要請した自治体が実施するものとする。ただし、応援を要請した自治体による輸送が困難な場合には、応援を行う自治体にこれを依頼することができる。

(経費の負担)

第6条 応援に要した経費は、応援を受けた自治体の負担とする。

2 応援を受けた自治体が、前項に規定する費用を支弁するいとまがなく、かつ応援を受けた自治体から要請があった場合には応援を行う自治体が、当該費用を一時繰替え支弁するものとする。

(資料・情報の交換)

第7条 豊島区並びに猪苗代町は、この協定による応援が円滑に行われるよう、毎年、一定の時期に、地域防災計画をはじめ災害に関する情報・資料を相互に交換するものとする。

(その他)

第8条 この協定に定めのない事項は、第2条に定める連絡担当部局が協議して決定するものとする。

平成7年7月6日

東京都豊島区

豊島区長 加 藤 一 敏

福島県猪苗代町

猪苗代町長 津 金 要 雄

IV-5 豊島区と三芳町との非常災害時等における相互応援に関する協定

(趣 旨)

第1条 豊島区並びに三芳町は、相互協力の友愛的精神に基づき、いずれかの自治体の地域において大規模な災害が発生し、被災した自治体独自では十分に被災者の救援等の応急措置が実施できない場合に、被災した自治体の要請により、災害を受けていない自治体が協力・応援を行い、もって、被災した自治体が応急対策や復旧対策を円滑に遂行できるようにするため、この協定を締結する。

(連絡の窓口)

第2条 豊島区並びに三芳町は、あらかじめ相互応援に関する連絡担当の部局を定め、災害が発生したときは、速やかに相互に連絡するものとする。

(応援の手続)

第3条 応援を要請する自治体は、次の事項を明らかにし、前条に定める連絡担当部局を通じて、ファクシミリ、電話または電信により応援を要請し、後日、速やかに公文書を送付するものとする。

- (1) 被害の状況
- (2) 次条第1号及び第2号に掲げるものの品名、数量等
- (3) 次条第3号に掲げるものの職種別人員
- (4) 応援の場所及び応援場所への経路
- (5) 応援の期間
- (6) その他必要な事項

(応援の種類)

第4条 応援の種類は、次のとおりとする。

- (1) 食糧、飲料水、生活必需品等の救助救援用物資の提供
- (2) 医療・防疫資器材、発電機、車両等の応援対策用資器材の提供又は貸与
- (3) 医療職、技術職、技能職等の職員の派遣
- (4) 被災者の一時収容のための施設の提供
- (5) その他、特に要請のあった事項

(物資の輸送等)

第5条 救援物資、資器材、人員等の輸送は、原則として、応援を要請した自治体を実施するものとする。ただし、応援を要請した自治体による輸送が困難な場合には、応援を行う自治体にこれを依頼することができる。

(経費の負担)

第6条 応援に要した経費は、応援を受けた自治体の負担とする。

2 応援を受けた自治体が、前項に規定する費用を支弁するいとまがなく、かつ応援を受けた自治体から要請があった場合には応援を行う自治体が、当該費用を一時繰替え支弁するものとする。

(資料・情報の交換)

第7条 豊島区並びに三芳町は、この協定による応援が円滑に行われるよう、毎年、一定の時期に、地域防災計画をはじめ災害に関する情報・資料を相互に交換するものとする。

(その他)

第8条 この協定に定めのない事項は、第2条に定める連絡担当部局が協議して決定するものとする。

平成9年2月10日

東京都豊島区

豊島区長

加

藤

一

敏

埼玉県三芳町

三芳町長

林

孝

次

IV-6 豊島区と一関市との非常災害時等における相互応援に関する協定

(趣旨)

第1条 豊島区並びに一関市は、相互協力の友愛精神に基づき、いずれかの自治体の地域において大規模な災害が発生し、被災した自治体独自では十分に被災者の救援等の応急措置が実施できない場合に、被災した自治体の要請により、災害を受けていない自治体が協力・応援を行い、もって、被災した自治体が応急対策や復旧対策を円滑に遂行できるようにするため、この協定を締結する。

(連絡の窓口)

第2条 豊島区並びに一関市は、あらかじめ相互応援に関する連絡担当の部局を定め、災害が発生したときは、速やかに相互に連絡するものとする。

(応援の手続き)

第3条 応援を要請する自治体は、次の事項を明らかにし、前条に定める連絡担当部局を通じて、ファクシミリ、電話または電信により応援を要請し、後日、速やかに公文書を送付するものとする。

- (1) 被害の状況
- (2) 次条第1号及び第2号に掲げるものの品名、数量等
- (3) 次条第3号に掲げるものの職種別人員
- (4) 応援の場所及び応援場所への経路
- (5) 応援の期間
- (6) その他必要な事項

(応援の種類)

第4条 応援の種類は、次のとおりとする。

- (1) 食料、飲料水、生活必需品等の救助救援用物資の提供
- (2) 医療、防疫資器材、発電機、車両等の応援対策用資器材の提供又は貸与
- (3) 医療職、技術職、技能職等の職員の派遣
- (4) 被災者の一次収容のための施設の提供
- (5) その他、特に要請のあった事項

(物資の輸送等)

第5条 救援物資、資器材、人員等の輸送は、原則として、応援を要請した自治体を実施するものとする。ただし、応援を要請した自治体による輸送が困難な場合には、応援を行う自治体にこれを依頼することができる。

(経費の負担)

第6条 応援に要した経費は、応援を受けた自治体の負担とする。

2 応援を受けた自治体が、前項に規定する費用を弁済するいとまがなく、かつ応援を受けた自治体から要請があった場合には応援を行う自治体が、当該費用を一時繰替え支弁するものとする。

(資料・情報の交換)

第7条 豊島区並びに一関市は、この協定による応援が円滑に行われるよう、毎年、一定の時期に、地域防災計画をはじめ災害に関する情報・資料を相互に交換するものとする。

(その他)

第8条 この協定に定めのない事項は、第2条に定める連絡担当部局が協議して決定するものとする。

平成13年6月30日

東京都豊島区

豊島区長

高野之夫

岩手県一関市

一関市長

浅井東兵衛

IV-7 豊島区と関市との非常災害時等における相互応援に関する協定

(趣旨)

第1条 豊島区並びに関市は、相互協力の友愛精神に基づき、いずれかの自治体の地域において大規模な災害が発生し、被災した自治体独自では十分に被災者の救援等の応急措置が実施できない場合に、被災した自治体の要請により、災害を受けていない自治体が協力・応援を行い、もって、被災した自治体が応急対策や復旧対策を円滑に遂行できるようにするため、この協定を締結する。

(連絡の窓口)

第2条 豊島区並びに関市は、あらかじめ相互応援に関する連絡担当の部局を定め、災害が発生したときは、速やかに相互に連絡するものとする。

(応援の手続き)

第3条 応援を要請する自治体は、次の事項を明らかにし、前条に定める連絡担当部局を通じて、ファクシミリ、電話または電信により応援を要請し、後日、速やかに公文書を送付するものとする。

- (1) 被害の状況
- (2) 次条第1号及び第2号に掲げるものの品名、数量等
- (3) 次条第3号に掲げるものの職種別人員
- (4) 応援の場所及び応援場所への経路
- (5) 応援の期間
- (6) その他必要な事項

(応援の種類)

第4条 応援の種類は、次のとおりとする。

- (1) 食料、飲料水、生活必需品等の救助救援用物資の提供
- (2) 医療、防疫資器材、発電機、車両等の応援対策用資器材の提供又は貸与
- (3) 医療職、技術職、技能職等の職員の派遣
- (4) 被災者の一次収容のための施設の提供
- (5) その他、特に要請のあった事項

(物資の輸送等)

第5条 救援物資、資器材、人員等の輸送は、原則として、応援を要請した自治体を実施するものとする。ただし、応援を要請した自治体による輸送が困難な場合には、応援を行う自治体にこれを依頼することができる。

(経費の負担)

第6条 応援に要した経費は、応援を受けた自治体の負担とする。

2 応援を受けた自治体が、前項に規定する費用を弁済するいとまがなく、かつ応援を受けた自治体から要請があった場合には応援を行う自治体が、当該費用を一時繰替え支弁するものとする。

(資料・情報の交換)

第7条 豊島区並びに関市は、この協定による応援が円滑に行われるよう、毎年、一定の時期に、地域防災計画をはじめ災害に関する情報・資料を相互に交換するものとする。

(その他)

第8条 この協定に定めのない事項は、第2条に定める連絡担当部局が協議して決定するものとする。

平成13年11月13日

東京都豊島区

豊島区長 高 野 之 夫

岐阜県関市

関市長 後 藤 昭 夫

IV-8 豊島区と神流町との非常災害時等における相互応援に関する協定

(趣旨)

第1条 豊島区並びに神流町は、相互協力の友愛的精神に基づき、いずれかの自治体の地域において大規模な災害が発生し、被災した自治体独自では十分に被災者の救援等の応急措置が実施できない場合に、被災した自治体の要請により、災害を受けていない自治体が協力・応援を行い、もって、被災した自治体が応急対策や復旧対策を円滑に遂行できるようにするため、この協定を締結する。

(連絡の窓口)

第2条 豊島区並びに神流町は、あらかじめ相互応援に関する連絡担当の部局を定め、災害が発生したときは、速やかに相互に連絡するものとする。

(応援の手続)

第3条 応援を要請する自治体は、次の事項を明らかにし、前条に定める連絡担当部局を通じて、ファクシミリ、電話または電信により応援を要請し、後日、速やかに公文書を送付するものとする。

- (1) 被害の状況
- (2) 次条第1号及び第2号に掲げるものの品名、数量等
- (3) 次条第3号に掲げるものの職種別人員
- (4) 応援の場所及び応援場所への経路
- (5) 応援の期間
- (6) その他必要な事項

(応援の種類)

第4条 応援の種類は、次のとおりとする。

- (1) 食糧、飲料水、生活必需品等の救助救援用物資の提供
- (2) 医療、防疫資器材、発電機、車両等の応急対策用資器材の提供又は貸与
- (3) 医療職、技術職、技能職等の職員の派遣
- (4) 被災者の一時収容のための施設の提供
- (5) その他、特に要請のあった事項

(物資の輸送等)

第5条 救援物資、資器材、人員等の輸送は、原則として、応援を要請した自治体を実施するものとする。ただし、応援を要請した自治体による輸送が困難な場合には、応援を行う自治体にこれを依頼することができる。

(経費の負担)

第6条 応援に要した経費は、応援を受けた自治体の負担とする。

2 応援を受けた自治体が、前項に規定する費用を支弁するいとまがなく、かつ応援を受けた自治体から要請があった場合には応援を行う自治体が、当該費用を一時繰替え支弁するものとする。

(資料・情報の交換)

第7条 豊島区並びに神流町は、この協定による応援が円滑に行われるよう、毎年、一定の時期に、地域防災計画をはじめ災害に関する情報・資料を相互に交換するものとする。

(その他)

第8条 この協定に定めのない事項は、第2条に定める連絡担当部局が協議して決定するものとする。

平成15年7月9日

東京都豊島区

豊島区長

高

野

之

夫

群馬県神流町

神流町長

宮

前

鍬

十郎

IV-9 豊島区と魚沼市との非常災害時等における相互応援に関する協定

(趣旨)

第1条 豊島区並びに魚沼市は、相互協力の友愛的精神に基づき、いずれかの自治体の地域において大規模な災害が発生し、被災した自治体独自では十分に被災者の救援等の応急措置が実施できない場合に、被災した自治体の要請により、災害を受けていない自治体が協力・応援を行い、もって、被災した自治体が応急対策や復旧対策を円滑に遂行できるようにするため、この協定を締結する。

(連絡の窓口)

第2条 豊島区並びに魚沼市は、あらかじめ相互応援に関する連絡担当の部局を定め、災害が発生したときは、速やかに相互に連絡するものとする。

(応援の手続)

第3条 応援を要請する自治体は、次の事項を明らかにし、前条に定める連絡担当部局を通じて、ファクシミリ、電話または電信により応援を要請し、後日、速やかに公文書を送付するものとする。

- (1) 被害の状況
- (2) 次条第1号及び第2号に掲げるものの品名、数量等
- (3) 次条第3号に掲げるものの職種別人員
- (4) 応援の場所及び応援場所への経路
- (5) 応援の期間
- (6) その他必要な事項

(応援の種類)

第4条 応援の種類は、次のとおりとする。

- (1) 食糧、飲料水、生活必需品等の救助救援用物資の提供
- (2) 医療、防疫資器材、発電機、車両等の応急対策用資器材の提供又は貸与
- (3) 医療職、技術職、技能職等の職員の派遣
- (4) 被災者の一時収容のための施設の提供
- (5) その他、特に要請のあった事項

(物資の輸送等)

第5条 救援物資、資器材、人員等の輸送は、原則として、応援を要請した自治体を実施するものとする。ただし、応援を要請した自治体による輸送が困難な場合には、応援を行う自治体にこれを依頼することができる。

(経費の負担)

第6条 応援に要した経費は、応援を受けた自治体の負担とする。

2 応援を受けた自治体が、前項に規定する費用を支弁するいとまがなく、かつ応援を受けた自治体から要請があった場合には応援を行う自治体が、当該費用を一時繰替え支弁するものとする。

(資料・情報の交換)

第7条 豊島区並びに魚沼市は、この協定による応援が円滑に行われるよう、毎年、一定の時期に、地域防災計画をはじめ災害に関する情報・資料を相互に交換するものとする。

(その他)

第8条 この協定に定めのない事項は、第2条に定める連絡担当部局が協議して決定するものとする。

平成17年4月14日

東京都豊島区

豊島区長

高

野

之

夫

新潟県魚沼市

魚沼市長

星

野

芳

昭

IV-10 豊島区と箕輪町との非常災害時等における相互応援に関する協定

(趣旨)

第1条 豊島区並びに箕輪町は、相互協力の友愛的精神に基づき、いずれかの自治体の地域において大規模な災害が発生し、被災した自治体独自では十分に被災者の救援等の応急措置が実施できない場合に、被災した自治体の要請により、災害を受けていない自治体が協力・応援を行い、もって、被災した自治体が応急対策や復旧対策を円滑に遂行できるようにするため、この協定を締結する。

(連絡の窓口)

第2条 豊島区並びに箕輪町は、あらかじめ相互応援に関する連絡担当の部局を定め、災害が発生したときは、速やかに相互に連絡するものとする。

(応援の手続)

第3条 応援を要請する自治体は、次の事項を明らかにし、前条に定める連絡担当部局を通じて、ファクシミリ、電話または電信により応援を要請し、後日、速やかに公文書を送付するものとする。

- (1) 被害の状況
- (2) 次条第1号及び第2号に掲げるものの品名、数量等
- (3) 次条第3号に掲げるものの職種別人員
- (4) 応援の場所及び応援場所への経路
- (5) 応援の期間
- (6) その他必要な事項

(応援の種類)

第4条 応援の種類は、次のとおりとする。

- (1) 食糧、飲料水、生活必需品等の救助救援用物資の提供
- (2) 医療、防疫資器材、発電機、車両等の応急対策用資器材の提供又は貸与
- (3) 医療職、技術職、技能職等の職員の派遣
- (4) 被災者の一時収容のための施設の提供
- (5) その他、特に要請のあった事項

(物資の輸送等)

第5条 救援物資、資器材、人員等の輸送は、原則として、応援を要請した自治体を実施するものとする。ただし、応援を要請した自治体による輸送が困難な場合には、応援を行う自治体にこれを依頼することができる。

(経費の負担)

第6条 応援に要した経費は、応援を受けた自治体の負担とする。

2 応援を受けた自治体が、前項に規定する費用を支弁するいとまがなく、かつ応援を受けた自治体から要請があった場合には応援を行う自治体が、当該費用を一時繰替え支弁するものとする。

(資料・情報の交換)

第7条 豊島区並びに箕輪町は、この協定による応援が円滑に行われるよう、毎年、一定の時期に、地域防災計画をはじめ災害に関する情報・資料を相互に交換するものとする。

(その他)

第8条 この協定に定めのない事項は、第2条に定める連絡担当部局が協議して決定するものとする。

平成17年4月23日

東京都豊島区

豊島区長

高

野

之

夫

長野県箕輪町

箕輪町長

平

澤

豊

満

IV-11 豊島区と常陸大宮市との非常災害時等における相互応援に関する協定

(趣旨)

第1条 豊島区並びに常陸大宮市は、相互協力の友愛的精神に基づき、いずれかの自治体の地域において大規模な災害が発生し、被災した自治体独自では十分に被災者の救援等の応急措置が実施できない場合に、被災した自治体の要請により、災害を受けていない自治体が協力・応援を行い、もって、被災した自治体が応急対策や復旧対策を円滑に遂行できるようにするため、この協定を締結する。

(連絡の窓口)

第2条 豊島区並びに常陸大宮市は、あらかじめ相互応援に関する連絡担当の部局を定め、災害が発生したときは、速やかに相互に連絡するものとする。

(応援の手続)

第3条 応援を要請する自治体は、次の事項を明らかにし、前条に定める連絡担当部局を通じて、ファクシミリ、電話または電信により応援を要請し、後日、速やかに公文書を送付するものとする。

- (1) 被害の状況
- (2) 次条第1号及び第2号に掲げるものの品名、数量等
- (3) 次条第3号に掲げるものの職種別人員
- (4) 応援の場所及び応援場所への経路
- (5) 応援の期間
- (6) その他必要な事項

(応援の種類)

第4条 応援の種類は、次のとおりとする。

- (1) 食糧、飲料水、生活必需品等の救助救援用物資の提供
- (2) 医療、防疫資器材、発電機、車両等の応急対策用資器材の提供又は貸与
- (3) 医療職、技術職、技能職等の職員の派遣
- (4) 被災者の一時収容のための施設の提供
- (5) その他、特に要請のあった事項

(物資の輸送等)

第5条 救援物資、資器材、人員等の輸送は、原則として、応援を要請した自治体を実施するものとする。ただし、応援を要請した自治体による輸送が困難な場合には、応援を行う自治体にこれを依頼することができる。

(経費の負担)

第6条 応援に要した経費は、応援を受けた自治体の負担とする。

2 応援を受けた自治体が、前項に規定する費用を支弁するいとまがなく、かつ応援を受けた自治体から要請があった場合には応援を行う自治体が、当該費用を一時繰替え支弁するものとする。

(資料・情報の交換)

第7条 豊島区並びに常陸大宮市は、この協定による応援が円滑に行われるよう、毎年、一定の時期に、地域防災計画をはじめ災害に関する情報・資料を相互に交換するものとする。

(その他)

第8条 この協定に定めのない事項は、第2条に定める連絡担当部局が協議して決定するものとする。

平成17年5月12日

東京都豊島区

豊島区長 高 野 之 夫

茨城県常陸大宮市

常陸大宮市長 矢 数 浩

IV-12 豊島区と那須烏山市との非常災害時等における相互応援に関する協定

(趣旨)

第1条 豊島区並びに那須烏山市は、相互協力の友愛的精神に基づき、いずれかの自治体の地域において大規模な災害が発生し、被災した自治体独自では十分に被災者の救援等の応急措置が実施できない場合に、被災した自治体の要請により、災害を受けていない自治体が協力・応援を行い、もって、被災した自治体が応急対策や復旧対策を円滑に遂行できるようにするため、この協定を締結する。

(連絡の窓口)

第2条 豊島区並びに那須烏山市は、あらかじめ相互応援に関する連絡担当の部局を定め、災害が発生したときは、速やかに相互に連絡するものとする。

(応援の手続)

第3条 応援を要請する自治体は、次の事項を明らかにし、前条に定める連絡担当部局を通じて、ファクシミリ、電話または電信により応援を要請し、後日、速やかに公文書を送付するものとする。

- (1) 被害の状況
- (2) 次条第1号及び第2号に掲げるものの品名、数量等
- (3) 次条第3号に掲げるものの職種別人員
- (4) 次条第4号及び第5号に掲げるものの人数及び期間
- (5) 応援の場所及び応援場所への経路
- (6) 応援の期間
- (7) その他必要な事項

(応援の種類)

第4条 応援の種類は、次のとおりとする。

- (1) 食糧、飲料水、生活必需品等の救助救援用物資の提供
- (2) 医療、防疫資器材、発電機、車両等の応急対策用資器材の提供又は貸与
- (3) 医療職、技術職、技能職等の職員の派遣
- (4) 被災者の一時収容のための施設の提供
- (5) 被災した児童、生徒等の一時的な受入
- (6) その他、特に要請のあった事項

(物資の輸送等)

第5条 救援物資、資器材、人員等の輸送は、原則として、応援を要請した自治体を実施するものとする。ただし、応援を要請した自治体による輸送が困難な場合には、応援を行う自治体にこれを依頼することができる。

(経費の負担)

第6条 応援に要した経費は、応援を受けた自治体の負担とする。

2 応援を受けた自治体が、前項に規定する費用を支弁するいとまがなく、かつ応援を受けた自治体から要請があった場合には応援を行う自治体が、当該費用を一時繰替え支弁するものとする。

(災害補償等)

第7条 応援職員の災害補償等については、次の通りとする。

- (1) 応援職員が被災した自治体への出勤、帰路途中及び応援活動中において、負傷し、疾病に

かかり又は死亡した場合は、応援を行った自治体はその災害補償をする。

ただし、被災した自治体において行った救急治療の費用は、被災した自治体の負担とする。

(2) 応援職員が応援活動中に第三者に損害を与えた場合は、被災した自治体はその損害を補償する。

(資料・情報の交換)

第8条 豊島区並びに那須烏山市は、この協定による応援が円滑に行われるよう、毎年、一定の時期に、地域防災計画をはじめ災害に関する情報・資料を相互に交換するものとする。

(指揮権)

第9条 応援活動に従事する応援職員は、被災した自治体の災害対策本部長の指揮の下に行動するものとする。

(協 議)

第10条 この協定に定めのない事項は、各自自治体が協議して決定するものとする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、署名押印の上、各1通を保有する。

平成18年11月16日

東京都豊島区

豊島区長 高 野 之 夫

栃木県那須烏山市

那須烏山市長 大 谷 範 雄

IV-13 障害者を対象とする避難所施設利用に関する協定書(都立大塚ろう学校)

豊島区長を「甲」とし、都立大塚ろう学校長を「乙」とし、甲乙の間において、次のとおり避難所としての施設利用に関する協定を締結する。

(目的)

第1 この協定書は、甲が、乙の管理する施設の一部を、甲の計画する二次避難所(障害者を対象とする避難所。)として利用することについて必要な事項を定めることを目的とする。

(避難所利用対象者等)

第2 乙の管理する施設を避難所として利用する対象者は、介護を要する障害者等とするものとする。この場合、甲は、介護者(家族を含む。)を配置するものとする。

(避難所として利用できる施設の周知)

第3 甲は、乙の管理する施設のうち避難所として利用できる施設の範囲を、地域住民に周知するよう必要な措置を講ずるものとする。

(避難所の開設)

第4 甲は、災害時において避難所として開設する必要がある場合、乙の指定した場所に開設することができる。

(開設の通知)

第5 甲は、第4に基づき避難所を開設する際、事前に乙に対しその旨を、文書または口頭で通知するものとする。

2 甲は、避難所の開設に緊急を要するときは、前項の規定にかかわらず、乙の承認した施設を避難所として開設することができるものとする。ただし、できるだけ早い時期に、甲は、乙に対し開設した旨通知するものとする。

(避難所の管理)

第6 避難所の管理運営は、甲の責任において行うものとする。

2 避難所管理運営について、乙は甲に協力するものとする。

(費用負担)

第7 甲は、避難所の管理運営に係る費用を負担するものとする。

(開設機関)

第8 避難所の開設機関は災害発生の日から7日以内とするものとする。ただし、状況により期間を延長する必要がある場合、甲は乙と協議の上、東京都教育委員会教育長に使用許可延長の申請をするものとする。

(避難所解消への努力)

第9 甲は、乙が早期に教育活動を再開できるよう配慮するとともに、当該避難所の早期解消に務めるものとする。

(避難所の終了)

第10 甲は、乙の管理する施設を避難所として終了する際は、乙に避難所使用終了届を提出するとともに、その施設を現状に復し、乙の確認を受けた後、乙に引き渡すものとする。

(協議)

第11 この協定書に定めなき事項に疑義の生じた場合は、甲乙協議の上、定めるものとする。甲と乙は、この協定を証するため、本書2通を作成し、それぞれ記名押印の上各1通を保有するものとする。

附 則

1. この協定は、平成8年4月1日から施行する。
2. この協定に、甲の二次非難所（障害者関係）計画関係書類「二次避難所（障害者関係）概要」を添付する。
3. 甲が避難所として使用する場所は、乙の管理する施設のうち体育館に限るものとし、この協定書に都立大塚ろう学校施設見取り図を添付して明らかにする。
4. 避難所施設開設にともなう資器材の整備・設置等は、甲と乙で別途協議して決めるものとする。

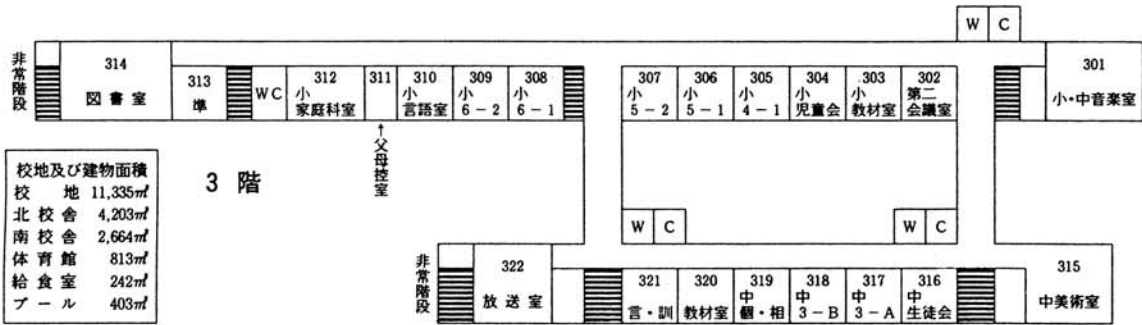
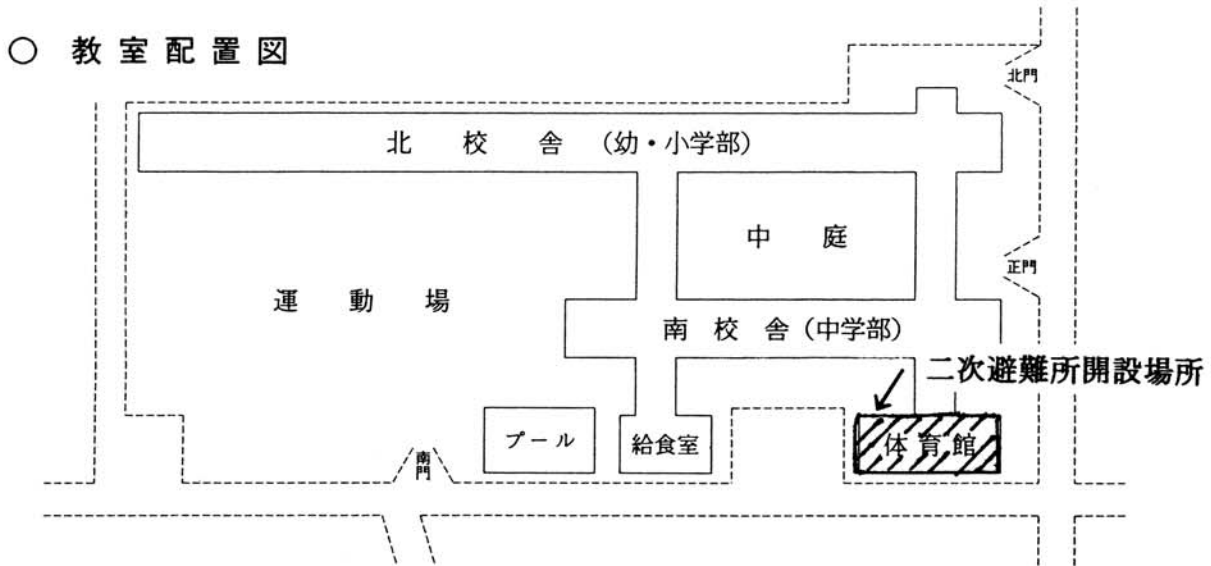
平成8年3月29日

(甲) 豊島区長 加 藤 一 敏

(乙) 東京都立大塚ろう学校長 脇 坂 順 雄

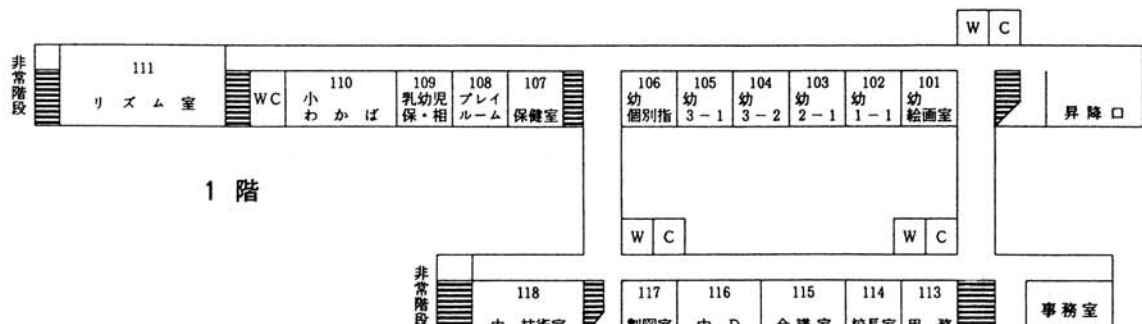
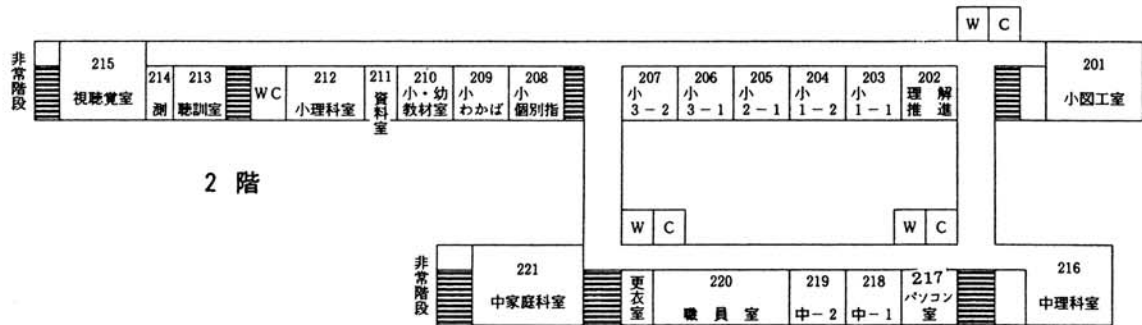
東京都立大塚ろう学校 施設見取り図

○ 教室配置図



校地及び建物面積

校地	11,335㎡
北校舎	4,203㎡
南校舎	2,664㎡
体育館	813㎡
給食室	242㎡
プール	403㎡



給食室 体育館

二次避難所（障害者関係）概要

豊 島 区

1. 豊島区災害対策本部長（区長。以下「本部長」という。）は、障害者について、救援センター（被災した区民の救援・救護活動を行うための地域の拠点施設として区立小中学校等を対象に設置。情報連絡・給食給水・医療救護・仮泊の機能を整備。）では十分な救援・救護活動が実施できないと認めるときは「二次避難所」を開設して保護する。
2. 「二次避難所」は、区立心身障害者福祉センター、区立目白福祉作業所、区立駒込福祉作業所、区立目白生活実習所、区立駒込生活実習所及び都立大塚ろう学校を対象に開設する。
ただし、区有施設以外の施設は開設を後順位とする。
3. 本部長は、救援センターに避難したり災者において、救援センターでの生活が困難と認める障害者がある場合は、原則として、本人の申請に基づき「二次避難所」で受入れ保護する。
受入れの基準は、おおむね次の基準による。

<基準>身体障害者手帳1・2級の者または愛の手帳1・2度の者。ただし、視覚・聴覚障害者を除く。
4. 二次避難所での災害応急対策の内容は、給食・給水、生活必需品等の支給のほか、り災者の日常生活を支援することを主な内容とする。
5. 二次避難所の運営は、豊島区災害対策本部地域防災部二次避難所担当課が、保護者もしくは介護者の協力を得て実施する。
6. 二次避難所を閉鎖したときは、二次避難所担当課長は、二次避難所を開設した施設が、速やかに本来の業務を実施できるよう、施設の復旧に務める。

IV-14 避難所施設利用に関する協定書(都立千早高等学校)

豊島区長を「甲」とし、東京都立千早高等学校長を「乙」とし、甲乙の間においてつぎのとおり避難所としての施設利用に関する協定を締結する。

(目的)

第1条 この協定書は、甲が、乙の管理する施設の一部を、避難所として利用することについての必要な事項を定めることを目的とする。

(避難所として利用できる施設の周知)

第2条 甲は、乙の管理する施設のうち避難所として利用できる施設の範囲を、地域住民に周知するよう必要な措置を講ずるものとする。

(避難所の開設)

第3条 甲は、災害時において避難所として開設する必要がある場合、乙の指定した場所を開設することができる。

(応急危険度判定の実施)

第4条 甲は、避難所として利用する場合、二次災害を防止するため都と連携して早急に応急危険度判定員を派遣し、施設利用の安全性について調査する。

2 甲は、判定員が到着しない場合は建築関係者により施設・設備等の安全確認を行う。

(開設の通知)

第5条 甲は、第3条に基づき避難所を開設する際、事前に乙に対しその旨を、文書または口頭で通知するものとする。

2 甲は、避難所の開設に緊急を要するときは、前項の規定にかかわらず、乙の承認した施設を避難所として開設することができるものとする。ただし、できるだけ早い時期に、甲は、乙に対し開設した旨通知するものとする。

(避難所の管理)

第6条 避難所の管理運営は、甲の責任において行うものとする。

2 避難所の管理運営について、乙は甲に協力するものとする。

(費用負担)

第7条 甲は、避難所の管理運営にかかわる費用を負担するものとする。

(開設期間)

第8条 避難所の開設期間は、災害発生の日から7日以内とする。ただし、状況により期間を延長する必要がある場合、甲は乙と協議の上、東京都教育委員会教育長に使用許可延長の申請をするものとする。

(避難所解消への努力)

第9条 甲は、乙が早期に教育活動を再開できるよう配慮するとともに、当該避難所の早期解消に努めるものとする。

(避難所の終了)

第10条 甲は、乙の管理する施設を避難所として終了する際は、乙に避難所使用終了届を提出するとともに、その施設を原状に復し、乙の確認を受けた後、乙に引き渡すものとする。

(協 議)

第 11 条 この協定に定めのない事項及び協定に疑義が生じた場合は、甲乙協議のうえ、定めるものとする。

甲と乙は、この協定を証するため、本書 2 通を作成し、それぞれ記名押印の上、各 1 通を保有するものとする。

附 則

1. この協定は、平成 17 年 9 月 1 日から施行する。
2. 第 3 条で、乙が指定する場所は、本協定に添付した学校施設見取り図で示した場所とする。
3. 避難所施設開設にともなう資器材の整備・設置等は、甲と乙で別途協議して決めるものとする。

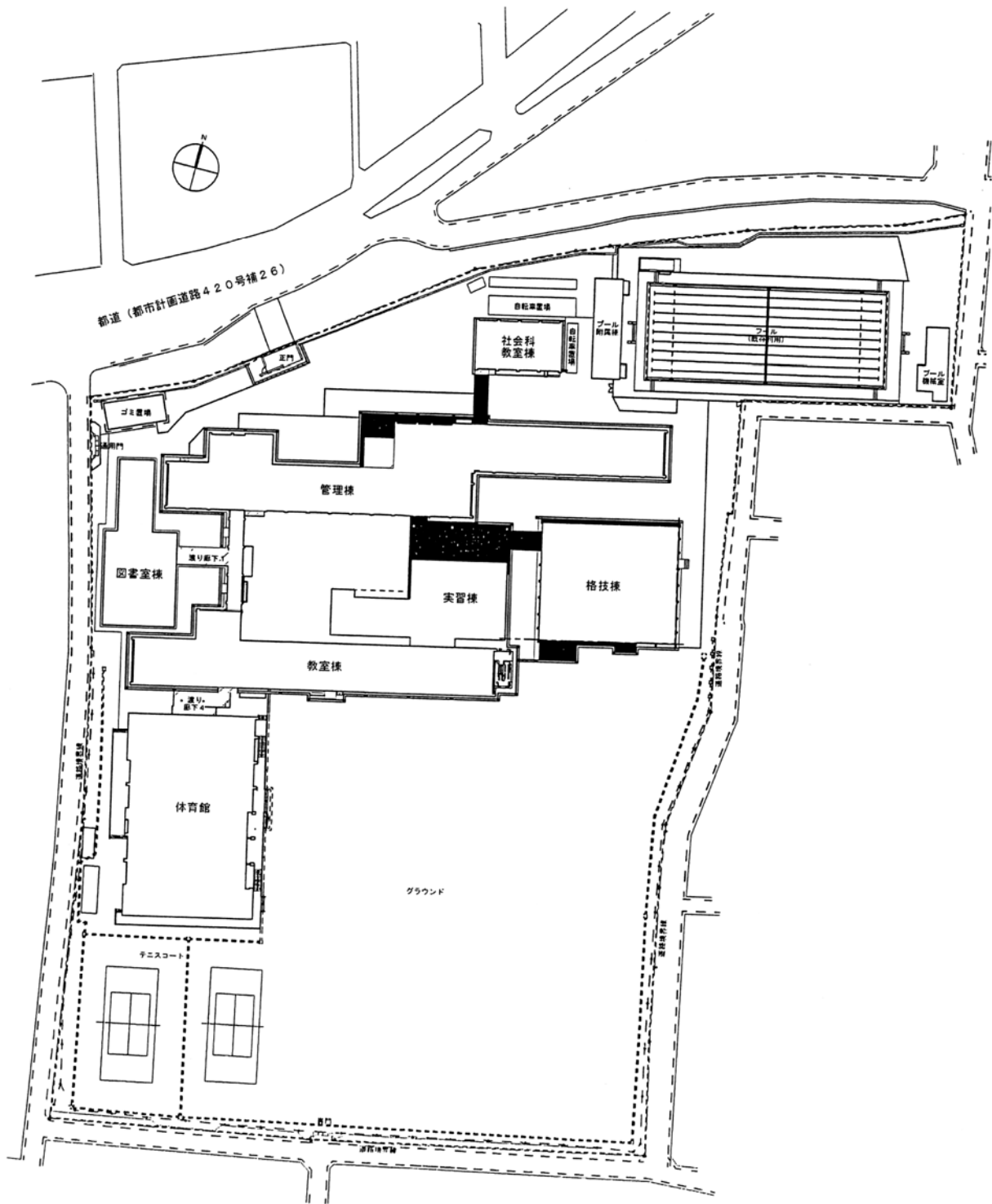
平成 17 年 9 月 1 日

(甲) 豊島区長

高 野 之 夫

(乙) 東京都立千早高等学校長

佐 藤 芳 孝



IV-15 避難所施設利用に関する協定書(都立文京高等学校)

豊島区長を「甲」とし、都立文京高等学校長を「乙」とし、甲乙の間において、次のとおり避難所としての施設利用に関する協定を締結する。

(目的)

第1 この協定書は、甲が、乙の管理する施設の一部を、避難所として利用することについての必要な事項を定めることを目的とする。

(避難所として利用できる施設の周知)

第2 甲は、乙の管理する施設のうち避難所として利用できる施設の範囲を、地域住民に周知するよう必要な措置を講ずるものとする。

(避難所の開設)

第3 甲は、災害時において避難所として開設する必要がある場合、乙の指定した場所を開設することができる。

(開設の通知)

第4 甲は、第3に基づき避難所を開設する際、事前に乙に対しその旨を、文書または口頭で通知するものとする。

2 甲は、避難所の開設に緊急を要するときは、前項の規定にかかわらず、乙の承認した施設を避難所として開設することができるものとする。ただし、できるだけ早い時期に、甲は、乙に対し開設した旨通知するものとする。

(避難所の管理)

第5 避難所の管理運営は、甲の責任において行うものとする。

2 避難所管理運営について、乙は甲に協力するものとする。

(費用負担)

第6 甲は、避難所の管理運営に係る費用を負担するものとする。

(開設期間)

第7 避難所の開設期間は災害発生の日から7日以内とするものとする。ただし、状況により期間を延長する必要がある場合、甲は乙と協議の上、東京都教育委員会教育長に使用許可延長の申請をするものとする。

(避難所解消への努力)

第8 甲は、乙が早期に教育活動を再開できるよう配慮するとともに、当該避難所の早期解消に務めるものとする。

(避難所の終了)

第9 甲は、乙の管理する施設を避難所として終了する際は、乙に避難所使用終了届を提出するとともに、その施設を現状に復し、乙の確認を受けた際、乙に引き渡すものとする。

(協議)

第10 この協定書に定めなき事項に疑義の生じた場合は、甲乙協議の上、定めるものとする。

甲と乙は、この協定を証するため、本書2通を作成し、それぞれ記名押印の上各1通を保有するものとする。

附 則

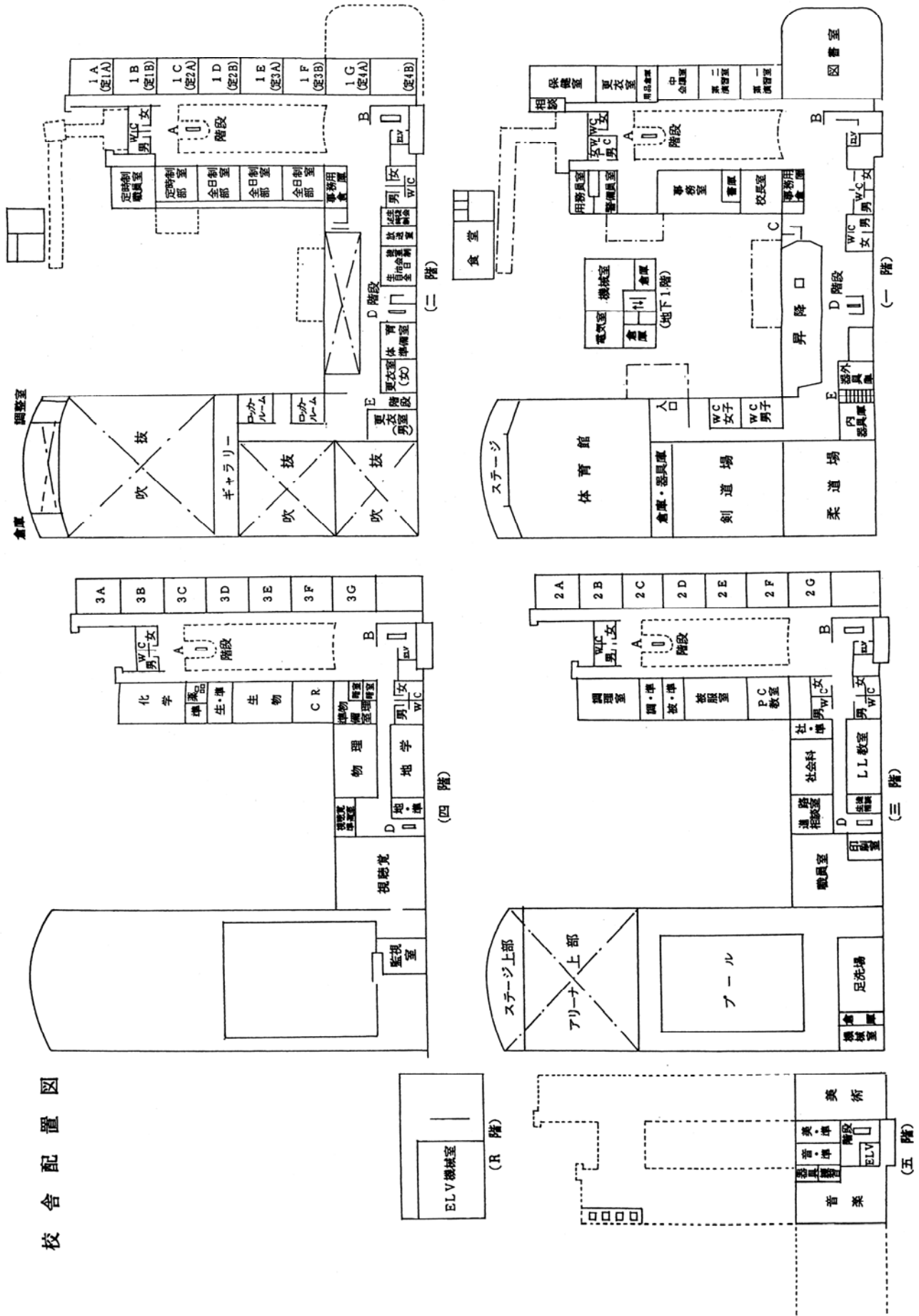
1. この協定は、平成8年4月8日から施行する。
2. 避難所施設開設にともなう資器材の整備・設置等は、甲と乙で別途協議して決めるものとする。

平成8年4月8日

(甲) 豊 島 区 長 加 藤 一 敏

(乙) 東京都立文京高等学校長 水 谷 弘

校舎配置図



IV-16 避難所施設利用に関する協定書(都立豊島高等学校)

豊島区長を「甲」とし、都立豊島高等学校長を「乙」とし、甲乙の間において、次のとおり避難所としての施設利用に関する協定を締結する。

(目的)

第1 この協定書は、甲が、乙の管理する施設の一部を、避難所として利用することについての必要な事項を定めることを目的とする。

(避難所として利用できる施設の周知)

第2 甲は、乙の管理する施設のうち避難所として利用できる施設の範囲を、地域住民に周知するよう必要な措置を講ずるものとする。

(避難所の開設)

第3 甲は、災害時において避難所として開設する必要がある場合、乙の指定した場所を開設することができる。

(開設の通知)

第4 甲は、第3に基づき避難所を開設する際、事前に乙に対しその旨を、文書または口頭で通知するものとする。

2 甲は、避難所の開設に緊急を要するときは、前項の規定にかかわらず、乙の承認した施設を避難所として開設することができるものとする。ただし、できるだけ早い時期に、甲は、乙に対し開設した旨通知するものとする。

(避難所の管理)

第5 避難所の管理運営は、甲の責任において行うものとする。

2 避難所管理運営について、乙は甲に協力するものとする。

(費用負担)

第6 甲は、避難所の管理運営に係る費用を負担するものとする。

(開設期間)

第7 避難所の開設期間は災害発生の日から7日以内とするものとする。ただし、状況により期間を延長する必要がある場合、甲は乙と協議の上、東京都教育委員会教育長に使用許可延長の申請をするものとする。

(避難所解消への努力)

第8 甲は、乙が早期に教育活動を再開できるよう配慮するとともに、当該避難所の早期解消に努めるものとする。

(避難所の終了)

第9 甲は、乙の管理する施設を避難所として終了する際は、乙に避難所使用終了届を提出するとともに、その施設を原状に復し、乙の確認を受けた後、乙に引き渡すものとする。

(協議)

第10 この協定書に定めなき事項に疑義の生じた場合は、甲乙協議の上、定めるものとする。

甲と乙は、この協定を証するため、本書2通を作成し、それぞれ記名押印の上各1通を保有するものとする。

附 則

1. この協定は、平成9年2月1日から施行する。
2. 第3で乙が指定する場所は、本協定に添付した学校施設見取り図で示した場所とする。
3. 避難所施設開設にともなう資器材の整備・設置等は、甲と乙で別途協議して決めるものとする。

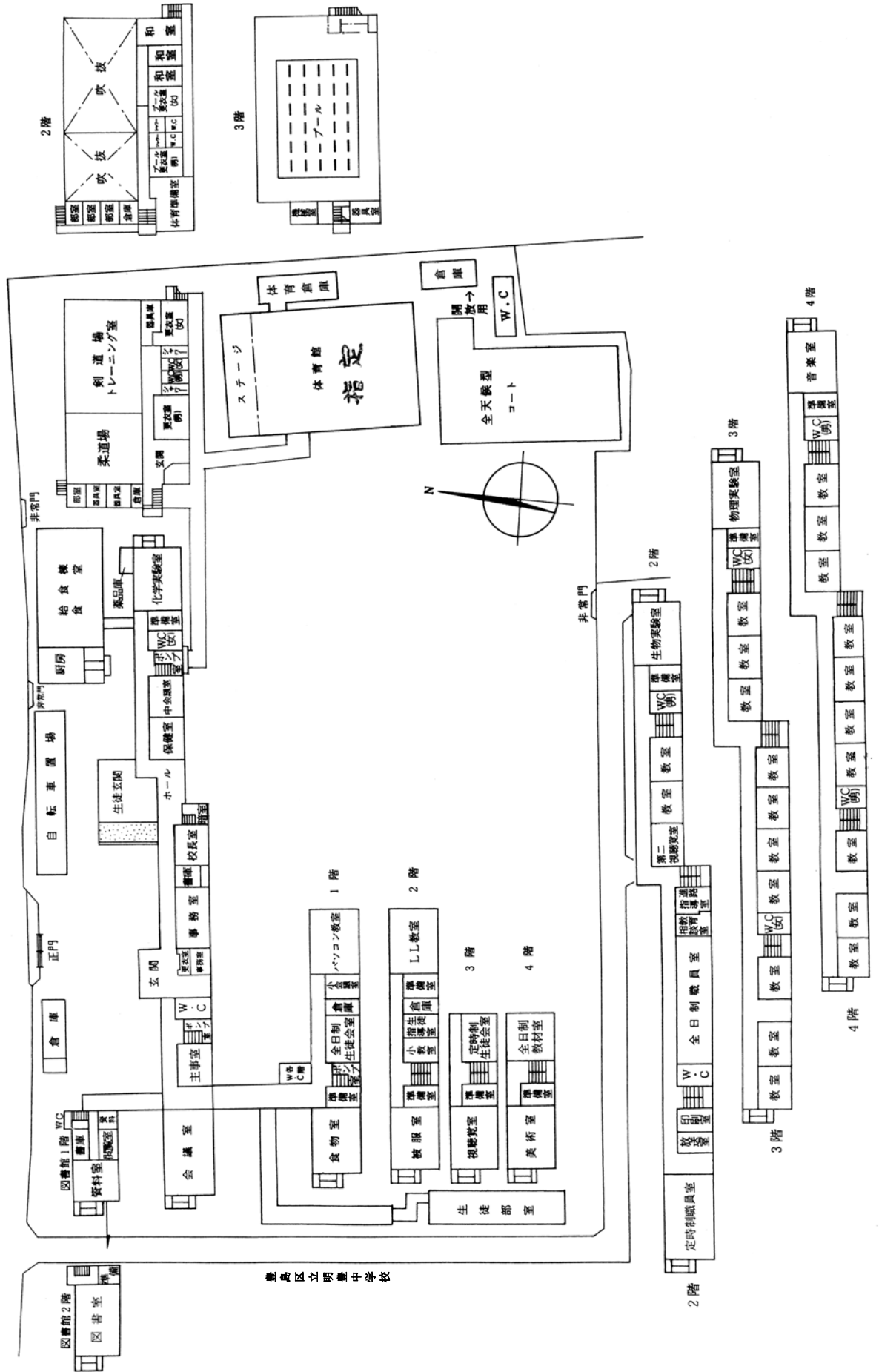
平成9年1月30日

(甲) 豊 島 区 長 加 藤 一 敏

(乙) 東京都立豊島高等学校長 小 田 幸 世

校舎配置図

東京都立豊島高等学校
S. 1 / 800



豊島区立明豊中学校

IV-17 災害時における相互協力に関する協定(川村学園)

豊島区を「甲」とし、学校法人川村学園を「乙」とし、甲乙の間において、次のとおり、相互協力に関する協定を締結する。

(目的)

第1条 この協定書は、甲と乙がお互い平素より連絡を密にし、災害時には園児・児童・生徒及び地域住民の安全の確保を図るため災害対策上必要な事項を定めることを目的とする。

(利用する施設の範囲)

(協力の内容)

第2条 甲と乙の協力の内容は、次の通りとする。

ア 甲は乙の施設内に個別受信機を設置して、甲の情報を提供する。

イ 甲は、乙の施設内外の火災に対し消火器等の設置を図り、乙は初期消火活動に協力する。

ウ 乙は管理する施設のうち一時避難所及び防災拠点として利用できる施設の範囲をあらかじめ定め、災害時の円滑な運営を図るものとする。

(一時避難所の開設)

第3条 甲は、災害時において一時避難所を開設する必要がある場合、乙の指定した場所を開設することができる。

2 乙は、東京都の指定する避難場所(学習院大学)に住民等が避難した場合、乙が管理する施設のうち防災拠点として活用できる乙の施設を提供するものとする。

(開設の通知)

第4条 甲は、第3条に基づき一時避難所及び防災拠点を開設する際、事前に乙に対しその旨を、文書また口頭で通知するものとする。

2 甲は、避難所及び防災拠点の開設に緊急を要するときは、前項の規定にかかわらず、乙の承認した施設を開設することができるものとする。ただし、できるだけ早い時期に、甲は、乙に対し開設した旨を通知するものとする。

(一時避難所の管理)

第5条 一時避難所及び防災拠点の管理運営は、甲の責任において行うものとする。

2 一時避難所及び防災拠点の管理運営について、乙は、できる限り甲に協力するものとする。

(費用負担)

第6条 甲は、避難所の管理運営に係わる費用を負担するものとする。また、施設利用の際、施設等に損害を生じた場合も甲の負担で修理するものとする。

(開設期間)

第7条 避難所の開設期間は、災害発生の日から7日以内とする。ただし、状況により期間を延長する必要がある場合、甲は、乙と協議の上、使用許可延長の申請をするものとする。

(避難所解消への努力)

第8条 甲は、乙が早期に教育活動を再開できるよう配慮するとともに、当該避難所の早期解消に努めるものとする。

(避難所の終了)

第9条 甲は、乙の管理する施設の避難所としての使用を終了する際は、乙に避難所使用終了届を提出するとともに、その施設を原状に復し、乙の確認を受けた後、乙に引き渡すものとする。

(平常時の訓練)

第10条 乙が行う防災訓練に対し、甲は、支援するものとする。

(有効期間)

第11条 この協定の有効期間は、平成10年7月7日から平成11年3月31日までとする。ただし、期間満了の日の1ヵ月前までに甲、乙双方意思表示がない場合はさらに1年間継続するものとし、以後もこの例による。

(協議)

第12条 この協定書に定めなき事項に疑義の生じた場合は、甲乙協議の上、定めるものとする。甲と乙は、この協定を証するため、本書2通を作成し、それぞれ記名押印のうえ各1通を保有するものとする。

1 この協定は、平成10年7月7日から施行する。

平成10年7月7日

(甲) 豊島区長

加 藤 一 敏

(乙) 学校法人

川村学園 理事長

川 村 澄 子

IV-18 災害時における相互協力に関する協定(十文字学園)

豊島区を「甲」とし、学校法人十文字学園を「乙」とし、甲乙の間において、次のとおり、相互協力に関する協定を締結する。

(目的)

第1条 この協定書は、甲と乙がお互い平素より連絡を密にし、災害時には園児及び生徒並びに地域住民の安全の確保を図るため災害対策上必要な事項を定めることを目的とする。

(利用する施設の範囲)

第2条 この協定書に基づき甲が利用する施設は、乙の管理する施設のうち豊島区北大塚に存する学校施設に限る。

(協力の内容)

第3条 甲と乙の協力の内容は、次の通りとする。

- ア 甲は乙の施設内に個別受信機を設置して、甲の情報を提供する。
- イ 甲は、乙の施設内外の火災に対し消火器等の設置を図り、乙は初期消火活動に協力する。
- ウ 乙は管理する施設のうち一時避難所及び防災拠点として利用できる施設の範囲をあらかじめ定め災害時の円滑な運営を図るものとする。

(一時避難所及び防災拠点の開設)

第4条 甲は、災害時において一時避難所及び防災拠点を開設する必要がある場合、乙の指定した場所を開設することができる。

(開設の通知)

第5条 甲は、第3条に基づき一時避難所及び防災拠点を開設する際、事前に乙に対しその旨を、文書また口頭で通知するものとする。

- 2 甲は、避難所及び防災拠点の開設に緊急を要するときは、前項の規定にかかわらず、乙の承認した施設を開設することができるものとする。ただし、できるだけ早い時期に、甲は、乙に対し開設した旨を通知するものとする。

(一時避難所の管理)

第6条 一時避難所及び防災拠点の管理運営は、甲の責任において行うものとする。

- 2 一時避難所及び防災拠点の管理運営について、乙は、できる限り甲に協力するものとする。

(費用負担)

第7条 甲は、避難所の管理運営に係わる費用を負担するものとする。また、施設利用の際、施設等に損害を生じた場合も甲の負担で修理するものとする。

(開設期間)

第8条 避難所の開設期間は、災害発生の日から7日以内とする。ただし、状況により期間を延長する必要がある場合、甲は、乙と協議の上、使用許可延長の申請をするものとする。

(避難所解消への努力)

第9条 甲は、乙が早期に教育活動を再開できるよう配慮するとともに、当該避難所の早期解消に努めるものとする。

(避難所の終了)

第 10 条 甲は、乙の管理する施設の避難所としての使用を終了する際は、乙に避難所使用終了届を提出するとともに、その施設を原状に復し、乙の確認を受けた後、乙に引き渡すものとする。

(平常時の訓練)

第 11 条 乙が行う防災訓練に対し甲は、支援するものとする。

(有効期間)

第 12 条 この協定の有効期間は、平成 10 年 7 月 30 日から平成 11 年 3 月 31 日までとする。ただし、期間満了の日の 1 ヶ月前までに甲、乙双方意思表示がない場合はさらに 1 年間継続するものとし、以後もこの例による。

(協 議)

第 13 条 この協定書に定めなき事項に疑義の生じた場合は、甲乙協議の上、定めるものとする。甲と乙は、この協定を証するため、本書 2 通を作成し、それぞれ記名押印のうえ各 1 通を保有するものとする。

1 この協定は、平成 10 年 7 月 30 日から施行する。

平成 10 年 7 月 30 日

(甲) 豊島区長

加 藤 一 敏

(乙) 学校法人

十文字学園 理事長

十 文 字 一 夫

IV-19 災害時における相互協力に関する協定(学習院)

豊島区を「甲」とし、学校法人学習院を「乙」とし、甲乙の間において東京都が指定する避難場所運用の際の相互協力に関する協定を次のとおり締結する。

(目的)

第1条 この協定は、甲と乙が相互に平素より連絡を密にし、災害時に地域住民並びに乙の学生・生徒・園児及び教職員等の安全の確保を図るため、災害対策上必要な事項を定めることを目的とする。

(協力の内容)

第2条 甲と乙の協力の内容は、次のとおりとする。

- 一 甲は、乙の施設内に戸別受信機を設置して、災害時に甲の情報を乙に提供する。
- 二 甲は、乙の施設内に大型消火器を設置する。
- 三 乙は、災害時に乙の施設の近隣に火災が生じた場合、初期消火活動に協力する。
- 四 乙は、災害時に避難所として地域住民に開放する施設（体育館等の建物）の範囲をあらかじめ定めておくものとする。

(避難所の開設)

第3条 甲は、災害時に乙の施設内に避難所を開設する必要がある場合、前条第4号により乙の定めた施設を避難所として開設することができる。

(開設の通知)

第4条 甲は、前条に基づき乙の施設内に避難所を開設する場合、乙に対し、事前に文書又は口頭でその旨を通知するものとする。ただし、緊急を要するときは、事後速やかに文書にて通知するものとする。

(避難所の管理)

第5条 避難所の管理運営は、甲の責任において行うものとする。

2 乙は、避難所の管理運営について、できる限り甲に協力するものとする。

(費用の負担)

第6条 甲は、避難所の管理運営にかかわる費用を負担するものとする。

2 避難所の開設期間中に避難所の施設等に損害を生じた場合、甲は、当該施設等を修理するものとする。この場合、修理費は甲が負担するものとする。

(開設期間)

第7条 避難所の開設期間は、災害発生の日から7日以内とする。

2 甲は、災害の被害の状況等により、避難所の開設期間を延長する必要があると認められた場合、乙と協議の上、乙に避難所の開設期間の延長を申請するものとする。この場合、1回の延長申請につき、7日を限度とする。

(避難所解消への努力)

第8条 甲は、乙が早期に教育活動を再開できるよう配慮するとともに、避難所の早期解消に努めるものとする。

(避難所の終了)

第9条 甲は、乙の管理する施設を避難所として使用することを終了するときは、乙に避難所使用終了届を提出するとともに、その施設等を原状に復し、乙の確認を受けた後、乙に引き渡すものとする。

(平常時の訓練)

第10条 甲は、乙が行う防災訓練に対し、支援するものとする。

(有効期間)

第11条 この協定の有効期間は、平成13年12月10日から平成14年3月31日までとする。ただし、期間満了の日の1ヵ月前までに、甲乙双方から解約の意思表示がない場合は、さらに1年間継続するものとし、以後もこの例による。

(協議)

第12条 この協定書に定めのない事項に疑義が生じた場合は、甲乙協議の上、定めるものとする。

甲と乙は、この協定を証するため、本書2通を作成し、それぞれ記名押印の上、各1通を保有するものとする。

平成13年12月10日

(甲) 豊島区長

高野之夫

(乙) 学校法人 学習院 理事長

島津久厚

IV-20 災害時における相互協力に関する協定(東京音楽大学)

豊島区を「甲」とし、学校法人東京音楽大学を「乙」とし、甲乙の間において次のとおり相互協力に関する協定を締結する。

(目的)

第1条 この協定は、甲と乙がお互い平素より連絡を密にし、災害時に地域住民並びに乙の学生・生徒・園児及び教職員等の安全の確保を図るため、災害対策上必要な事項を定めることを目的とする。

(利用する施設の範囲)

第2条 この協定書に基づき甲が利用する施設は、乙の管理する施設のうち豊島区南池袋及び豊島区雑司が谷に存する学校施設の一部とする。

(協力の内容)

第3条 甲と乙の協力の内容は、次のとおりとする。

- (1) 甲は、乙の施設内に戸別受信機を設置して、甲の情報を提供する。
- (2) 甲は、乙の施設内に大型消火器を設置する。
- (3) 乙は、災害時に乙の施設の近隣に火災が生じた場合、初期消火活動に協力する。
- (4) 乙は、管理する施設のうち、災害時に避難所として利用できる施設の範囲をあらかじめ定めておくものとする。

(避難所の開設)

第4条 甲は、災害時に避難所を開設する必要がある場合、乙の指定した場所に、乙の承諾のもとに開設することができる。

(開設の通知)

第5条 甲は、前条に基づき避難所を開設する際、乙に対し、事前に文書又は口頭でその旨を通知するものとする。

(避難所の管理)

第6条 避難所の管理運営は、甲の責任において行うものとする。

2 乙は、避難所の管理運営について、できる限り甲に協力するものとする。

(費用負担)

第7条 甲は、避難所の管理運営にかかわる費用を負担するものとする。

2 避難所の開設期間中に避難所の施設等に損害を生じた場合、甲は、当該施設等を甲の負担で修理するものとする。

(開設期間)

第8条 避難所の開設期間は、災害発生の日から7日以内とする。ただし状況により期間を延長する必要がある場合、甲は乙と協議の上、乙に開設期間延長を要請するものとする。

(避難所解消への努力)

第9条 甲は、乙が早期に教育活動を再開できるように配慮するとともに、避難所の早期解消に努めるものとする。

第 10 条 甲は、乙の管理する施設を避難所として使用することを終了するときは、乙に避難所使用終了届を提出するとともに、その施設を現状に復し、乙の確認を受けた後、乙に引き渡すものとする。

(平常時の訓練)

第 11 条 甲は、乙が行う防災訓練に対し、支援するものとする。

(有効期間)

第 12 条 この協定の有効期間は、平成 15 年 4 月 1 日から平成 16 年 3 月 31 日までとする。

ただし、期間満了の日から 1 ヶ月前までに、甲乙双方から特段の意思表示がない場合は、さらに 1 年間継続するものとし、以後もその例による。

(協 議)

第 13 条 この協定書に定めのない事項に疑義が生じた場合は、甲乙協議の上、定めるものとする。

甲と乙は、この協定を証するため、本書 2 通を作成し、それぞれ記名押印の上、各 1 通を保有するものとする。

平成 15 年 4 月 1 日

(甲) 豊島区長 高 野 之 夫

(乙) 学校法人東京音楽大学
理 事 長 植 村 泰 一

IV-21 災害時における相互協力に関する協定(後藤学園)

豊島区を「甲」とし、学校法人後藤学園を「乙」とし、甲乙の間において、次のとおり災害時における相互協力に関する協定を締結する。

(目的)

第1条 この協定は、甲と乙が、お互いに平素から連絡を密にし、災害時に地域住民及び乙の学生・生徒・職員の安全の確保を図るため災害対策上必要な事項を定め、災害時救援活動が円滑に実施できることを目的とする。

(協力内容)

第2条 乙は、豊島区内に災害が発生し、甲の要請があった場合には、次の各号の協力を行うものとする。

- 一 乙が所有し又は管理する施設及び用地を、被災者のために避難所及び物資集積場所（以下避難所等という。）として提供すること。
- 二 地域の被災者に対し、乙の所有する厨房等を使用し、乙の職員によって炊き出し等を実施すること。
- 三 その他、乙が可能とするサービスの提供をすること。

2 甲は、乙の施設内に戸別受信機を設置して、甲の情報を提供すること

(避難所等の開設)

第3条 甲は、災害時において避難所等として使用する際、乙の指定した場所に、乙の承諾のもとに避難所等を設けることができる。

(開設の通知)

第4条 甲は、前条に基づき避難所等として使用する際、事前に乙に対しその旨を、文書又は口頭で通知するものとする。

(避難所等の管理)

第5条 避難所等の管理運営は、甲の責任において行なうものとする。

2 避難所等の管理運営については、乙は、できる限り甲に協力するものとする。

(費用負担)

第6条 甲は、避難所等の管理運営に関わる費用を負担するものとする。

2 第2条第1項第2号に規定する炊出し等について、乙が要した経費については、甲及び乙が協議し、甲の負担すべき額を決定するものとする。

3 避難所等の開設期間中に施設等に損害を生じた場合、甲は、当該施設等を甲の負担で修理するものとする。

(開設期間)

第7条 避難所等の開設期間は、災害発生の日から7日以内とする。ただし、状況により期間を延長する必要がある場合、甲は、乙と協議の上、使用許可延長の要請をするものとする。

(避難所等解消への努力)

第8条 甲は、乙が早期に教育活動を再開できるよう配慮するとともに、避難所等の早期解消に努めるものとする。

(避難所等の終了)

第9条 甲は、乙の管理する施設を避難所等として使用を終了する際には、乙に文書又は口頭で通知するとともに、その施設を原状に復し、乙の確認を受けた後、乙に引き渡すものとする。

(平常時の訓練)

第10条 甲は、乙が行なう防災訓練に対し、協力するものとする。

(情報の交換)

第11条 甲及び乙は、相互の防災対策の取組状況及び協力事項について、必要に応じて情報の交換を行うものとする。

(有効期間)

第12条 この協定の有効期間は、平成15年9月5日から平成16年9月4日までとする。

ただし、期間満了の日の1ヵ月前までに甲、乙双方に特段の意思表示がない場合は、さらに1年間継続するものとし、以後もこの例による。

(協 議)

第13条 この協定に定めのない事項及び協定に疑義が生じた場合は、甲乙協議のうえ、決定するものとする。

甲と乙は、この協定を証するため、本書2通を作成し、それぞれ記名押印のうえ、各1通を保有する。

平成15年9月5日

(甲) 豊島区長 高野 之 夫

(乙) 学校法人
後藤学園 理事長 前田 喜市

IV-22 災害時における相互協力に関する協定(立教学院)

豊島区を「甲」とし、学校法人立教学院を「乙」とし、甲乙の間において東京都が指定する避難場所運用の際の相互協力に関する協定を次のとおり締結する。

(目的)

第1条 この協定は、甲と乙が相互に平素より連絡を密にし、災害時に地域住民並びに乙の学生・生徒・児童及び教職員等の安全の確保を図るため、災害対策上必要な事項を定めることを目的とする。

(協力の内容)

第2条 甲と乙の協力の内容は、次のとおりとする。

- (1) 甲は、乙の施設内に戸別受信機を設置して、災害時に甲の情報を乙に提供する。
- (2) 甲は、乙の施設内に大型消火器を設置する。
- (3) 乙は、災害時に乙の施設の近隣に火災が生じた場合、初期消火活動に協力する。
- (4) 乙は、災害時に避難所として地域住民に開放する施設の範囲をあらかじめ定めておくものとする。

(避難所の開設)

第3条 甲は、災害時に乙の施設内に避難所を開設する必要がある場合、前条第4号により乙の定めた施設を避難所として開設することができる。

(開設の通知)

第4条 甲は、前条に基づき乙の施設内に避難所を開設する場合、乙に対し、事前に文書又は口頭でその旨を通知するものとする。ただし、緊急を要するときは、事後速やかに文書にて通知するものとする。

(避難所の管理)

第5条 避難所の管理運営は、甲の責任において行うものとする。

2 乙は、避難所の管理運営について、できる限り甲に協力するものとする。

(費用負担)

第6条 甲は、避難所の管理運営にかかわる費用を負担するものとする。

2 避難所の開設期間中に避難所の施設等に損害を生じた場合、甲は、当該施設等を修理するものとする。この場合、修理費は甲が負担するものとする。

(開設期間)

第7条 避難所の開設期間は、災害発生の日から7日以内とする。

2 甲は、災害の被害の状況等により、避難所の開設期間を延長する必要があると認められた場合、乙と協議の上、乙に避難所の開設期間の延長を申請するものとする。この場合、1回の延長申請につき、7日を限度とする。

(避難所解消への努力)

第8条 甲は、乙が早期に教育活動を再開できるよう配慮するとともに、避難所の早期解消に努めるものとする。

(避難所の終了)

第9条 甲は、乙の管理する施設を避難所として使用することを終了するときは、乙に避難所使用終了届を提出するとともに、その施設等を原状に復し、乙の確認を受けた後、乙に引き渡すものとする。

(平常時の訓練)

第10条 甲は、乙が行う防災訓練に対し、支援するものとする。

(有効期間)

第11条 この協定の有効期間は、平成15年11月28日から平成16年11月27日までとする。

ただし、期間満了の日の1ヵ月前までに、甲乙双方から解約の意思表示がない場合は、さらに1年間継続するものとし、以後もこの例による。

(協議)

第12条 この協定に定めのない事項及び協定に疑義が生じた場合は、甲乙協議のうえ、決定するものとする。

甲と乙は、この協定を証するため、本書2通を作成し、それぞれ記名押印のうえ、各1通を保有する。

平成15年11月28日

(甲) 豊島区長 高野之夫

(乙) 学校法人立教学院
理事長 小宮山昭一

IV-23 災害時における相互協力に関する協定(大正大学)

豊島区を「甲」とし、学校法人大正大学を「乙」とし、甲乙の間において、次のとおり、相互協力に関する協定を次のとおり締結する。

(目的)

第1条 この協定は、甲と乙が相互に平素より連絡を密にし、災害時に地域住民並びに乙の学生及び教職員等の安全の確保を図るため、災害対策上必要な事項を定めることを目的とする。

(協力の内容)

第2条 甲と乙の協力の内容は、次のとおりとする。

- (1) 甲は、乙の施設内に戸別受信機を設置して、災害時に甲の情報を乙に提供する。
- (2) 乙は、管理する施設のうち避難所として地域住民に開放する施設の範囲をあらかじめ定め、災害時の円滑な運営を図るものとする。

(避難所の開設)

第3条 甲は、災害時に乙の施設内に避難所を開設する必要がある場合、前条第2号により乙の定めた施設を避難所として開設することができる。

(開設の通知)

第4条 甲は、前条に基づき乙の施設内に避難所を開設する場合、乙に対し、事前に文書又は口頭でその旨を通知するものとする。ただし、緊急を要するときは、事後速やかに文書にて通知するものとする。

(避難所の管理)

第5条 避難所の管理運営は、甲の責任において行うものとする。

2 乙は、避難所の管理運営について、できる限り甲に協力するものとする。

(費用負担)

第6条 甲は、避難所の管理運営にかかわる費用を負担するものとする。

2 避難所の開設期間中に避難所の施設等に損害を生じた場合、甲は、当該施設等を修理するものとする。この場合、修理費は甲が負担するものとする。

(開設期間)

第7条 避難所の開設期間は、災害発生の日から7日以内とする。

2 甲は、災害の被害の状況等により、避難所の開設期間を延長する必要があると認められた場合、乙と協議の上、乙に避難所の開設期間の延長を申請するものとする。この場合、1回の延長申請につき、7日を限度とする。

(避難所解消への努力)

第8条 甲は、乙が早期に教育活動を再開できるよう配慮するとともに、避難所の早期解消に努めるものとする。

(避難所の終了)

第9条 甲は、乙の管理する施設を避難所として使用することを終了するときは、乙に避難所使用終了届を提出するとともに、その施設等を原状に復し、乙の確認を受けた後、乙に引き渡すものとする。

(平常時の訓練)

第10条 甲は、乙が行う防災訓練に対し、支援するものとする。

(有効期間)

第11条 この協定の有効期間は、平成17年6月20日から平成18年6月19日までとする。

ただし、期間満了の日の1ヵ月前までに、甲乙双方から解約の意思表示がない場合は、さらに1年間継続するものとし、以後もこの例による。

(協議)

第12条 この協定に定めのない事項及び協定に疑義が生じた場合は、甲乙協議のうえ、決定するものとする。

甲と乙は、この協定を証するため、本書2通を作成し、それぞれ記名押印のうえ、各1通を保有する。

平成17年6月20日

(甲) 豊島区長 高野之夫

(乙) 学校法人大正大学
理事長 里見達人

IV-24 災害時における相互協力に関する協定書(帝京平成大学)

豊島区を「甲」とし、学校法人帝京平成大学を「乙」とし、甲乙の間において、次のとおり、相互協力に関する協定を締結する。

(目的)

第1条 この協定は、甲と乙とが相互に平素より連絡を密にし、災害時に乙の学生、教職員等及び地域住民等の安全の確保を図るため、災害対策上必要な事項を定めることを目的とする。

(協力の内容)

第2条 甲と乙との協力の内容は、次のとおりとする。

- (1) 甲は、乙の施設内に戸別受信機を設置して、災害時に甲の情報を乙に提供する。
- (2) 甲は、乙の敷地内に防災行政無線(同報系)屋外拡声子局を設置して、甲の情報を乙及び乙の学生、教職員等並びに地域住民等に提供する。
- (3) 乙は、管理する施設のうち避難所等として甲及び地域住民等の利用に供する施設の範囲をあらかじめ別図のとおり定め、災害時における避難所等の円滑な運営を図るものとする。
- (4) 乙は、乙管理下の教職員及び学生における専門技能をもって、必要に応じ乙の施設を活用し、救護活動にあたるものとする。

(避難所等の開設)

第3条 甲は、災害時に乙の施設内に避難所等を開設する必要がある場合、前条第3号により乙の定めた施設を避難所等として開設することができる。

(開設の通知)

第4条 甲は、前条に基づき乙の施設内に避難所等を開設する場合、乙に対し、事前に開設通知又は口頭でその旨を通知するものとする。ただし、緊急を要するときは、事後速やかに文書にて通知するものとする。

(避難所等の管理)

第5条 避難所等の管理運営は、甲の責任において行うものとする。

- 2 乙は、避難所等の管理運営について、できる限り甲に協力するものとする。

(費用負担)

第6条 甲は、避難所等の管理運営にかかわる費用を負担するものとする。

- 2 避難所等の開設期間中に甲又は地域住民等の責めにより乙の施設等に損害を生じた場合、甲は、当該施設等を修理するものとする。この場合、修理費は甲が負担するものとする。
- 3 第2条第4号に係る経費については、甲及び乙が協議し、甲の負担すべき額を決定するものとする。

(開設期間)

第7条 避難所等の開設期間は、災害発生の日から7日以内とする。

- 2 甲は、災害の被害の状況等により、避難所等の開設期間を延長する必要があると認めた場合は、乙と協議の上、乙に避難所等の開設期間の延長を申請するものとする。この場合、1回の延長申請につき、7日を限度とする。

(避難所等解消への努力)

第8条 甲は、乙が早期に教育活動を再開できるよう配慮するとともに、避難所等の早期解消に努めるものとする。

(避難所等の終了)

第9条 甲は、乙の管理する施設を避難所等として使用することを終了するときは、乙に避難所等使用終了通知を提出するとともに、その施設等を原状に復し、乙の確認を受けた後、乙に引き渡すものとする。

(平常時の訓練)

第10条 甲は、乙が行う防災訓練に対し、支援するものとする。

(有効期間)

第11条 この協定の有効期間は、平成20年4月1日から平成21年3月31日までとする。

ただし、期間満了の日の1ヵ月前までに、甲乙いずれから解約の意思表示がない場合は、さらに1年間継続するものとし、以後もこの例による。

(協議)

第12条 この協定に定めのない事項及び協定に疑義が生じた場合は、甲乙協議のうえ、決定するものとする。

甲と乙は、この協定を証するため、本書2通を作成し、それぞれ記名押印のうえ、各1通を保有する。

平成20年 3 月 1 1 日

甲 東京都豊島区東池袋一丁目18番1号
豊島区
豊島区長 高野 之 夫

乙 東京都豊島区東池袋二丁目51番4号
学校法人帝京平成大学
理事長 冲 永 佳 史

IV-25 非常災害時における乳幼児救護用特殊調整粉乳の保管に関する協定書(豊島区薬剤師会)

豊島区を甲とし、社団法人豊島区薬剤師会を乙とし、甲乙間において甲が所有する非常災害時における乳幼児救護用特殊調整粉乳（以下「調整粉乳」という。）の保管に関し、次のとおり協定を締結する。

(目的)

第1条 乙は、甲が災害時に調整粉乳を良好な状態で使用できるよう保管することを約し、甲は、その委託高に対して保管料を支払うことを約する。

(保管数量等)

第2条 甲が、乙に委託する調整粉乳の品名及び保管場所は別表のとおりとし、別紙様式「非常災害時における調整粉乳保管倉出依頼書」により保管依頼した数量とする。

(保証金)

第3条 保証金は免除する。

(保管料)

第4条 保管料は、調整粉乳1ケース(12缶入)当り、日額1円とする。

2 甲は、毎年度の保管料を当該年度終了後、乙の請求書によりその内容を確認のうえ、請求のあった日から30日以内に支払うものとする。

(倉出し等)

第5条 甲が、調整粉乳を使用する必要がある場合は、原則として別紙様式「非常災害時における調整粉乳保管倉出依頼書」により乙に対して請求することとし、乙はこれにより直ちに倉出ししなければならない。

2 前項の規定により倉出した調整粉乳であって甲が使用するに至らず返還されたものについては、乙はこの協定により保管に応じるものとする。

ただし、甲が棄損したものについては、この限りではない。

(運搬)

第6条 甲は、災害時において必要とするときは、乙に調整粉乳を甲の指定する場所へ運搬させることができる。この場合運搬に要する費用は、甲が別途負担する。

(保管義務)

第7条 乙は、甲が調整粉乳を必要とするとき、即時使用することができるよう常に良好な状態で保管しておかなければならない。

2 乙は、甲の承諾なくして、調整粉乳を第三者に保管させてはならない。

(損害賠償責任)

第8条 乙は、次の名号の一に該当する場合は直ちに損害を甲に賠償しなければならない。

(1) この協定に違反し、甲に損害を与えたとき。

(2) 乙の責任に帰すべき事由により調整粉乳を亡失又は棄損したとき。

(保管管理状況の調査)

第9条 甲は、必要に応じいつでも、乙の立会のうえ、当該調整粉乳の保有及び管理状況を調査することができる。

(協定の解除)

第 10 条 甲は、乙がこの協定に違反したときは、いつでもこの協定の全部又は一部を解除することができる。

(有効期間)

第 11 条 この協定の有効期間は、昭和 54 年 9 月 1 日から昭和 55 年 3 月 31 日までとする。ただし、この期間満了の日の 1 か月前までに甲乙双方別段の意思表示がない場合は、さらに 1 年間継続するものとし、以後もこの例による。

(その他)

第 12 条 この協定の各条項の解釈に関し疑義が生じたとき、又はこの協定に定めのない事項については、甲乙協議のうえ定めるものとする。

甲と乙は本書を 2 通作成し、それぞれ記名押印のうえその 1 通を保有する。

昭和 54 年 9 月 1 日

甲 東京都豊島区東池袋一丁目 18 番 1 号
豊島区長 日 比 寛 道

乙 東京都豊島区南池袋三丁目 2 番 6 号
社団法人 豊島区薬剤師会
会 長 児 島 徳 郎

IV-26 災害時における応急医薬品等の優先供給に関する協定書(豊島区薬剤師会)

災害時における応急医薬品の優先供給に関し、豊島区（以下「甲」という。）と社団法人豊島区薬剤師会（以下「乙」という。）との間において、次のとおり協定を締結する。

記

(目的)

第1条 この協定は、区内に災害が発生し、医療救護活動が必要となったとき、豊島区地域防災計画に基づく応急医薬品等確保の一環として乙の会員の積極的な協力を得ることにより円滑な応急医薬品等の確保を図ることを目的とする。

(要請)

第2条 甲は、災害が発生し、応急医薬品等を調達する必要があるとき、乙に対し応急医薬品等の供給を要請するものとする。

2. 乙に対する甲の要請は、豊島区地域防災計画に定める担当の部長が行うものとする。ただし、部長不在のときは、その職務を代理するものが行うことができる。

3. 上記2の要請は、品名、数量、納入場所及び日時その他必要な事項について文書により行うものとする。ただし、文書をもって要請するいとまがないときは口頭で行い、後日文書をもって処理するものとする。

4. 応急医薬品の品名、数量は、原則として予めその範囲を別に定めておくものとする。

(協力)

第3条 乙は、災害時における甲の応急医薬品等の供給要請に対し、積極的かつ優先的に応じ、応急医薬品等の供給をするものとする。

(価格及び請求)

第4条 前条により、乙が甲に供給した応急医薬品等の価格は、災害時直前の販売価格とする。

2. 乙は、前条の規定により、甲に応急医薬品等を供給したときは、前項の規定の価格により、その代金を請求するものとする。

3. 乙は、甲の要請により応急医薬品等を輸送したときは、輸送に要した経費を甲に請求することができる。

(代金の支払い)

第5条 甲は乙から前条第2項及び第3項の規定により請求があったときは、速やかにその代金を支払うものとする。

(従事者の災害補償)

第6条 甲の要請に基づき応急医薬品等を輸送中に、乙の会員もしくは乙の会員の従業員が負傷し、もしくは疾病にかかり、又は死亡した場合は、東京都豊島区防災業務従事者損害補償条例（昭和41年豊島区条例第10号）の規定に基づき、これを補償するものとする。

(看板の掲示)

第7条 甲は乙の会員の承諾を得て、各店舗に「豊島区災害時応急医薬品等協力店」の看板を掲示することができる。

(協 議)

第8条 この協定の解釈について疑義が生じたとき、又はこの協定に定めのない事項については、
甲乙協議のうえ定めるものとする。

上記協定の締結の証として本協定書を2通作成し、甲乙記名押印のうえ、それぞれ1通を保有する。

昭和 55 年 9 月 1 日

甲 東京都豊島区東池袋一丁目 18 番 1 号
豊島区長 日 比 寛 道

乙 東京都豊島区南池袋三丁目 2 番 6 号
社団法人 豊島区薬剤師会
会 長 田 原 俊 夫

IV-27 災害時の医療救護活動に関する協定書(東京都柔道接骨師会豊島支部)

豊島区を「甲」とし、社団法人東京都柔道接骨師会豊島支部を「乙」とし、甲乙間において次のとおり協定を締結する。

(目 的)

第1条 この協定は、豊島区地域防災計画に基づき、甲が行う医療救護活動に対する乙の協力に関し、必要な事項を定める。

(協力の内容)

第2条 災害時において、乙は、甲からの要請に基づき、次に掲げる範囲の協力を行うものとする。

- ア. 傷病者に対する応急救護（柔道整復師法（昭和45年法律第19号）に規定された業務の範囲）の実施
- イ. 傷病者に対する応急救護に関する衛生材料等の提供
- ウ. 応急救護活動に関する役務の提供

2. 乙が救護所において行う応急救護は、甲の指定する医師の指示により実施するものとする。

(協力要請の手続)

第3条 甲が乙に対して協力を要請するときは、文書をもって行うものとする。ただし、文書をもって要請するいとまがないときは口頭で要請し、事後すみやかに文書を送達するものとする。

(協 力)

第4条 乙は、甲から要請を受けたときは、直ちに乙所属の会員を災害現場等に設置される救護所へ派遣するものとする。

(防災訓練への参加)

第5条 乙は甲が行う防災訓練に対し、甲の要請に基づき必要な協力を行うものとする。

(費用負担)

第6条 甲は、乙の協力に係る衛生材料等の提供使用について、その実費を弁償するものとする。

(損害補償)

第7条 甲の要請に基づき、乙が行った応急救護活動にかかる従事者の損害補償については、「豊島区防災業務従事者損害補償条例」（昭和41年7月15日条例第10号）の例による。

(応急救護計画の策定)

第8条 乙は、本協定で定める応急救護活動を実施するため、災害応急救護計画を策定しこれを甲に提出するものとする。

2. 乙は、前項の災害応急救護計画を策定するにあたっては、社団法人豊島区医師会との密接な連携のもとに行うものとする。

(協 議)

第9条 この協定の条項の解釈について疑義を生じたとき、または、この協定に定めのない事項については、そのつど甲・乙協議のうえ定めるものとする。

(有効期間)

第10条 この協定の有効期間は平成4年2月10日から平成5年2月19日までとする。ただし、期間満了の日の3カ月前までに、甲・乙なんらの申し出がないときは、さらに1年間延長され

たものとみなし、以降この例によるものとする。

この協定を証するため、本書2通を作成し、甲、乙、記名押印のうえ、おのおの一通を保有する。

平成4年2月10日

甲 豊島区
豊島区長 加藤 一 敏

乙 社団法人 東京都柔道接骨師会豊島支部
支部長 大野 義 弘

IV-28 災害時の医療救護活動についての協定書・実施細目(豊島区医師会)

豊島区を「甲」とし、社団法人豊島区医師会を、「乙」とし、甲乙間において次のとおり協定を締結する。

(総 則)

第1条 この協定は、豊島区地域防災計画に基づき、甲が行う医療救護活動に対する乙の協力に関し必要な事項を定める。

(医療救護班の派遣)

第2条 甲は、豊島区地域防災計画に基づき医療救護活動を実施する必要がある場合は、乙に対し医療救護班の派遣を要請するものとする。

2. 乙は、前項の定めにより、甲から要請を受けた場合は、直ちに医療救護班を編成し、現地の医療救護所等に派遣するものとする。

3. 前項に定める医療救護班の構成人員は、次のとおりとする。

- | | |
|---------------|-------|
| (1) 医 師 | } 若干名 |
| (2) 看護婦 | |
| (3) その他の補助事務員 | |

(医療救護班の活動場所)

第3条 乙所属の医療救護班は、甲が避難所または災害現場等に設置する医療救護所において、医療救護活動を実施するものとする。

(医療救護班の業務)

第4条 医療救護班の業務は、次のとおりとする。

- (1) 傷病者に対する応急処置
- (2) 後方医療施設への転送の要否及び転送順位の決定
- (3) 転送困難な患者及び避難所等における軽易な患者に対する医療
- (4) 死亡の確認

(指揮命令)

第5条 医療救護班に係る指揮命令及び医療救護活動の連絡調整は、甲が推定する者が行うものとする。

(医療救護班の輸送)

第6条 乙所属の医療救護班の輸送は、原則として甲が行う。

(医薬品の備蓄、輸送)

第7条 乙所属の医療救護班は、原則として、甲が別に定める場所に備蓄する医薬品等を使用するものとする。

2. 医療救護所において必要とする給食及び給水は、甲が行う。

3. 備蓄医薬品等の輸送は、原則として甲が行う。

(後方医療施設における医療救護)

第8条 医療救護所または避難所等において医療施設での医療を必要とする傷病者があった場合は、甲は、東京都が指定する後方医療施設に対し、その受入れを要請することができる。

(医療費)

第9条 救護所における医療費は、無料とする。

(合同訓練)

第10条 乙は、甲から要請があった場合は、甲が実施する合同訓練に参加するとともに、当該訓練の一般参加者中、傷病者が発生した場合の医療救護を併せ担当するものとする。

(費用弁償費)

第11条 甲の要請に基づき、乙が医療救護活動等を実施した場合に要する次の経費は、甲が負担するものとする。

(1) 医療救護班の編成、派遣に伴うもの

ア. 医療救護班の編成、派遣に伴うもの

イ. 医療救護班が携行した医薬品等を使用した場合の実費弁償

ウ. 医療救護班の医師等が医療救護活動において負傷し、疾病にかかり、または死亡した場合の扶助費

(2) 合同訓練時における医療救護活動の前(1)に係る経費

2. 前項の定めによる費用弁償の額については、甲乙協議のうえ別に定めるものとする。

(災害医療運営連絡会の設置)

第12条 甲は、この協定の円滑な実施を図るため、甲及び乙が必要と認める関係機関をもって構成する東京都豊島区災害医療運営連絡会を設置するものとする。

(細目)

第13条 この協定を実施するための必要な事項については別に定める。

(協議)

第14条 前各条に定めない事項については、甲乙協議のうえ決定するものとする。

甲と乙とは、本協定書2通を作成し、双方記名押印のうえ各1通を保有する。

平成8年4月19日

甲 東京都豊島区東池袋一丁目18番1号
豊島区長 加藤 一 敏

乙 東京都豊島区西池袋三丁目22番16号
社団法人 豊島区医師会
会 長 月 本 裕 國

《 災害時における医師会の協力に関する実施細目 》

「災害時の医療救護活動についての協定書」（以下「協定書」という）第 13 条に基づく細目は次のとおりとする。

（医療救護班の派遣）

第 1 条 協定書第 2 条に定める医療救護活動を実施する必要がある場合は、乙に対し医療救護班の派遣を要請するとあるが、震度「6」以上の地震が東京地方に発生した場合は、地震発生をもって要請とする。

2. 乙は前項の定めにより、医療救護班を派遣する場合は、各地域本部へ自動参集する態勢を整えるものとする。

3. 乙は、前項の定めにより、各地域本部へ自動参集する医療救護班の名簿を提出するものとする。

（指揮命令）

第 2 条 協定書第 5 条に定める指揮命令及び医療救護活動の連絡調整は、衛生部長が区長名をもって行うものとする。ただし、衛生部長が不在のときは、その職務を代理する者が行うものとする。

（医療救護班の輸送）

第 3 条 協定書第 6 条に定める乙所属の医療救護班の輸送は、甲の判断により車両等の使用が必要な場合のみ、甲が輸送するものとする。

（費用弁償費）

第 4 条 協定書第 11 条に定める費用弁償及び請求は次のとおりとする。

(1) 医薬品等の価格は、災害発生時直前のものとする。

(2) 経費の請求については、医療救護活動終了後、速やかに乙が一括して書面にて請求するものとする。

(3) 前項の請求時に、併せて医療救護活動報告書も提出するものとする。

(4) 甲は、前項により請求・報告された実費費用弁償請求等の内容を調査のうえ、適当と認めるときは、速やかにその額を支払うものとする。

(5) 乙が甲の実施する訓練に参加を要請された場合の請求・報告等も前項と同様とする。

(6) 費用弁償の額については、別に定める「医療救護に係わる費用弁償等に関する覚書」による。

（連 絡）

第 5 条 乙における各会員への連絡は、乙が行うものとする。

（協 議）

第 6 条 前各条に定める事項等について、見直し等の必要が生じた場合は、甲乙協議のうえ決定するものとする。

IV-29 災害時の医療救護活動についての協定書・実施細目(豊島区歯科医師会)

豊島区を「甲」とし、社団法人豊島区歯科医師会を、「乙」とし、甲乙間において次のとおり協定を締結する。

(総 則)

第1条 この協定は、豊島区地域防災計画に基づき、甲が行う医療救護活動に対する乙の協力に関し必要な事項を定める。

(歯科医療救護班の派遣)

第2条 甲は、豊島区地域防災計画に基づき歯科医療救護活動を実施する必要がある場合は、乙に対し、歯科医療救護班の派遣を要請するものとする。

2. 乙は、前項の定めにより、甲から要請を受けた場合は、直ちに歯科医療救護班を編成し、現地の医療救護所等に派遣するものとする。

3. 前項に定める歯科医療救護班の構成人員は、次のとおりとする。

- | | | |
|---------------|---|-----|
| (1) 歯科医師 | } | 若干名 |
| (2) 歯科衛生士 | | |
| (3) その他の補助事務員 | | |

(歯科医療救護班の活動場所)

第3条 乙所属の歯科医療救護班は、甲が避難所または災害現場等に設置する医療救護所において、歯科医療救護活動を実施するものとする。

(歯科医療救護班の業務)

第4条 歯科医療救護班の業務は、次のとおりとする。

- (1) 歯科医療を要する傷病者に対する応急処置
- (2) 後方医療施設への転送の要否及び転送順位の決定
- (3) 避難所内における転送困難な患者及び軽易な患者に対する歯科治療・衛生指導
- (4) 検視・検案に際しての法歯学上の協力

(指揮命令)

第5条 歯科医療救護班に係る指揮命令及び医療救護活動の連絡調整は、甲が指定する者が行うものとする。

(歯科医療救護班の輸送)

第6条 乙所属の歯科医療救護班の輸送は、原則として甲が行う。

(医薬品等の備蓄・輸送)

第7条 乙所属の歯科医療救護班は、原則として、甲が別に定める場所に備蓄する医薬品等を使用するものとする。

2. 医療救護所において必要とする給食及び給水は、甲が行う。

3. 備蓄医薬品等の輸送は、原則として甲が行う。

(医療費)

第8条 救護所における医療費は、無料とする。

(合同訓練)

第9条 乙は、甲から要請があった場合は、甲が実施する合同訓練に参加するとともに、当該訓練の一般参加者中、傷病者が発生した場合の歯科医療救護を併せ担当するものとする。

(費用弁償費)

第10条 甲の要請に基づき、乙が歯科医療救護活動等を実施した場合に要する次の経費は、甲が負担するものとする。

(1) 歯科医療救護班の編成、派遣に伴うもの

ア. 歯科医療救護班の編成、派遣に伴うもの

イ. 歯科医療救護班が携行した医薬品等を使用した場合の実費弁償

ウ. 歯科医療救護班の医師等が医療救護活動において負傷し、疾病にかかり、または死亡した場合の扶助費

(2) 合同訓練時における歯科医療救護活動の前(1)に係る経費

2. 前項の定めによる費用弁償の額については、甲乙協議のうえ別に定めるものとする。

(災害医療運営連絡会の設置)

第11条 甲は、この協定の円滑な実施を図るため、甲が必要と認める関係機関をもって構成する豊島区災害医療運営連絡会へ参画するものとする。

(細目)

第12条 この協定を実施するための必要な事項については別に定める。

(協議)

第13条 前各条に定めない事項については、甲乙協議のうえ決定するものとする。

甲と乙とは、本協定書2通を作成し、双方記名押印のうえ各1通を保有する。

平成8年4月19日

甲 東京都豊島区東池袋一丁目18番1号
豊島区長 加藤 一 敏

乙 東京都豊島区南大塚二丁目37番1号
社団法人 豊島区歯科医師会
会 長 石 田 義 雄

《 災害時における医師会の協力に関する実施細目 》

「災害時の医療救護活動についての協定書」（以下「協定書」という）第 12 条に基づく細目は次のとおりとする。

（歯科医療救護班の派遣）

第 1 条 協定書第 2 条に定める医療救護活動を実施する必要がある場合は、乙に対し、歯科医療救護班の派遣を要請するとあるが、震度「6」以上の地震が東京地方に発生した場合は、地震発生をもって要請とする。

2. 乙は、前項の定めにより、歯科医療救護班を派遣する場合は、各地域本部へ自動参集する態勢を整えるものとする。

3. 乙は、前項の定めにより、各地域本部へ自動参集する歯科医療救護班の名簿を提出するものとする。

（歯科医療救護班の業務）

第 2 条 乙は、協定書第 4 条に定める歯科医療救護班の業務を行うに当たり、豊島区医師会、豊島区薬剤師会、東京都柔道接骨師会豊島支部及び甲所属の医療救護班と協力して行うものとする。

（指揮命令）

第 3 条 協定書第 5 条に定める指揮命令及び医療救護活動の連絡調整は、衛生部長が区長名をもって行うものとする。ただし、衛生部長が不在のときは、その職務を代理する者が行うものとする。

（歯科医療救護班の輸送）

第 4 条 協定書第 6 条に定める乙所属の歯科医療救護班の輸送は、甲の判断により車両等の使用が必要な場合のみ、甲が輸送するものとする。

（医薬品の備蓄・輸送）

第 5 条 協定書第 7 条に定める医薬品等については、甲が備蓄している医療資器材のほかに、必要に応じて乙の保有する資器材を使用するものとし、輸送にあたっては、甲乙協力し運搬するものとする。

（費用弁償費）

第 7 条 協定書第 10 条に定める費用弁償及び請求は次のとおりとする。

(1) 医薬品等の価格は、災害発生直前のものとする。

(2) 経費の請求については、医療救護活動終了後、速やかに乙が一括して書面にて請求するものとする。

(3) 前項の請求時に、併せて医療救護活動報告書も提出するものとする。

(4) 甲は、前項により請求・報告された実費費用弁償請求等の内容を調査のうえ、適当と認めるときは、速やかにその額を乙に支払うものとする。

(5) 乙が甲の実施する訓練に参加を要請された場合の請求・報告等も前項と同様とする。

(6) 費用弁償の額については、別に定める「医療救護に係わる費用弁償等に関する覚書」による。

（連 絡）

第 8 条 乙における各会員への連絡は、乙が行うものとする。

（協 議）

第 9 条 前各条に定める事項等について、見直し等の必要が生じた場合は、甲乙協議のうえ決定するものとする。

IV-30 災害時の医療救護活動についての協定書・実施細目(豊島区薬剤師会)

豊島区を「甲」とし、社団法人豊島区薬剤師会を、「乙」とし、甲乙間において次のとおり協定を締結する。

(総 則)

第1条 この協定は、豊島区地域防災計画に基づき、甲が行う医療救護活動に対する乙の協力に関し必要な事項を定める。

(薬剤師班の派遣)

第2条 甲は、豊島区地域防災計画に基づき調剤、服薬指導及び医薬品管理等の医療救護活動を実施する必要がある場合は、乙に対し、薬剤師班の派遣を要請するものとする。

2. 乙は、前項の定めにより、甲から要請を受けた場合は、直ちに薬剤師班を編成し、現地の医療救護所及び医薬品の集積場所等に派遣するものとする。

(薬剤師班の活動場所)

第3条 乙所属の薬剤師班は、甲が避難所または災害現場等に設置する医療救護所及び医薬品の集積場所等において、医療救護活動を実施するものとする。

(薬剤師班の業務)

第4条 薬剤師班の業務は、次のとおりとする。

- (1) 医療救護所等における傷病者等に対する調剤、服薬指導
- (2) 医療救護所及び医薬品の集積場所等における医薬品の仕分け、管理

(指揮命令)

第5条 薬剤師班に係る指揮命令及び医療救護活動の連絡調整は、甲が指定する者が行うものとする。

(薬剤師班の輸送)

第6条 乙所属の薬剤師班の輸送は、原則として甲が行う。

(医薬品の備蓄、輸送)

第7条 乙所属の薬剤師班は、原則として甲が別に定める場所に備蓄する医薬品等を使用するものとする。

2. 医療救護所において必要とする給食及び給水は、甲が行う。
3. 備蓄医薬品等の輸送は、原則として甲が行う。

(調剤費)

第8条 医療救護所における調剤費は、無料とする。

(合同訓練)

第9条 乙は、甲から要請があった場合は、甲が実施する合同訓練に参加するとともに、当該訓練の一般参加者中、傷病者が発生した場合の調剤、服薬指導を併せ担当するものとする。

(費用弁償費)

第10条 甲の要請に基づき、乙が医療救護活動等を実施した場合に要する次の経費は、甲が負担するものとする。

- (1) 薬剤師班の編成、派遣に伴うもの
ア. 薬剤師班の編成、派遣に伴うもの

イ. 薬剤師班が携行した医薬品等の使用した場合の実費弁償

ウ. 薬剤師班の薬剤師が医療救護活動において負傷し、疾病にかかり、または死亡した場合の扶助費

(2) 合同訓練時における医療救護活動の前(1)に係る経費

2. 前項の定めによる費用弁償の額については、甲乙協議のうえ別に定めるものとする。

(災害医療運営連絡会の設置)

第 11 条 甲は、この協定の円滑な実施を図るため、甲が必要と認める関係機関をもって構成する豊島区災害医療運営連絡会へ参画するものとする。

(細 目)

第 12 条 この協定を実施するための必要な事項については別に定める。

(協 議)

第 13 条 前各条に定めない事項については、甲乙協議のうえ決定するものとする。

甲と乙とは、本協定書 2 通を作成し、双方記名押印のうえ各 1 通を保有する。

平成 8 年 4 月 19 日

甲 東京都豊島区東池袋一丁目 18 番 1 号
豊島区長 加 藤 一 敏

乙 東京都豊島区南池袋三丁目 2 番 6 号
社団法人 豊島区薬剤師会
会 長 竹 ノ 谷 基

《 災害時における医師会の協力に関する実施細目 》

「災害時の医療救護活動についての協定書」（以下「協定書」という）第 12 条に基づく細目は次のとおりとする。

（薬剤師班の派遣）

第 1 条 協定書第 2 条に定める医療救護活動を実施する必要がある場合は、乙に対し、薬剤師班の派遣を要請するとあるが、震度「6」以上の地震が東京地方に発生した場合は、地震発生をもって要請とする。

2. 乙は、前項の定めにより、薬剤師班を派遣する場合は、各地域本部へ自動参集する態勢を整えるものとする。

3. 乙は、前項の定めにより、各地域本部へ自動参集する薬剤師班の名簿を提出するものとする。

（薬剤師班の業務）

第 2 条 協定書第 4 条に定める薬剤師班の業務を行うに当たり、豊島区医師会、豊島区歯科医師会、東京都柔道接骨師会豊島支部及び甲所属の医療救護班と協力して行うものとする。

（指揮命令）

第 3 条 協定書第 5 条に定める指揮命令及び薬剤師活動の連絡調整は、衛生部長が区長名をもって行うものとする。ただし、衛生部長が不在のときは、その職務を代理する者が行うものとする。

（薬剤師班の輸送）

第 4 条 協定書第 6 条に定める乙所属の薬剤師班の輸送は、甲の判断により車両等の使用が必要な場合のみ甲が輸送するものとする。

（費用弁償費）

第 5 条 協定書第 10 条に定める費用弁償及び請求は次のとおりとする。

(1) 医薬品等の価格は、災害発生時直前のものとする。

(2) 経費の請求については、医療救護活動終了後、速やかに乙が一括して書面にて請求するものとする。

(3) 前項の請求時に、併せて医療救護活動報告書も提出するものとする。

(4) 甲は、前項により請求・報告された実費費用弁償請求等の内容を調査のうえ、適当と認めるときは、速やかにその額を乙に支払うものとする。

(5) 乙が甲の実施する訓練に参加を要請された場合の請求・報告等も前項と同様とする。

(6) 費用弁償の額については、別に定めるものとする。

（連 絡）

第 6 条 乙における各会員への連絡は乙が行うものとする。

（協 議）

第 7 条 前各条に定める事項等について、見直し等の必要が生じた場合は、甲乙協議のうえ決定するものとする。

IV-31 災害時における動物救護活動に関する協定

災害時における動物救護活動に関し、豊島区を「甲」とし、社団法人東京都獣医師会豊島支部を「乙」とし、甲乙間において、次のとおり協定を締結する。

(総則)

第1条 この協定は、豊島区地域防災計画に基づき、甲が行う動物救護活動に対する乙の応援及び協力に関し、必要な事項を定めるものとする。

(対象動物)

第2条 乙の行う動物救護活動の対象となる動物は、犬及び猫とする。

2 前項に定めのない動物を救護活動の対象とする場合は、甲と乙が協議の上、決定するものとする。

(協力の要請等)

第3条 甲は、豊島区地域防災計画に基づき、動物救護活動を実施する必要が生じた場合、乙に対し協力を要請するものとする。

2 乙は、前項の規定により、甲から要請を受けた場合は、直ちに動物救護活動を行うものとする。

3 乙は、緊急を要すると判断した場合は、甲の要請の有無にかかわらず、動物救護活動を行うことができる。

4 乙は、前項の規定により、動物救護活動を行った場合は、このことを甲に報告するものとする。

(動物救護活動の場所)

第4条 乙は、甲が避難所又は災害現場付近に設置する救護所及び乙の会員の管理する施設において、動物救護活動を行うものとする。

2 甲は、乙から救護所設置の要請があったときは、可能な限りこれに応じるものとする。

3 甲は、前2項において設置する救護所で使用する電気、水道等を、可能な限り乙に提供する。

(乙が行う動物救護活動)

第5条 甲の要請により乙が行う動物救護活動の内容は、次のとおりとする。

(ア) 負傷した動物に対する獣医療行為

(イ) 後方獣医療施設への転送の要否及び転送順位の決定

(ウ) 動物の死亡の確認

(エ) 被災した動物に関する情報の収集及び提供活動

2 前項に定めのない動物救護活動については、甲と乙が協議の上、決定するものとする。

(負担)

第6条 前条に定める動物救護活動に要する費用のうち、甲の負担するものについては、別途定める。

(動物救護活動の停止)

第7条 乙は、動物救護活動が極めて困難若しくは不可能と認められる場合又は災害が終息したと認められる場合には、甲と協議して動物救護活動を停止することができる。

(損害補償)

第8条 甲は、甲の要請に基づき、乙の会員若しくは乙の会員の従業員又は他支部等からの支援者が動物救護活動に従事したことにより死亡し、負傷し、若しくは疾病にかかり、又はその負傷若しくは疾病により死亡し、若しくは障害の状態となったときは、「豊島区防災業務従事者損害補償条例」(昭和41年7月15日条例第10号)の規定に基づき補償する。

(連絡調整)

第9条 甲及び乙は、この協定に関する連絡責任者を置く。

2 前項の連絡責任者は、甲及び乙の指定するものとする。

(細目)

第10条 この協定に関する細目は、別途定める。

(協議)

第11条 この協定及び協定細目に定めのない事項並びにこの協定及び協定細目の解釈について疑義が生じたときは、甲乙協議の上決定する。

(協定期間及び更新)

第12条 この協定の有効期間は、締結日から平成22年3月31日までとする。ただし、期間満了の日の3箇月前までに甲又は乙のいずれからこの協定を解除又は改定する意思表示がないときは、さらに1年間有効期間を延長し、以後同様とする。

甲と乙は、本協定書を2通作成しそれぞれ記名押印のうえ、各自その1通を保有する。

平成21年10月 7日

甲 東京都豊島区東池袋一丁目18番1号
豊島区
豊島区長 高野之夫 ㊟

乙 東京都豊島区长崎二丁目14番13号
社団法人 東京都獣医師会豊島支部
支部長 高橋利廣 ㊟

《災害時における動物救護活動に関する協定細目》

「災害時における動物救護活動に関する協定書」（以下「協定書」という）第6条及び第10条の規定に基づき、動物救護活動に要する費用負担及び細目について定める。

（甲の責務）

第1条 甲は、災害発生時に「東京都」及び「特別区支援対策本部」と連絡調整を図り、被災した動物に関する情報収集を行い、乙に情報提供する。

（負担）

第2条 協定書第6条に規定する動物救護活動に要する費用のうち甲が負担するものは、次の通りとする。

（1）乙の会員の派遣に伴うもの

（2）乙が協定書第5条に定める動物救護活動に用いた医薬品等の物資の経費。ただし、飼い主の明らかな動物に関する経費については、飼い主の負担とする。

2 乙は、ボランティアの活用、寄付金の利用、企業、団体、個人による寄付物品を用いる等の方法で、甲の負担を最小限にするよう努める。

3 乙の甲に対する経費の請求については、動物救護活動終了後、速やかに乙が一括して請求書と動物救護活動報告書を添えて行う。ただし、動物救護活動が長期にわたる場合は、甲乙協議の上で途中で分割して請求することができる。

4 前項の規定により甲が負担する経費の範囲、額については、甲乙協議の上決定する。

（連絡責任者）

第3条 協定書第9条に基づき甲の指定する連絡責任者は、豊島区総務部防災課長とする。

2 乙の指定する連絡責任者は、東京都獣医師会豊島支部長とする。

IV-32 防災対策の協力に関する協定書(豊島区社会福祉協議会)

(協定締結の目的)

第1条 この協定は、豊島区（以下「甲」という。）と社会福祉法人 豊島区社会福祉協議会（以下「乙」という。）が、防災対策の協力に関する基本的事項を定めることにより、両者の円滑な連携・協力体制を確保することを目的とする。

(定義)

第2条 この協定において「大規模な災害」とは、甲が災害対策本部を設置する程度の災害で、震度5強以上の地震またはこれに匹敵する災害をいう。

2 この協定において応急災害対策活動とは、施設の保全・管理、り災住民の救出・救護、避難場所や避難所へ避難した住民の援護活動もしくはその準備等大規模な災害が発生した場合、または大規模な災害の発生に備えて甲の責任において実施する一切の活動をいう。

(協力要請)

第3条 甲は、大規模な災害が発生し、またはそのおそれがある場合において、甲のみでは十分な災害応急対策活動を実施することができないと認めるときは、乙に対し必要な協力を求めることができる。

2 甲は、乙に対して、災害の実情に応じて、災害応急対策活動の業務内容、日時、場所を指定して協力を要請するものとする。

3 甲の協力の要請は、文書により行うものとする。ただし、緊急やむをえない場合は、口頭または電話で行い、後日あらためて文書により処理するものとする。

(協力を依頼する業務内容)

第4条 甲が乙に協力を依頼する業務の内容は、以下に掲げる事項とする。

(1) 乙が管理する甲所有施設の保全・管理に関すること

(2) 甲が、乙と協議のうえ前号に規定する施設に開設する「二次避難所」（豊島区地域防災計画に定める要介護高齢者、虚弱高齢者を対象とする避難所をいう。）の管理運営の協力に関すること

(3) 災害ボランティアの登録、受入れ、配備に関すること

(4) その他災害の実情に応じて必要とされる業務

2 甲と乙は、前項第3号の業務を円滑に進めるために、平常時より、災害ボランティアの支援体制及び活動マニュアルを整備し、ボランティア情報の交換を密にするとともに、協力して災害ボランティア養成事業を実施する。

(協力)

第5条 乙は、第3条に基づく甲の要請があったときは、特別な理由がないかぎり、直ちに必要とされる業務を実施する等甲の災害応急対策活動への協力に全力を尽くすものとする。

(費用の負担)

第6条 甲の要請により乙が実施した災害応急対策活動の協력에要した費用は甲が負担する。

(協議)

第7条 この協定に関する疑義またはこの協定の実施に必要な事項については、甲乙協議のうえ決定するものとする。

(雑 則)

第8条 この協定を証するため、本書2通を作成し、甲、乙記名押印のうえ、おのおのその1通を保有する。

附 則

この協定は、平成9年4月1日から適用する。

平成9年3月31日

甲 豊 島 区

豊島区長 加藤 一敏

乙 社会福祉法人 豊島区社会福祉協議会

会 長 坂本 幸隆

IV-33 災害時における豊島区、豊島郵便局の協力に関する覚書(豊島郵便局)

豊島区(以下「甲」という。)と豊島郵便局(以下「乙」という。)は、豊島区内に発生した地震その他による災害時において、甲及び乙が相互に協力し、必要な対応を円滑に遂行するために、次のとおり覚書を締結する。

(用語の定義)

第1条 この覚書において、「災害」とは、災害基本法(昭和36年法律第223号)第2条第1号に定める被害をいう。

(協力要請)

第2条 甲及び乙は、豊島区内に災害が発生し次の事項について必要が生じた場合は、相互に協力を要請することができる。

- 1 乙が所有する車両を緊急連絡用車両等として提供すること。
- 2 乙が所有し、又は管理する施設及び用地を、避難場所、物資集積場所等として提供すること。
- 3 被災区民の避難先及び被災状況の情報を相互に提供すること。
- 4 避難場所に臨時の郵便差出箱を設置すること。
- 5 災害救助法適用時における郵便、為替貯金、簡易保険の郵政事業にかかわる災害特別事務取扱をすること。
- 6 その他、前記各号に定めのない事項で協力できること。

(協力の実施)

第3条 甲及び乙は、前条の規定による要請を受けたときは、その緊急性に鑑み、可能な範囲内においてこれに協力するものとする。

(経費の負担)

第4条 第2条に規定する協力要請に対して、協力した者が要した経費については、法令その他に別段の定めがあるものを除くほか、適正な方法により算出した金額を、要請したものが負担する。

- 2 前項の負担につき疑義が生じたときは、甲及び乙が協議し、負担すべき額を決定する。

(災害情報連絡体制の整備)

第5条 甲及び乙は、安否情報等の連絡体制を整備するため、その方策について協議するものとする。

(情報の交換)

第6条 甲及び乙は、相互の防災計画の状況、協力要請事項に関し、必要に応じて情報の交換を行う。

(連絡責任者)

第7条 この覚書に関する連絡責任者は、甲においては豊島区防災課長、乙においては豊島郵便局総務課長とする。

第8条 この覚書に定めのない事項及び覚書に関し疑義が生じた場合は、両者が協議し決定する。

第9条 この覚書の有効期間は、平成10年2月24日から、平成10年3月31日までとする。

ただし、期間満了の2ヵ月前までに、甲又は乙から書面による解約の申し出がないときは、

なお、1年間効力を有するものとする。

以後の場合も同様とする。

上記の覚書の有効締結の証とするため、この書面2通を作成し、甲乙が記名押印のうえ、各自、その1通を保有する。

平成10年2月24日

甲 東京都豊島区東池袋1丁目18番1号
豊島区長 加藤 一 敏

乙 東京都豊島区東池袋3丁目18番1号
豊島郵便局長 寺 澤 誠

IV-34 給水施設の維持管理及び運用に関する協定書・実施細目(東京都水道局)

東京都知事を甲とし、豊島区長を乙とし、甲乙間において、次の条項により、給水施設の維持管理及び運用に関する協定を締結する。

(目 的)

第1条 この協定は、甲が東京都震災予防条例（昭和46年東京都条例第121号）に基づき豊島区立西池袋公園に設置した給水施設（以下「給水施設」という。）の維持管理及び運用に関して必要な基本的事項を定めることを目的とする。

(協 力)

第2条 甲と乙とは、給水施設を設置した趣意に鑑み、当該施設の維持管理及び運用について相互に協力するものとする。

(維持管理)

第3条 甲は、給水施設が常に良好な状態で使用できるように給水施設の維持管理を行うものとする。

2 前項の維持管理は、東京都水道局長が実施するものとする。

(応急給水)

第4条 乙は、応急給水を実施するために給水施設を使用するものとする。ただし、災害訓練の目的で使用するときは、事前に東京都水道局長の承認を得るものとする。

(費用負担)

第5条 甲は、第3条に規定する給水施設の維持管理に要する経費を負担するものとする。

2 乙は、給水施設から応急給水を行うために資器材を使用する場合は、甲が設置した資機材以外のものに係る経費を負担するものとする。

(関 連 区)

第6条 乙は、給水施設を使用して行う応急給水に関して必要がある場合は、関連する他の特別区と別途協議するものとする。

(実施細目)

第7条 乙と東京都水道局長は、この協定の実施に関し必要な事項について協議するものとする。

(適用期日)

第8条 この協定は、昭和57年8月23日から適用する。

甲と乙とは、上記協定締結の証として、本協定書を2通作成し、それぞれ記名押印のうえ、その1通を保有する。

昭和57年8月23日

東京都知事 鈴木 俊 一

豊島区長 日 比 寛 道

《 災害時における医師会の協力に関する実施細目 》

東京都水道局長（以下「甲」という。）と豊島区長（以下「乙」という。）は、乙と東京都知事との間で昭和 57 年 8 月 23 日に締結した「給水施設の維持管理及び運用に関する協定書」（以下「協定」という。）第 7 条の規定に基づく協定の実施細目を、次のとおり定める。

（給水施設の使用方法）

第 1 条 乙は、協定第 4 条により給水施設を使用する場合は、甲の定める「豊島区立西池袋公園内震災対策用応急給水施設に関する取扱要綱」第 6 項の規定に従い使用しなければならない。

この場合において、乙は、水質の保全並びに給水施設及び給水施設内の器具等の維持管理に支障を及ぼさないよう努めなければならない。

（災害訓練に使用する場合の手続）

第 2 条 協定第 4 条ただし書による甲の承認手続等は、次の各号による。

(1) 別紙様式 1 に必要事項を記載し、災害訓練実施日の 7 日前までに東京都水道局北部第一支所長（以下「支所長」という。）に届け出て、その承認を得ること。

(2) 災害訓練が終了したときは、直ちにその旨を支所長に連絡すること。

（責任者の選任）

第 3 条 給水施設の適正な使用を図るため、乙は、給水施設の使用に係る責任者を選任し、様式 2 により支所長に通知するものとする。これを変更する場合も同様とする。

（資器材の搬入等）

第 4 条 乙は、乙の資器材を給水施設内に搬入若しくは搬出しようとするとき、又は搬入した資器材を点検しようとするときは、様式 3 により、支所長にあらかじめ届出を行い、その承認を得なければならない。

（非常用備品等の補充）

第 5 条 乙は、災害訓練その他により、給水施設内に常備している非常用備品、工具その他を消費し、消耗し又は破損したときは、乙の負担において補充しなければならない。

（損害賠償）

第 6 条 乙が、故意又は過失により、給水施設その他甲の管理に係る施設及び機器等に損害を与えた場合は、乙がその責を負うものとする。

（疑義等の解釈）

第 7 条 この実施細目の解釈に疑義が生じたとき又はこの実施細目に定めのない事項は甲乙協議のうえ決定するものとする。

（適用期日）

第 8 条 この実施細目は昭和 57 年 8 月 23 日から適用する。

甲と乙とは、上記実施細目締結の証として、本書二通を作成し、それぞれ記名押印のうえ、その一通を保有する。

昭和 57 年 8 月 23 日

甲 東京都水道局長 田 中 文 次

乙 豊島区長 日 比 寛 道

IV-35 災害時における応急対策に関する協定(としま未来文化財団)

(協定の趣旨)

第1条 この協定は、災害時における民間協力計画の一環として、豊島区長（以下「甲」という。）が、財団法人としま未来文化財団理事長（以下「乙」という。）に対し、災害応急対策業務に協力を求める時の手続き等を定めるものとする。

(協力要請)

第2条 甲は、災害が発生し豊島区のみでは十分な応急処理を実施することができない場合、又は、乙に管理委託している施設をり災住民の一時避難所として使用する場合は、乙に対し災害応急業務の協力を要請することができる。

(業務の指示)

第3条 甲は、災害時の実情に応じて、乙に対し業務内容、日時、場所等を指定して、役務、労力等の提供を求めるものとする。

(役務、労力等の提供)

第4条 乙は、甲の要請があったときは、万難を排し役務、労力を提供するものとする。

(費用負担)

第5条 乙が災害応急業務の協力のために要した費用は、甲が負担する。

(協 議)

第6条 この協定の解釈に疑義を生じた場合又はこの協定の実施に必要な事項は、甲と乙が協議して定めるものとする。

(雑 則)

第7条 この協定は、平成17年11月1日から適用する。

この協定を証するため、本協定書2通を作成し、甲、乙記名押印のうえ、それぞれ一通を保有する。

平成17年11月1日

甲 豊 島 区 長

高 野 之 夫

乙 財団法人 としま未来文化財団常務理事

望 月 治 男

IV-36 災害時における相互協力に関する協定(豊島区社会福祉事業団)

豊島区（以下「甲」という。）と社会福祉法人豊島区社会福祉事業団（以下「乙」という。）の間において、次のとおり災害時における相互協力に関する協定（以下「協定」という。）を次のとおり締結する。

(目的)

第1条 この協定は、甲と乙が相互に平素より連絡を密にし、災害時に地域住民等の安全の確保を図るため、災害対策上必要な事項を定めることを目的とする。

(協力の内容)

第2条 甲と乙の協力の内容は、次のとおりとする。

- (1) 甲は、乙の了承のもとに乙の管理施設内に戸別受信機を設置して、災害時に甲の情報を乙に提供する。
- (2) 甲及び乙は協議のうえ、別紙に掲げる施設のうち第二次避難所（以下「避難所」という。）として地域住民に開放する特定の場所の範囲をあらかじめ定め、災害時の円滑な運営を図るものとする。
- (3) 前号に規定する避難所は、高齢者（介護を要する高齢者にあつてはその介護者（家族等）を含む）を対象とする。

(避難所の開設)

第3条 災害時において豊島区災害対策本部長（区長。以下「本部長」という。）が救援センター（被災した区民等の救援・救護活動・仮泊機能を整備）では十分な救援・救護活動が出来ないと認めたときは、甲は、前条第2号により乙の定めた施設を避難所として開設することができる。

(開設の通知)

第4条 甲は、前条に基づき避難所を開設する場合、乙に対し、事前に文書又は口頭でその旨を通知し、了承を得るものとする。ただし、緊急を要するときは、事後速やかに文書にて通知するものとする。

(避難所の管理)

第5条 避難所の管理運営は、甲の責任において行うものとする。

2 乙は、避難所の管理運営について、できる限り甲に協力するものとする。

(費用負担)

第6条 甲は、避難所の管理運営にかかわる費用を負担するものとする。

2 避難所の開設期間中に避難所の施設等に損害を生じた場合、甲は、当該施設等を修理するものとする。この場合、修理費は甲が負担するものとする。

(開設期間)

第7条 避難所の開設期間は、災害発生の日から7日以内とする。

2 甲は、災害の被害の状況等により、避難所の開設期間を延長する必要があると認められた場合、乙と協議の上、乙に避難所の開設期間の延長を申請するものとする。この場合、1回の延長申請につき、7日を限度とする。

(避難所解消への努力)

第8条 甲は、乙が早期に本来目的の活動を再開できるよう配慮するとともに、避難所の早期解消に努めるものとする。

(避難所の終了)

第9条 甲は、避難所として使用することを終了するときは、乙に避難所使用終了届を提出するとともに、その施設等を原状に復し、乙の確認を受けた後、乙に引き渡すものとする。

(平常時の訓練)

第10条 甲は、乙が行う防災訓練に対し、支援するものとする。

(有効期間)

第11条 この協定の有効期間は、平成17年12月1日から平成18年3月31日までとする。ただし、期間満了の日の1ヵ月前までに、甲乙双方から解約の意思表示がない場合は、さらに1年間継続するものとし、以後もこの例による。

(協議)

第12条 この協定に定めのない事項及び協定に疑義が生じた場合は、甲乙協議のうえ、決定するものとする。

甲と乙は、この協定を証するため、本書2通を作成し、それぞれ記名押印のうえ、各1通を保有する。

平成17年12月1日

(甲) 豊島区長 高野之夫

(乙) 社会福祉法人 豊島区社会福祉事業団
副理事長 水島正彦

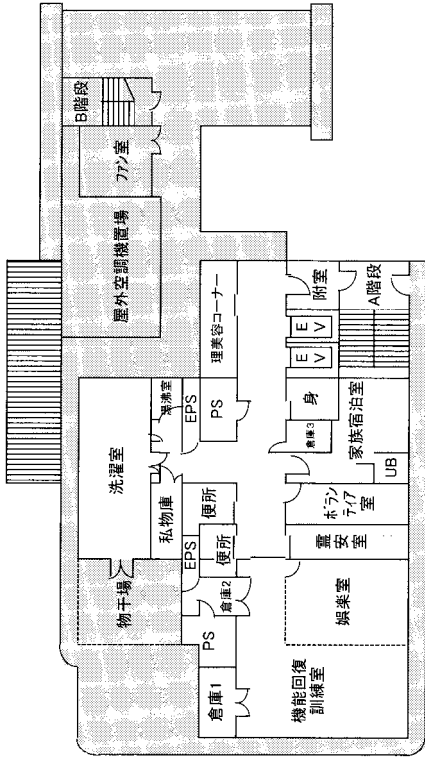
『 別紙（第2条関係） 』

社会福祉法人豊島区社会福祉事業団管理施設

施設名称	施設所在地（住居表示）	場所
高齢者在宅サービスセンター菊かおる園	豊島区西巣鴨二丁目30番19号 （特養ホーム併設施設）	別図①
高齢者在宅サービスセンター風かおる里 特別養護老人ホーム風かおる里（4階）	豊島区南長崎六丁目15番6号 （特養ホーム併設施設）	別図② 別図③
高齢者在宅サービスセンターアトリエ村 共用スペース（4階）	豊島区长崎四丁目23番1号 （特養ホーム併設施設）	別図④ 別図⑤
高齢者在宅サービスセンター巣鴨豊寿園	豊島区巣鴨五丁目16番5号	別図⑥
高齢者在宅サービスセンター上池袋豊寿園	豊島区上池袋二丁目5番1号	別図⑦
高齢者在宅サービスセンター長崎第二豊寿園	豊島区长崎六丁目34番10号	別図⑧

風かおる里 4階見取り図

■: 使用不可なスペース



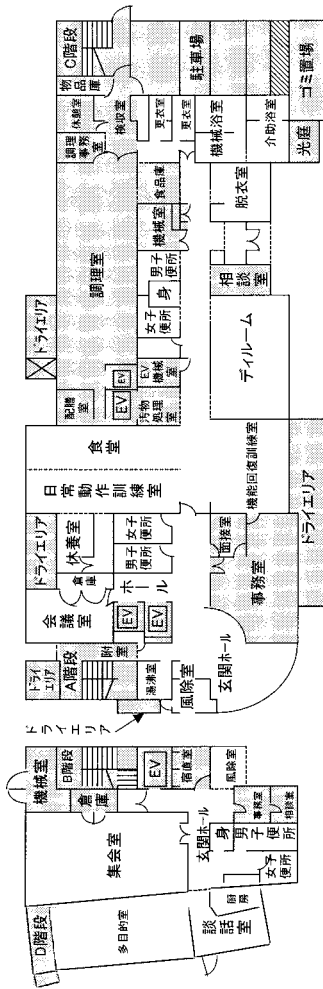
別図 ③



(社)豊島区社会福祉事業団

菊かおる園 1階見取り図

■: 使用不可なスペース



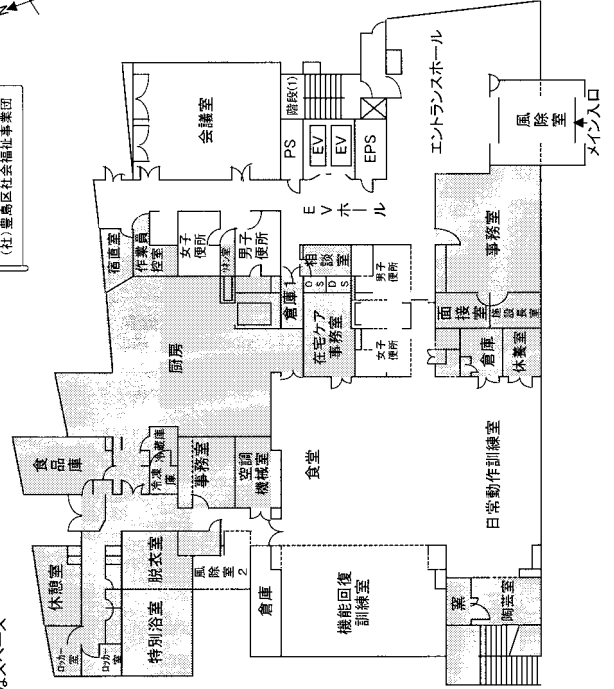
別図 ①



(社)豊島区社会福祉事業団

アトリエ村 1階見取り図

■: 使用不可なスペース



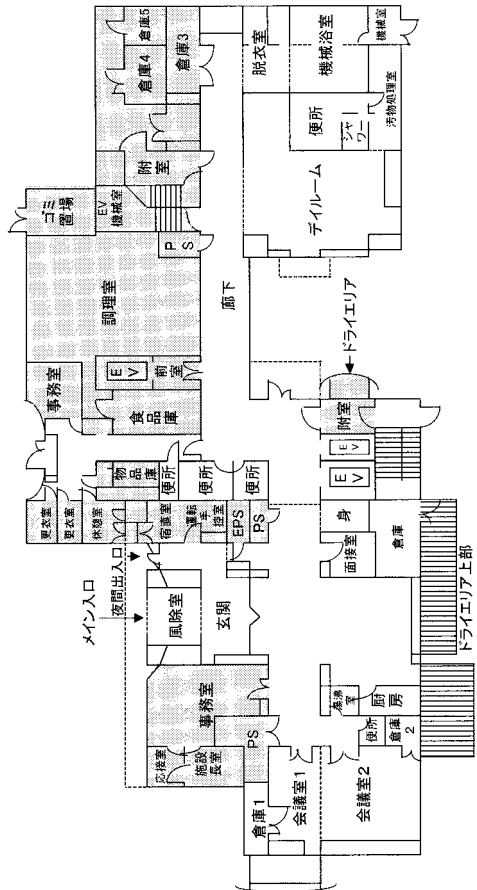
別図 ④



(社)豊島区社会福祉事業団

風かおる里 1階見取り図

■: 使用不可なスペース

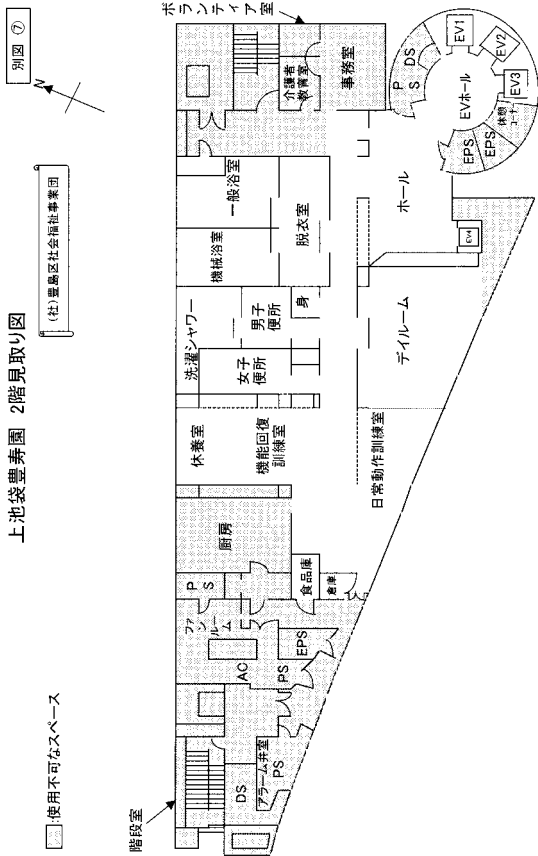


別図 ②



(社)豊島区社会福祉事業団

上池袋豊寿園 2階見取り図



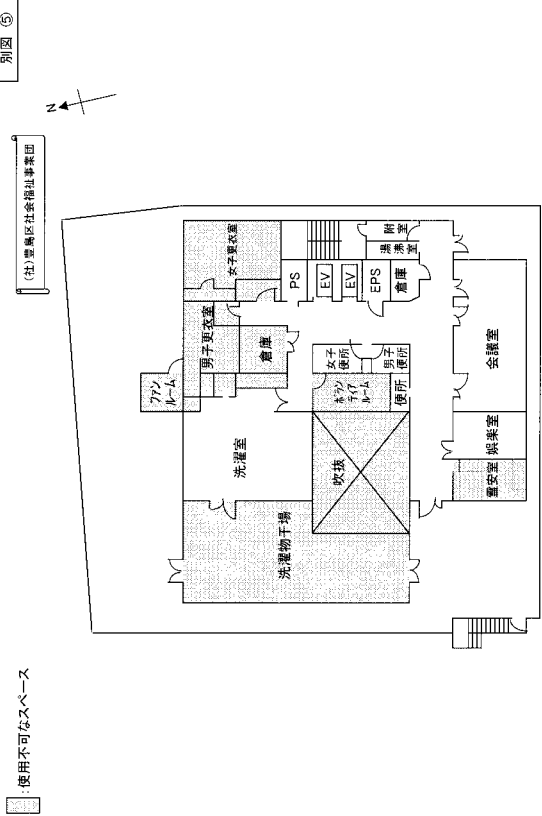
■ 使用不可なスペース

別図①

(社)豊島区社会福祉事業団

別図⑤

アトリエ村 4階見取り図

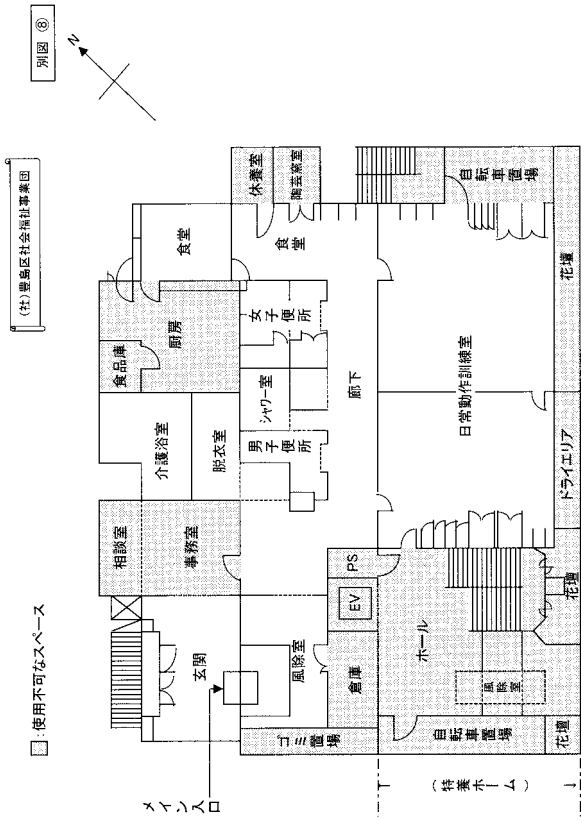


■ 使用不可なスペース

別図⑤

(社)豊島区社会福祉事業団

長崎第二豊寿園 1階見取り図



■ 使用不可なスペース

別図⑥

(社)豊島区社会福祉事業団

IV-37 水害時における応急対策に関する協定書（豊島道路建設協力会）
（※現:豊島土木防災協会）

（協定の趣旨）

第1条 この協定は、豊島区地域防災計画に基づき水災時における民間協力計画の一環として、豊島区が、豊島道路建設協力会に対し、水災応急対策業務に関する協力を求めるときの手続き等を定めるものとする。

（協力要請）

第2条 豊島区長（以下「甲」という。）は、水災が発生し豊島区のみでは十分な応急処理を実施することができない場合、状況により豊島道路建設協力会（以下「乙」という。）に対し水災応急業務の協力を要請することができる。

（業務の指示）

第3条 甲は、水災時の実状に応じて、乙に対し地域防災計画に定める所管部長より業務内容、日時、場所等を指定して、建設資機材、労力等（以下「建設資機材等」という。）の提供を求めものとする。

（建設資機材等の提供）

第4条 乙は、甲の要請があったときは、万難を排し建設資機材等を提供するものとする。

第5条 乙の使用した建設資機材等に要した費用は甲が負担する。

（協 議）

第6条 この協定の解釈に疑義を生じた場合、又はこの協定の実施に必要な事項は、甲と乙が協議して定めるものとする。

（雑 則）

第7条 この協定は昭和53年8月1日から適用する。

この協定を証するため、本書2通を作成し、甲、乙記名押印のうえ、おのおのその一通を保有する。

昭和53年8月1日

甲 豊島区長 日比寛道

乙 豊島道路建設協力会 代表 末吉郎

IV-38 災害時における応急対策に関する協定書(豊島道路建設協力会)

(※現:豊島土木防災協会)

(協定の趣旨)

第1条 この協定は、豊島区地域防災計画に基づき災害時における民間協力計画の一環として、豊島区が、豊島道路建設協力会に対し、災害応急対策業務に関する協力を求めるときの手続き等を定めるものとする。

(協力要請)

第2条 豊島区長(以下「甲」という。)は、災害が発生し豊島区のみでは十分な応急処理を実施することができない場合、状況により豊島道路建設協力会(以下「乙」という。)に対し災害応急業務の協力を要請することができる。

(業務の指示)

第3条 甲は、災害時の実状に応じて、乙に対し地域防災計画に定める所管部長より業務内容、日時、場所等を指定して、建設資機材、労力等(以下「建設資機材等」という。)の提供を求めるものとする。

(建設資機材等の提供)

第4条 乙は、甲の要請があったときは、万難を排し建設資機材等を提供するものとする。

第5条 乙の使用した建設資機材等に要した費用は甲が負担する。

(協 議)

第6条 この協定の解釈に疑義を生じた場合、又はこの協定の実施に必要な事項は、甲と乙が協議して定めるものとする。

(雑 則)

第7条 この協定は昭和63年3月1日から適用する。

この協定を証するため、本書2通を作成し、甲、乙記名押印のうえ、おのおのその一通を保有する。

昭和63年2月23日

甲 豊島区長 加藤一敏

乙 豊島道路建設協力会 代表 鳥越哲夫

IV-39 災害時における応急対策に関する協定書(豊島建設業協会)

(協定の趣旨)

第1条 この協定は、豊島区地域防災計画（以下「地域防災計画」という。）に基づき豊島区（以下「甲」という。）が災害時における民間協力計画の一環として、豊島建設業協会（以下「乙」という。）に対し災害対策業務に関する協力を求めるときの手続を定めるものとする。

(協力要請)

第2条 甲は、災害が発生し豊島区のみでは十分な応急処理等を実施することができない場合、乙に対し災害応急対策業務の協力を要請することができる。

2. 前項の協力の範囲は、甲の施設の応急処理に係る建設資機材、労力等、（以下「資機材等」という。）の提供とする。

(業務の内容等)

第3条 甲は、災害時の実状に応じて、乙に対し地域防災計画に定める所管部長より業務内容、日時、場所等を指定して、資機材等の提供を求めるものとする。

(資機材等の提供)

第4条 乙は、甲の要請があったときは、万難を排し甲に資機材等を提供するものとする。

(費用の負担)

第5条 乙の資機材等の提供に要した費用は甲が負担する。

(協 議)

第6条 この協定の解釈に疑義が生じた場合、又はこの協定の実施に必要な事項は、甲と乙が協議して定めるものとする。

(雑 則)

第7条 この協定は平成6年3月1日から適用する。

この協定を証するため、本書2通を作成し、甲、乙記名押印のうえ、おのおのその一通を保有する。

平成6年3月1日

甲	豊島区				
	豊島区長	加	藤	一	敏
乙	豊島建設業協会				
	会 長	渡	邊		輝

(協定の趣旨)

第1条 この協定は、豊島区(以下「甲」という。)が、豊島電友会(以下「乙」という。)に対し、豊島区地域防災計画に基づき、災害時における民間協力計画の一環として、災害が発生した場合における区民の生活を確保するため、災害応急対策業務に関する協力を求めるときの手続等について、必要な事項を定めるものとする。

(協力要請)

第2条 甲は、乙に対し、災害応急対策業務の協力を要請することができる。

2 甲は、乙に対し協力の要請を行うときは、豊島区地域防災計画に定める所管部長名により、資器材等の提供要請書(別記第1号様式)をもって要請するものとする。ただし、文書による時間的余裕がないときは口頭でこれを行い、後日、文書をもって処理するものとする。

(業務内容等)

第3条 前条において甲が要請する協力の範囲は、以下のとおりとする。

- (1) 甲の実施する応急対策に要する電機資器材、労力等(以下「資器材等」という。)の提供
- (2) 甲の施設等の電気設備の応急復旧業務

2 甲は、乙に対し、災害時の実情に応じて、必要となる資器材等について、数量、日時、搬入場所等を指定して提供を要請するものとする。

(資器材等の優先提供)

第4条 乙は、甲の要請があったときは、乙の会員に対し、万難を排して甲に資器材等を優先提供させるものとする。

(費用の負担)

第6条 乙の会員が実施した資器材等の提供に要した費用は、甲が負担する。

2 乙の会員は、甲の認定を受けて、当該業務の実施に要した費用を甲に請求するものとする。

(協 議)

第6条 この協定の解釈に疑義を生じた場合は、及び、この協定の実施に必要な事項は、甲と乙が協議して定めるものとする。

(有効期間)

第7条 この協定の有効期間は、この協定を締結した日から平成21年3月31日までとする。ただし、有効期間満了日の1か月前までに、甲乙いずれからも解約の意思表示がない場合は、有効期間満了日の翌日からさらに1年間継続するものとし、以後もこの例による。

(連絡窓口)

第8条 甲乙間において相互に円滑な連絡調整を行うために、それぞれ担当窓口を設置するものと

する。

(雑 則)

第9条 この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲、乙記名押印のうえ、おのおのその1通を保有する。

平成20年12月11日

甲 東京都豊島区東池袋一丁目18番1号
豊島区
豊島区長 高 野 之 夫 ㊞

乙 東京都豊島区北大塚三丁目33番4号
豊島電友会
会 長 玉 井 芳 夫 ㊞

IV-41 災害時における物資等の緊急輸送業務の協力に関する協定書(赤帽首都圏軽自動車運送協同組合城北支部)

災害時における物資等の緊急輸送業務の協力に関し、豊島区（以下「甲」という。）と赤帽首都圏軽自動車運送協同組合城北支部（以下「乙」という。）との間において、次のとおり協定を締結する。

記

(目 的)

第1条 この協定は、区内に災害が発生し又は発生する恐れのある場合に、豊島区地域防災計画に基づく応急対策の一環として、甲が災害対策用軽自動車の供給並びに物資等の輸送業務について乙の積極的協力を得ることにより、円滑な応急対策を実施することを目的とする。

(要 請)

第2条 甲は、災害が発生し又は発生する恐れのある場合に物資等の緊急輸送をする必要が生じたとき、乙に対し、軽貨物自動車（以下「車両」という。）の供給並びに輸送業務の協力を要請するものとする。

2 乙に対する甲の要請は、豊島区地域防災計画に定める担当部長が行うものとする。

ただし、部長不在のときは、その職務を代理するものが行うことができる。

3 前項の要請は、車両数、日時及び場所を指定し、その他必要な事項について文書で行うものとする。ただし、文書をもって要請するいとまがないときは口頭で行い、後日、文書をもって処理する。

(協 力)

第3条 乙は前条の要請を受けた場合、特別な事由がない限り車両の供給並びに物資等の輸送業務にあたるものとする。

(業務の継続)

第4条 乙の供給した車両が故障その他の事由により運行を中断したときは、乙は速やかに当該車両を交替して、その供給を継続しなければならない。

(報 告 等)

第5条 乙は甲の災害対策本部に連絡所を設け、乙の供給した車両数、車庫待ち及び出庫数を確認するものとする。

(費用負担)

第6条 甲の要請に基づき、乙が応急対策業務を実施した場合に要する次の経費は、甲が負担するものとする。

1 甲が使用した車両に係る使用料金及び車庫待料金

2 有料道路及び有料駐車場（以下「有料道路等」という。）の使用料金

3 その他甲が負担すべき費用

2 前項の定めによる費用負担に関し、前項1の額については、甲、乙協議のうえ別に定めるものとする。

(請 求)

第7条 乙は業務終了後、甲の発行する雇上車使用認票をとりまとめて甲に提出し、その認定を

受けたあと、使用料金、車庫待料金及び有料道路等の使用料金（以下「使用料金」という。）を甲に請求するものとする。

（損害賠償）

第8条 甲は、その責に帰する事由により使用中の車両を損傷し又は滅失したときは、乙に対し、その損害を賠償するものとする。

（従事者の損害補償）

第9条 甲は、使用中の車両の運転者が応急対策業務において負傷し、若しくは疾病にかかり又は死亡した場合は「豊島区防災業務従事者損害補償条例」（昭和41年豊島区条例第10号）の規定に基づき、これを補償するものとする。

（細目）

第10条 この協定を実施するために必要な事項については、別に定める。

（協議）

第11条 この協定の解釈について疑義が生じたとき又はこの協定に定めのない事項については、甲、乙協議のうえ定めるものとする。

（有効期間）

第12条 この協定の有効期間は平成9年2月4日から平成10年3月31日までとする。ただし期間

満了の日の3ヵ月前までに甲・乙なんらの申し出がないときは、さらに1年間延長されたものとみなし、以降この例によるものとする。

この協定を証するため、本書2通を作成し、甲、乙、記名押印のうえ、おのおの一通を保有する。

平成9年2月4日

甲 豊島区
豊島区長 加藤一敏

乙 赤帽首都圏軽自動車運送協同組合
城北支部長 佐藤忠生

IV-42 災害時における応急対策用貨物自動車の供給並びに救援物資等の仕分け業務の協力に関する協定(東京都トラック協会豊島支部)

災害時における応急対策及びその予防上に必要な貨物自動車の供給と救援物資の仕分け業務の協力に関し、豊島区（以下「甲」という。）と社団法人東京都トラック協会豊島支部（以下「乙」という。）との間において、次のとおり協定を締結する。

(目 的)

第1条 この協定は、区内に災害が発生し又は発生する恐れのある場合に、豊島区地域防災計画に基づく応急対策の一環として、甲が災害対策用自動車の供給と災害時に供給された救援物資等の仕分け業務の協力について乙の積極的協力を得ることにより、円滑な応急対策を実施することを目的とする。

(要 請)

第2条 甲は災害が発生しまたは発生する恐れのある場合に貨物自動車（以下「車両」という。）を調達する必要が生じたとき、乙に対し、車両の供給と災害時に供給された救援物資等の仕分け業務の協力を要請するものとする。

2 乙に対する甲の要請は、豊島区地域防災計画に定める担当部長が行うものとする。ただし、部長不在のときは、その職務を代理するものが行うことができる。

3 前項の要請は、車両数、派遣職員数、日時及び場所を指定し、その他必要な事項について文書で行うものとする。ただし、文書をもって要請するいとまがないときは口頭で行い、後日、文書をもって処理する。

(協 力)

第3条 乙は前条の要請を受けた場合、特別な事由がない限り、甲に対し車両と職員の派遣を供給するものとする。

(報告等)

第4条 乙は甲の災害対策本部に連絡所を設け、乙の供給した車両数、車庫待ち及び出庫数、派遣職員数を確認するものとする。

(費用負担)

第5条 甲の要請に基づき、乙が応急対策業務を実施した場合に要する次の経費は、甲が負担するものとする。

- (1) 甲が使用した車両に係る使用料金及び車庫待料金
- (2) 有料道路及び有料駐車場（以下「有料道路等」という。）の使用料金
- (3) 派遣職員の人件費

2 前項の定めによる費用負担に関し、前項(1)、(3)の額については、甲、乙協議のうえ別に定めるものとする。

(請 求)

第6条 乙は業務終了後、甲の発行する雇上車使用認票をとりまとめて甲に提出し、使用料金、車庫待料金及び有料道路等の使用料金（以下「使用料金」という。）、派遣職員の人件費を含め、その認定を受けたあと、応急対策業務にかかった費用を甲に請求するものとする。

(細目)

第7条 この協定を実施するために必要な事項については、別に定める。

(協議)

第8条 この協定の解釈について疑義が生じたとき又はこの協定に定めのない事項については、甲、乙協議のうえ定めるものとする。

(有効期間)

第9条 この協定の有効期間は、平成17年7月21日から平成18年7月20日までとする。ただし、期間満了の日の1ヶ月前までに、甲乙双方から解約の意思表示がない場合は、さらに1年間継続するものとし、以後もこの例による。

甲と乙は、この協定を証するため、本書2通を作成し、それぞれ記名押印のうえ、各1通を保有するものとする。

平成17年7月21日

甲 豊島区東池袋一丁目18番1号
豊島区長 高野之夫

乙 豊島区西池袋五丁目8番9号
社団法人 東京都トラック協会豊島支部
支部長 藤元茂夫

IV-43 災害時における応急食品(麺類等)の供給に関する協定書(東京都麺類協同組合)

災害時における応急食品(麺類等)の供給に関し、豊島区(以下「甲」という。)と東京都麺類協同組合並びに豊島区各支部(以下「乙」という。)との間において、次のとおり協定を締結する。

記

(目 的)

第1条 この協定は区内に災害が発生し、応急食品給与が必要となったとき、豊島区地域防災計画に基づく応急食品給与の一環として、乙の組合員の積極的な協力を得ることにより円滑な応急食品給与を実施することを目的とする。

(協力の内容)

第2条 乙の協力の内容は、次の範囲とする。

- ア. 麺類等の供給に関する原材料の提供
- イ. " 設備機器の提供
- ウ. " 労務の提供

(要 請)

第3条 甲は、災害が発生し応急食品給与の必要が生じたとき、乙に対し、麺類等の供給を要請するものとする。

2. 乙に対する甲の要請は、豊島区地域防災計画に定める担当部長が行うものとする。ただし、部長が不在のときは、その職務を代理するものが行うことができる。
3. 上記の要請は、理由、協力の内容、日時、場所、その他必要事項を文書で行うものとする。ただし文書をもって要請するいとまがないときは口頭で行い、後日文書をもって処理する。

(協 力)

第4条 乙は、甲からの要請があったとき、特別の事由がない限り、麺類等を供給するものとする。

(費用弁償)

第5条 甲は乙の協力に係る原材料、設備機器の提供、使用についてその実費を弁償するものとする。

2. 乙は前条の規定により、甲に麺類等の供給をしたときは、前項の規定により代金を請求するものとする。

(代金の支払い)

第6条 甲は乙から前条第2項の規定により代金の請求があった場合は速やかに代金を支払うものとする。

(従事者の損害補償)

第7条 甲の要請にもとづき、乙組合員もしくは乙組合の従事者が負傷し、もしくは疾病にかかり、又は死亡した場合は、「豊島区防災従事者損害補償条例」(昭和41年豊島区条例第10号)の規定に基づき、これを補償するものとする。

(協力店の表示)

第8条 甲は、乙の組合員の承諾を得て、各店舗に「豊島区災害時麺類等協力店」の看板を掲示することができる。

(有効期間)

第9条 この協定の有効期間は、昭和57年2月18日から昭和58年2月17日までとする。ただし、期間満了の日の1か月前までに甲、乙双方別段の意思表示がない場合は、さらに1年間継続するものとし、以後もこの例による。

(協定細目)

第10条 この協定を実施するための必要事項については、別紙、協定細目のとおりとする。

(疑義の決定等)

第11条 この協定の解釈について、疑義が生じたとき、又はこの協定に定めのない事項については、甲乙協議のうえ定めるものとする。

上記協定の締結の証として本協定書を2通作成し、甲乙記名押印のうえ、それぞれ1通を保有する。

昭和57年2月18日

甲	豊島区長		日比寛道
乙	東京都麺類協同組合	理事長	野川康昌
	東京都麺類協同組合	長崎支部長	菅谷 亘
		池袋支部長	早川 栄市
		巣鴨支部長	津田 稔
		目白支部長	中村 吉二郎

IV-44 災害時における石油類等の優先供給に関する協定書(東京石油商業組合豊島支部)

(協定の趣旨)

第1条 この協定は、豊島区地域防災計画（以下「地域防災計画」という。）に基づき豊島区（以下「甲」という。）が災害時における民間協力計画の一環として、東京都石油商業組合豊島支部（以下「乙」という。）に対し、災害応急対策業務に関する協力を求めるときの手続等を定めるものとする。

(協力要請)

第2条 甲は、災害が発生した場合における区民の生活を確保するため、乙に対し、災害応急対策業務の協力を要請することができる。

2. 前項の協力の範囲は、ガソリン、軽油、灯油、石油等（以下「石油類」という。）の供給とする。

(業務内容等)

第3条 甲は、災害時の実情に応じて、乙に対し地域防災計画に定める所管部長より業務内容、品名、数量、日時、場所等を指定して、石油類の供給を求めるものとする。

(石油類等の供給)

第4条 乙は、甲の要請があったときは、万難を排し甲に石油類等を優先供給するものとする。

(費用の負担)

第5条 乙の石油類等の供給に要した費用は甲が負担する。

(協 議)

第6条 この協定の解釈に疑義を生じた場合、又はこの協定の実施に必要な事項は、甲と乙が協議して定めるものとする。

(雑 則)

第7条 この協定は平成6年3月1日から適用する。

この協定を証するため、本書2通を作成し、甲、乙記名押印のうえ、おのおのその一通を保有する。

平成6年3月1日

甲 豊島区
豊島区長 加 藤 一 敏

乙 東京都石油商業組合豊島支部
支 部 長 寺 田 実

IV-45 災害時における「飲料水等」の優先供給に関する協定書（秩父源流水）

（協定の趣旨）

第1条 この協定は、豊島区地域防災計画（以下「地域防災計画」という。）に基づき、豊島区（以下「甲」という。）が災害時における民間協力計画の一環として、有限会社秩父源流水（以下「乙」という。）に対し災害応急対策業務に関する協力を求めるときの手続等を定めるものとする。

（協力要請）

第2条 甲は、災害が発生した場合における区民の飲料水の確保を目的として、乙に対し災害応急対策業務の協力を要請するものとする。

2. 前項の協力の範囲は、ボトル入飲料水等（以下「飲料水等」という。）の供給とする。

（業務の内容等）

第3条 甲は、災害時の実状に応じ、乙に対して、業務内容、品名、数量、日時、場所等を指定して、飲料水等の供給を求めるものとする。

（飲料水等の供給）

第4条 乙は、甲の要請があったときは、万難を排し甲に飲料水等を優先供給するものとする。

（費用の負担）

第5条 乙の飲料水等の供給に要した費用は甲が負担する。

（協 議）

第6条 この協定の解釈に疑義を生じた場合、又はこの協定の実施に必要な事項は、甲と乙が協議して、別途細目を定めるものとする。

（雑 則）

第7条 この協定は、平成8年2月9日から適用する。

この協定を証するため、本書2通を作成し、甲、乙記名押印のうえ、おのおのその1通を保有する。

平成8年2月9日

甲 豊島区
豊島区長 加藤 一 敏

乙 有限会社 秩父源流水
代表取締役 内藤 貫 治

IV-46 災害時における応急生活物資の供給等に関する協定書(生活協同組合コープとうきょう)

豊島区（以下「甲」という。）と生活協同組合コープとうきょう（以下「乙」という。）は、豊島区内に地震、風水害その他の災害が発生し、またはそのおそれがある場合（以下「災害時」という。）において、相互に協力して円滑な救援・支援活動を行い、区民生活の早期安定を図るため、この協定を締結する。

(目 的)

第1条 この協定は、災害時において、応急生活物資の調達と安定供給、ボランティア活動、生活情報の収集・提供等の救援活動を円滑に行い、もって被災者等の生活の早期安定に寄与することを目的とする。

(応急生活物資の調達と安定供給)

第2条 災害時に必要な応急生活物資の調達と安定供給を行うため、甲は乙に対して情報の提供と必要な要請を行うものとする。

2. 甲が乙に対し、応急生活物資を要請する際の細目については、別途定めるものとする。

(ボランティア活動の推進)

第3条 乙は、災害時における組合員のボランティア活動を積極的に推進し、甲の行う応急対策業務に協力するものとする。

(情報の収集・提供)

第4条 甲と乙は、災害時における物価の高騰等の防止を図るため、協力して情報を収集し、区民に対して迅速かつ的確な情報の提供に努めるものとする。

(防災意識の向上)

第5条 乙は、生協の活動を通じて、日常的に組合員の防災意識の向上に努めることとし、また、甲は乙に対して必要な協力を行うものとする。

(その他必要な支援)

第6条 この協定に定める事項のほか、被災者に対する支援が必要な場合、甲乙協議のうえ、決定するものとする。

(広域的な支援体制の整備)

第7条 乙は、東京都以外を事業区域とする他の生活協同組合や日本生活協同組合連合会との連携を強化し、生活協同組合間相互支援協定の締結等、広域的な支援が受けられる体制の整備に努めるものとする。

(協定事項の発効)

第8条 この協定に定める災害時の協力事項は、原則として、甲が災害対策本部を設置し、乙に対して要請を行ったときをもって発効するものとする。

(相互情報交換)

第9条 甲及び乙は、この協定を円滑に推進し、また災害時において有効なものとするために、平常時から連絡を密にし、相互に情報の交換を行うものとする。

(協 議)

第10条 この協定に定める事項について疑義が生じたときは、その都度、甲乙協議のうえ決定するものとする。

この協定を証するため本書2通を作成し、甲乙記名押印のうえ、各々その1通を保有するものとする。

平成8年3月27日

甲 豊島区
豊島区長 加藤 一 敏

乙 生活協同組合コープとうきょう
理事長 田中 尚 四

IV-47 災害時応急医薬品および衛生用品等の優先供給に関する協定書（豊島薬業協同組合）

災害時における応急医薬品および衛生用品等の優先供給に関し、豊島区（以下「甲」という。）と、豊島薬業協同組合（以下「乙」という。）との間において、次のとおり協定する。

（目的）

第1条 この協定は、区内に災害が発生し、豊島区地域防災計画に基づく被災者の救援救護活動が必要になったとき、乙および乙の会員の積極的な協力を得ることにより、円滑な応急医薬品および衛生用品等の確保を図ることを目的とする。

（優先供給物資）

第2条 この協定による優先供給物資は、乙および乙の会員が平素取り扱う商品とし、次のとおりとする。

- 1 医薬品
- 2 生理用品等の衛生用品
- 3 その他生活雑貨など

（要請）

第3条 甲は、災害が発生し医薬品等の物資を調達する必要があるとき、乙に対し物資の優先供給を要請するものとする。

- 2 要請にあたっては、甲は品名、数量および納入場所について指示するものとする。
- 3 甲は、要請に先立ち、乙に対し、物資の確保状況について照会することができるものとする。
- 4 甲が優先供給要請を行う者は、乙が指定した者とする。ただし、災害の状況等により、乙が指定した者以外の会員に要請することもできるものとする。

（協力）

第4条 乙は、甲の優先供給要請に対し、積極的かつ優先的に応じ、要請された物資の確保に努めなければならない。

- 2 乙は、甲の要請により確保した物資を、甲が指示した納入場所に納入するものとする。ただし、道路等の寸断等により、搬送が困難な状況にあるときは、甲、乙協議し納入場所を検討することとする。
- 3 乙は、災害時における物資の円滑な供給が実施できるよう、本協定の趣旨について乙の会員に周知徹底することとする。
- 4 乙は、甲が実施する総合防災訓練等に参加を要請されたときは、特別の理由がない限り協力するものとする。

（価格および請求）

第5条 甲の要請に基づき、乙が甲に優先供給した物資の価格は、災害が発生した直前の通常販売価格とする。

- 2 乙は、甲の要請により物資を供給したときは、前項の規定による価格により、その代金を請求するものとする。
- 3 乙が、甲に物資の納入のため輸送に要した経費は、特殊な事情を除き、乙の負担とする。

(代金の支払い)

第6条 甲は、乙から前条の規定により請求があったときは、速やかにその代金を支払うものとする。

(災害補償)

第7条 甲の要請に基づく優先供給物資の輸送中に、その業務に従事していた乙の会員が負傷し、もしくは疾病にかかり、または死亡した場合は、甲は、「豊島区防災業務従事者損害補償条例」(昭和41年豊島区条例第10号)の規定に基づき、これを補償するものとする。

(看板等の掲示)

第8条 乙は、甲の承諾を得て、各店舗に「豊島区災害時優先供給協力店」の看板等を掲示することができる。

2 前項による看板等の作成および掲示に係わる経費は、乙の負担とする。

(協 議)

第9条 この協定の解釈に疑義が生じたとき、またはこの協定の実施に関して必要な事項は、甲、乙協議して定めるものとする。

上記協定締結の証として、本協定書を2通作成し、甲、乙記名押印のうえ、それぞれ1通を保有することとする。

平成9年2月25日

甲 豊島区

豊島区長 加 藤 一 敏

乙 豊島薬業協同組合

理 事 長 佐 藤 元 昭

IV-48 災害時における応急食料供給の協力等に関する協定書(豊島・長崎食品衛生協会) (※現:豊島食品衛生協会)

豊島区内に地震、風水害その他の災害が発生し、またはそのおそれがある場合（以下「災害時」という）における応急食料の供給に関し、豊島区（以下「甲」という）と豊島池袋食品衛生協会並びに豊島長崎食品衛生協会（以下「乙」という）との間において次のとおり協定を締結する。

(目的)

第1条 この協定は、豊島区地域防災計画に基づき、乙の会員の積極的な協力を得ることにより区民（被災者）への円滑な応急食料供給の体制の確保をはかることを目的とする。

(要請)

第2条 災害が発生し応急食料供給の必要が生じたとき、甲は乙に対して協力の要請を行うものとする。

2 乙に対する甲の要請は保健福祉部長が行うものとする。ただし部長が不在の場合は、その職務を代理するものが行うものとする。

3 上記の要請は、事由、協力の内容、日時、場所その他の必要事項を会長、もしくはその代理あてに文書で行うものとする。ただし、緊急に際して、文書をもって要請するいとまが無い場合は電話または口頭で行い、後日文書をもって処理する。

(協力)

第3条 乙は、甲からの要請があったときは特別な事由が無いかぎり前条の要請に応じるものとする。

(協力の内容)

第4条 乙の協力の内容は次のとおりとする。

ア 区民（被災者）に供給する応急食料の調理ならびにこれにかかわる労務提供

イ 上記アにかかり、甲の所有する設備機器等だけでは対応できない場合における乙の所有する設備機器等の提供

ウ 乙以外の者が応急食料の調理業務等に従事した場合における調理の指導、ならびに衛生の管理・指導

エ 区民（被災者）に供給する応急食料の衛生確保に係る助言・指導

(費用弁償)

第5条 甲は第4条に規定する乙の協力にかかる設備機器の提供に要した経費について原則としてその実費を支払うものとする。

2 甲は、乙より前項の規定に基づく経費の請求がされたときは、その内容を確認のうえすみやかに代金を支払うものとする。

(従事者の損害補償)

第6条 甲の要請に基づく業務中に、業務に起因して乙の会員が負傷し、もしくは疾病に患い、または死亡した場合は、「豊島区防災業務従事者損害補償条例」（昭和41年豊島区条例第10号）の規定に基づき、これを補償するものとする。

(防災意識の向上)

第7条 乙は、会員の防災意識の向上に努めることとし、また、甲は乙に対して必要な協力を行うものとする。

(広域的な支援体制の整備)

第8条 乙は、相互に連携を強化し、広域的な支援が行える体制の整備に努めるものとする。

(相互情報交換)

第9条 甲および乙は、この協定を円滑に推進し、また災害時において有効なものとするために、平常時から連絡を密にし、相互に情報の交換を行うものとする。

(協 議)

第10条 この協定に定める事項について疑義が生じたとき、またはこの協定に定めのない事項については甲乙協議のうえ決定するものとする。

(有効期間)

第11条 この協定の有効期間は平成9年7月23日から平成10年7月22日までとする。ただし期間満了の一カ月前までに甲乙別段の意思表示が無き場合は、さらに一カ年継続するものとし、以後もこの例による。

この協定を証するため本書3通を作成し、甲乙記名押印のうえ、各々その一通を保有するものとする。

平成9年7月23日

甲 豊島区

豊島区長 加藤 一 敏

乙 豊島池袋食品衛生協会

会 長 長 島 甲子男

乙 豊島長崎食品衛生協会

会 長 梅 村 和 一

IV-49 災害時における応急用精米の優先供給に関する協定書(東京都米穀小売商業組合豊島支部)

災害時における応急用精米の優先供給に関し、豊島区（以下『甲』という。）と東京都米穀小売商業組合豊島支部（以下『乙』という。）との間において、次のとおり協定を締結する。

記

(目 的)

第1条 この協定は区内に食料の応急給与を必要とする災害が発生したときに、豊島区地域防災計画に基づく食糧確保の一環として、豊島区内米穀小売販売業者の積極的な協力を得ることにより、円滑に応急用精米の確保を図ることを目的とする。

(精米確保の目標)

第2条 この協定により確保する応急用精米の量は、豊島区における発災後2日目を降の被災想定人口約2万3千人（東京都防災会議が平成9年8月、「東京における地震被害の想定に関する調査研究」において示した人口）の6食分、おおむね14万食を当面の目標とする。

(要 請)

第3条 甲は、災害が発生し甲の備蓄物資のみでは十分な救助ができない場合に、乙に対し、応急用精米の優先供給を要請するものとする。

2 乙に対する甲の要請は、豊島区地域防災計画に定める担当の部長が行うものとする。ただし、部長不在のときは、その職務を代理するものが行うことができる。

3 上記2の要請は文書により行うものとする。ただし、文書をもって要請するいとまがないときは口頭で行い、後日、文書をもって処理するものとする。

(協 力)

第4条 乙は、甲に対し次に掲げる事項について、協力することとする。

(1) 甲から精米供給の要請があったときは、甲の指示する場所に、甲の要請する数量の精米を納入すること。

(2) 乙は、災害時における甲からの要請に備え、平常時から豊島支部全体で25,200kg（60kg入、420俵）の精米を確保しておくこと。

(3) 応急用精米の包装は、運搬が容易なものとする。

(報 告)

第5条 乙は、甲に対して毎年度末に、前条第2号の規定についての備蓄数量等について、文書により報告するものとする。

(費用負担及び請求)

第6条 応急用精米の価格は、当該応急用精米を必要とする災害が発生した直前の販売価格とする。

2 乙は、第4条第1項の規定により、甲に応急用精米を納入したときは、前項の規定により甲にその代金を請求するものとする。

3 乙は、甲の要請により応急用精米を輸送したときは、輸送に要した経費を甲に請求することができる。

(代金の支払)

第7条 甲は、乙から前条第2項及び第3項の規定により請求のあったときは、その内容を確認のうえ速やかにその代金を支払わなければならない。

(協力店の表示)

第8条 甲は、乙の組合員の承諾を得て、各店舗に「豊島区災害対策時食料協力店」の看板を掲示することができる。

(有効期間)

第9条 この協定の有効期間は、平成17年12月1日から平成18年3月31日までとする。ただし、この期間満了の日の1カ月前までに甲乙双方別段の意思表示がない場合は、さらに1年間継続するものとし、以後もこの例による。

(協 議)

第10条 この協定の各条項の解釈について疑義が生じたとき、又はこの協定に定めのない事項については、甲乙協議のうえ決定する。

上記締結の証として本協定書を2通作成し、甲乙記名押印のうえ、それぞれ1通を保有する。

平成17年12月1日

甲 東京都豊島区東池袋一丁目18番1号
豊島区長 高野之夫

乙 東京都豊島区千川一丁目11番19号
東京都米穀小売商業組合豊島支部
支部長 金子榮八郎

IV-50 災害時における防災資器材等の提供に関する協定(豊島区地震対策消火器設備協会)

(協定の趣旨)

第1条 この協定は、豊島区（以下「甲」という。）が、豊島区地震対策消火器設備協力会（以下「乙」という。）に対し、豊島区地域防災計画に基づき、災害時における民間協力計画の一環として、災害が発生した場合における区民の生活を確保するため、災害応急対策業務に関する協力を求めるときの手続等について、必要な事項を定めるものとする。

(協力要請)

第2条 甲は、乙に対し、災害応急対策業務の協力を要請することができる。

2 甲が要請する協力の範囲は、消火器、備蓄食糧、保存水、簡易精水機、災害復旧用防災資器材等（以下「資器材等」という。）の提供とする。

3 甲は、乙に対し協力の要請を行うときは、豊島区地域防災計画に定める所管部長名により、資器材等の提供要請書（別記第1号様式）をもって要請するものとする。ただし、文書による時間的余裕がないときは口頭でこれを行い、後日、文書をもって処理するものとする。

(業務内容等)

第3条 甲は、乙に対し、災害時の実情に応じて、必要となる資器材等について、数量、日時、搬入場所等を指定して提供を要請するものとする。

(資器材等の優先提供)

第4条 乙は、甲の要請があったときは、万難を排し甲に資器材等を優先提供するものとする。

(費用の負担)

第5条 乙の資器材等の提供に要した費用は、甲が負担する。

(協 議)

第6条 この協定の解釈に疑義を生じた場合は、及び、この協定の実施に必要な事項は、甲と乙が協議して定めるものとする。

(有効期間)

第7条 この協定の有効期間は、この協定を締結した日から平成20年3月31日までとする。ただし、有効期間満了日の1か月前までに、甲乙いずれからも解約の意思表示がない場合は、有効期間満了日の翌日からさらに1年間継続するものとし、以後もこの例による。

(連絡窓口)

第8条 甲乙間において相互に円滑な連絡調整を行うために、それぞれ担当窓口を設置するものとする。

(雑 則)

第9条 この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲、乙記名押印のうえ、おのおのその1通を保有する。

平成 19 年 12 月 5 日

- 甲 東京都豊島区東池袋一丁目 1 8 番 1 号
豊島区
豊島区長 高 野 之 夫 ⑩
- 乙 東京都豊島区巣鴨一丁目 4 番 1 7 号
豊島区地震対策消火器設備協力会
会 長 脇 龍 太 郎 ⑩

資器材等の提供要請書

____年 ____月 ____日

豊島区地震対策消火器設備協力会

会長 _____ 様

豊島区災害対策本部

部長

『災害時における防災資器材等の提供に関する協定』第2条に基づき、下表のとおり資器材等の提供を要請します。

資器材等	数量	提供日時	搬入場所（資器材等提供先）
		日 時	
		日 時	
		日 時	
		日 時	
		日 時	
		日 時	
		日 時	
		日 時	

※本表に記載しきれない場合は、別表を添付します。

なお、本件に係る担当者所属氏名は以下の者を指名します。

部

課

電 話

IV-51 災害時における飲料水等の供給に関する協定(サントリーフーズ株式会社)

豊島区（以下「甲」という。）とサントリーフーズ株式会社（以下「乙」という。）とは、豊島区内に災害が発生した場合（以下「災害時」という。）における飲料水等の優先供給に関し、次のとおり協定を締結する。

(目的)

第1条 この協定は、災害時における乙の飲料水等の供給に係る協力に関して必要な事項を定め、災害時応急対策の充実及び被災住民の生活の安定と安心を図ることを目的とする。

(飲料水等供給の要請)

第2条 甲は、災害時の応急対策活動において、緊急に飲料水等を調達する必要があるときは、乙に対し、飲料水等の供給を要請することができる。

2 前項の要請は、飲料水等供給協力要請書（第1号様式）により行うものとする。ただし、これによりがたいときは、口頭で要請し、その後速やかに文書を交付するものとする。

(供給内容の報告)

第3条 乙は、前条の規定による甲の要請を受けたときは、可能な範囲において、飲料水等を優先的に供給するものとする。

2 乙は、前項の供給内容について、飲料水等供給協力報告書（第2号様式）により速やかに甲に報告するものとする。ただし、これによりがたいときは、口頭で報告し、その後速やかに文書を交付するものとする。

(飲料水等の受領)

第4条 乙は、甲が指定する場所に飲料水等を搬入するものとし、当該場所において甲が品目、数量等を確認の上、受け取るものとする。

(費用負担)

第5条 甲は、第3条の規定による飲料水等の供給に要した費用を負担するものとする。

2 前項の規定により、甲が負担する費用の額は、次のとおりとする。

(1) 供給した飲料水等に相当する価額（災害時直前の価格により算定する。）

(2) 飲料水等の搬入に要した費用に相当する価額（実費により算定する。）

(請求及び支払)

第6条 乙は、前条第2項の規定により算出した費用を、飲料水等供給協力費用請求書（第3号様式）により請求するものとする。

2 甲は、前項の規定による請求を受けたときは、その内容を確認の上、速やかに当該費用を乙に支払うものとする。

(連絡窓口)

第7条 甲及び乙は、この協定に関する連絡窓口を、常に災害時緊急連絡体制表（第4号様式）により相互に明らかにしておくものとする。

(損害補償)

第8条 甲の要請に基づき、乙が行った飲料水等の供給業務にかかる従事者の当該業務遂行中の損害補償については、「豊島区防災業務従事者損害補償条例」（昭和41年7月15日条例第10号）の規定に基づき、これを補償するものとする。

(協 議)

第9条 この協定に定めのない事項及び疑義が生じた事項は、甲乙協議して定めるものとする。

(有効期限)

第10条 この協定の有効期限は、この協定の締結の日から平成20年3月31日までとする。ただし、有効期限満了の日の3か月前までに甲又は乙から特段の意思表示がない場合は、更に1年間継続するものとし、以後もこの例による。

甲と乙とは、上記協定の証として、本協定書2通を作成し、それぞれ記入押印の上、その1通を保管する。

平成19年12月5日

甲 東京都豊島区東池袋一丁目18番1号
豊島区
豊島区長 高野之夫

乙 東京都港区台場二丁目3番3号
サントリーフーズ株式会社
代表取締役社長 引田耕治

飲料水等供給協力要請書

年 月 日

サントリーフーズ株式会社
代表取締役社長 様

豊島区長 印

災害時における飲料水等の優先供給に関する協定第2条第1項の規定により、下記のとおり協力を要請します。

記

1 要請書番号	No.
2 品目・数量	
3 搬入日時	年 月 日 () 午前・午後 時 分
4 搬入場所	
5 搬入方法	
6 連絡先	所属 氏名 電話 FAX
7 備考	

飲料水等供給協力報告書

年 月 日

豊島区長 様

サントリーフーズ株式会社
代表取締役社長

災害時における飲料水等の優先供給に関する協定第3条第2項の規定により、下記のとおり供給内容を報告します。

記

1 要請書番号	No.	(受領日 月 日)
2 供給可能な品目・数量		
3 搬入日時	年 月 日 () 午前・午後 時 分	
4 搬入場所		
5 搬入方法		
6 連絡先	所属	氏名
	電話	FAX
7 備考		

飲料水等供給協力費用請求書

年 月 日

豊島区長 様

サントリーフーズ株式会社
代表取締役社長 印

災害時における飲料水等の優先供給に関する協定第6条第1項の規定により、下記のとおり請求します。

記

1 請求額 _____

2 内 訳

品 目	数量	単位	単価	金 額	備 考
消費税額					
合 計					

災害時緊急連絡体制表

年 月 日

甲：豊島区

順位	緊急連絡先		
1	電話		
	FAX		
	メール		
2	電話		
	FAX		
	メール		
3	電話		
	FAX		
	メール		

乙：サントリーフーズ株式会社

順位	緊急連絡先		
1	電話		
	FAX		
	メール		
2	電話		
	FAX		
	メール		
3	電話		
	FAX		
	メール		

IV-52 災害時における飲料水等の供給に関する協定(株式会社 ジャパンビバレッジ)

豊島区(以下「甲」という。)と株式会社ジャパンビバレッジ(以下「乙」という。)とは、豊島区内に災害が発生した場合(以下「災害時」という。)における飲料水等の優先供給に関し、次のとおり協定を締結する。

(目的)

第1条 この協定は、災害時における乙の飲料水等の供給に係る協力に関して必要な事項を定め、災害時応急対策の充実及び被災住民の生活の安定と安心を図ることを目的とする。

(飲料水等供給の要請)

第2条 甲は、災害時の応急対策活動において、緊急に飲料水等を調達する必要があるときは、乙に対し、飲料水等の供給を要請することができる。

2 前項の要請は、飲料水等供給協力要請書(第1号様式)により行うものとする。ただし、これによりがたいときは、口頭で要請し、その後速やかに文書を交付するものとする。

(供給内容の報告)

第3条 乙は、前条の規定による甲の要請を受けたときは、可能な範囲において、飲料水等を優先的に供給するものとする。

2 乙は、前項の供給内容について、飲料水等供給協力報告書(第2号様式)により速やかに甲に報告するものとする。ただし、これによりがたいときは、口頭で報告し、その後速やかに文書を交付するものとする。

(飲料水等の受領)

第4条 乙は、甲が指定する場所に飲料水等を搬入するものとし、当該場所において甲が品目、数量等を確認の上、受け取るものとする。

(費用負担)

第5条 甲は、第3条の規定による飲料水等の供給に要した費用を負担するものとする。

2 前項の規定により、甲が負担する費用の額は、次のとおりとする。

(1) 供給した飲料水等に相当する価額(災害時直前の価格により算定する。)

(2) 飲料水等の搬入に要した費用に相当する価額(実費により算定する。)

(請求及び支払)

第6条 乙は、前条第2項の規定により算出した費用を、飲料水等供給協力費用請求書(第3号様式)により請求するものとする。

2 甲は、前項の規定による請求を受けたときは、その内容を確認の上、速やかに当該費用を乙に支払うものとする。

(連絡窓口)

第7条 甲及び乙は、この協定に関する連絡窓口を、常に災害時緊急連絡体制表(第4号様式)により相互に明らかにしておくものとする。

(損害補償)

第8条 甲の要請に基づき、乙が行った飲料水等の供給業務にかかる従事者の当該業務遂行中の損害補償については、「豊島区防災業務従事者損害補償条例」(昭和41年7月15日条例第10号)の規定に基づき、これを補償するものとする。

(協議)

第9条 この協定に定めのない事項及び疑義が生じた事項は、甲乙協議して定めるものとする。

(有効期限)

第10条 この協定の有効期限は、この協定の締結の日から平成20年3月31日までとする。ただし、有効期限満了の日の3か月前までに甲又は乙から特段の意思表示がない場合は、更に1年間継続するものとし、以後もこの例による。

甲と乙とは、上記協定の証として、本協定書2通を作成し、それぞれ記入押印の上、その1通を保管する。

平成20年2月14日

東京都豊島区東池袋一丁目18番1号
甲 豊島区
豊島区長 高野之夫

東京都墨田区江東橋二丁目3番10号
倉持ビルディング第16階
乙 株式会社ジャパンビバレッジ首都圏支社
支社長 川村直樹

(第1号様式)

飲料水等供給協力要請書

年 月 日

株式会社ジャパンビバレッジ首都圏支社
支社長 様

豊島区長 印

災害時における飲料水等の優先供給に関する協定第2条第1項の規定により、下記のとおり協力を要請します。

記

1 要請書番号	No.
2 品目・数量	
3 搬入日時	年 月 日 () 午前・午後 時 分
4 搬入場所	
5 搬入方法	
6 連絡先	所属 氏名 電話 FAX
7 備考	

(第2号様式)

飲料水等供給協力報告書

年 月 日

豊島区長 様

株式会社ジャパンビバレッジ首都圏支社
支社長

災害時における飲料水等の優先供給に関する協定第3条第2項の規定により、下記のとおり供給内容を報告します。

記

1 要請書番号	No. (受領日 月 日)
2 供給可能な品目・数量	
3 搬入日時	年 月 日 () 午前・午後 時 分
4 搬入場所	
5 搬入方法	
6 連絡先	所属 氏名 電話 FAX
7 備考	

(第3号様式)

飲料水等供給協力費用請求書

年 月 日

豊島区長 様

株式会社ジャパンビバレッジ首都圏支社
支社長 印

災害時における飲料水等の優先供給に関する協定第6条第1項の規定により、下記のとおり請求します。

記

1 請求額 _____

2 内 訳

品 目	数量	単位	単価	金 額	備 考
消費税額					
合 計					

(第4号様式)

災害時緊急連絡体制表

年 月 日

甲：豊島区

順位	緊急連絡先		
1	電 話		
	F A X		
	メー ル		
2	電 話		
	F A X		
	メー ル		
3	電 話		
	F A X		
	メー ル		

乙：株式会社ジャパンビバレッジ首都圏支社

順位	緊急連絡先		
1	電 話		
	F A X		
	メー ル		
2	電 話		
	F A X		
	メー ル		
3	電 話		
	F A X		
	メー ル		

IV-53 災害時における飲料水等の供給に関する協定(ダイードリンコ株式会社)

豊島区（以下「甲」という。）とダイードリンコ株式会社（以下「乙」という。）とは、豊島区内に災害が発生した場合（以下「災害時」という。）における飲料水等の優先供給に関し、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、災害時における乙の飲料水等の供給に係る協力に関して必要な事項を定め、災害時応急対策の充実及び被災住民の生活の安定と安心を図ることを目的とする。

（飲料水等供給の要請）

第2条 甲は、災害時の応急対策活動において、緊急に飲料水等を調達する必要があるときは、乙に対し、飲料水等の供給を要請することができる。

2 前項の要請は、飲料水等供給協力要請書（第1号様式）により行うものとする。ただし、これによりがたいときは、口頭で要請し、その後速やかに文書を交付するものとする。

（供給内容の報告）

第3条 乙は、前条の規定による甲の要請を受けたときは、可能な範囲において、飲料水等を優先的に供給するものとする。

2 乙は、前項の供給内容について、飲料水等供給協力報告書（第2号様式）により速やかに甲に報告するものとする。ただし、これによりがたいときは、口頭で報告し、その後速やかに文書を交付するものとする。

（飲料水等の受領）

第4条 乙は、甲が指定する場所に飲料水等を搬入するものとし、当該場所において甲が品目、数量等を確認の上、受け取るものとする。ただし、道路不備及び停電等により搬入に支障が生じた場合は、甲乙協議の上対策を講じるものとする。

（費用負担）

第5条 甲は、第3条の規定による飲料水等の供給に要した費用を負担するものとする。

2 前項の規定により、甲が負担する費用の額は、次のとおりとする。

（1）供給した飲料水等に相当する価額（災害時直前の価格により算定する。）

（2）飲料水等の搬入に要した費用に相当する価額（実費により算定する。）

（請求及び支払）

第6条 乙は、前条第2項の規定により算出した費用を、飲料水等供給協力費用請求書（第3号様式）により請求するものとする。

2 甲は、前項の規定による請求を受けたときは、その内容を確認の上、速やかに当該費用を乙に支払うものとする。

（連絡窓口）

第7条 甲及び乙は、この協定に関する連絡窓口を、常に災害時緊急連絡体制表（第4号様式）により相互に明らかにしておくものとする。

（損害補償）

第8条 甲の要請に基づき、乙が行った飲料水等の供給業務にかかる従事者の当該業務遂行中の損害補償については、「豊島区防災業務従事者損害補償条例」（昭和41年7月15日条例第10

号)の規定に基づき、これを補償するものとする。

(協議)

第9条 この協定に定めのない事項及び疑義が生じた事項は、甲乙協議して定めるものとする。

(有効期限)

第10条 この協定の有効期限は、この協定の締結の日から平成20年3月31日までとする。ただし、有効期限満了の日の3か月前までに甲又は乙から特段の意思表示がない場合は、更に1年間継続するものとし、以後もこの例による。

甲と乙とは、上記協定の証として、本協定書2通を作成し、それぞれ記入押印の上、その1通を保管する。

平成20年3月12日

東京都豊島区東池袋一丁目18番1号

甲 豊島区

豊島区長 高野之夫

東京都港区芝3丁目8番2号

芝公園ファーストビル3F

乙 ダイードリンク株式会社

取締役営業統轄部長 安達健治

(第1号様式)

飲料水等供給協力要請書

年 月 日

ダイドードリンコ株式会社
取締役営業統轄部長

様

豊島区長

印

災害時における飲料水等の優先供給に関する協定第2条第1項の規定により、下記のとおり協力を要請します。

記

1 要請書番号	No.
2 品目・数量	
3 搬入日時	年 月 日 () 午前・午後 時 分
4 搬入場所	
5 搬入方法	
6 連絡先	所属 氏名 電話 FAX
7 備考	

(第2号様式)

飲料水等供給協力報告書

年 月 日

豊島区長 様

ダイドードリンコ株式会社
取締役営業統轄部長

印

災害時における飲料水等の優先供給に関する協定第3条第2項の規定により、下記のとおり供給内容を報告します。

記

1 要請書番号	No. (受領日 月 日)
2 供給可能な品目・数量	
3 搬入日時	年 月 日 () 午前・午後 時 分
4 搬入場所	
5 搬入方法	
6 連絡先	所属 氏名 電話 FAX
7 備考	

(第3号様式)

飲料水等供給協力費用請求書

年 月 日

豊島区長 様

ダイドードリンコ株式会社
取締役営業統轄部長

印

災害時における飲料水等の優先供給に関する協定第6条第1項の規定により、下記のとおり請求します。

記

1 請求額 _____

2 内 訳

品 目	数量	単位	単価	金 額	備 考
消費税額					
合 計					

(第4号様式)

災害時緊急連絡体制表

年 月 日

甲：豊島区

順位	緊急連絡先		
1		電話	
		FAX	
		メール	
2		電話	
		FAX	
		メール	
3		電話	
		FAX	
		メール	

乙：ダイードリンク株式会社

順位	緊急連絡先		
1		電話	
		FAX	
		メール	
2		電話	
		FAX	
		メール	
3		電話	
		FAX	
		メール	

IV-54 震災時における緊急設備支援に関する協定(セレスポ)

(協定の趣旨)

第1条 この協定は、豊島区地域防災計画に基づき、災害時における民間協力の一貫として、豊島区（以下「甲」という。）が株式会社セレスポ（以下「乙」という。）に対し、地震災害発生時における避難所等の開設に必要な設備の緊急支援に関する協力を求めるときの手続き等について定めるものとする。

(目的)

第2条 この協定は、豊島区の地域に地震災害が発生した場合において、甲の指定する避難所等に乙の避難所用テント設備の設置等緊急対応システム「クイック23」（以下「システム」という。）を提供することにより迅速に避難所を開設し、被災者の救援に資することを目的とする。

(要請)

第3条 甲は、地震災害発生時において、乙のシステム稼働の必要があると認めたときは乙にその稼働を要請するものとする。

2 システムの稼働を要請する際における、甲の連絡責任者、並びに乙の連絡責任者については、別表第1に定める。

3 甲乙とも、毎年度当初に前項別表1に定める連絡責任者を確認し、その内容に変更があった場合には速やかに相手方に報告するものとする。

(要請事項の措置)

第4条 乙は、甲から前条の要請を受けたときは、要請事項について速やかに適切な措置を取るとともにその措置事項を甲に報告するものとする。

(システムの内容等)

第5条 乙は、甲が要請する場所に情報連絡、緊急物資受入、ボランティア受入、医療救護等を実施するために必要なテントキャンプ資材を、甲からの要請後24時間以内を目処に搬入及び設置するものとする。

2 搬入及び設置する資材は、別表2に定める。

3 乙は、毎年度当初に前項別表2に定める資材の内容を甲に報告するものとする。

4 乙が、甲の要請により搬入及び設置した資材又は備品について、汚損、破損及び紛失があった場合には、乙は甲にその責を求めない。

(稼働範囲)

第6条 乙が、甲の要請に基づきシステムを稼働し、設置する場所は、甲の指定避難所（救援センター）、避難場所等のうち5カ所以内とする。

(システム稼働の料金)

第7条 本システム稼働の料金は、地震災害発生直前における適正料金とし、乙は、協定有効期間中は毎年度当初にその料金表を甲に提出するものとする。

2 乙は、前項の規定にかかわらず、料金の改定を行う際は甲に報告するものとする。

(協議)

第8条 この協定の実施について疑義が生じたときは、甲乙協議のうえ定めるものとする。

(協定期間)

第9条 この協定は、平成8年4月3日から平成11年3月31日まで有効とし、協定内容を変更する場合、又は期間を延長する場合には甲乙協議のうえ改めて協定を締結することとする。

この協定を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名無印のうえ、各々その1通を保有するものとする。

平成8年4月3日

甲 豊島区
区 長 加 藤 一 敏

乙 株式会社 セレスポ
代表取締役 三 木 征一郎

IV-55 災害時における宿泊施設等の提供に関する協定(イケオン)

豊島区（以下「甲」という）と株式会社イケオン（以下「乙」という）は、災害時における宿泊施設等の提供に関して、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、災害時（小規模災害を含む。以下同様）において甲が宿泊施設を必要とする場合に乙の有する宿泊施設（第一イン池袋）を提供する事を目的とする。

（要請）

第2条 甲は、災害が発生し、乙の協力が必要となった場合は、乙に対して協力を要請する。

（協力の内容）

第3条 この協定に基づく乙の協力内容は、次のとおりとする。

1 大規模災害時（大地震・大洪水等）

- ア. 被災者及び応援職員等の宿泊施設として、ホテルの客室及び入浴施設の提供
- イ. 上記の提供を行うにあたっての空き室状況の把握及び提供の調整

2 小規模災害時（一般火災、水害等）

- ア. 被災者の宿泊施設として、ホテルの客室の提供
- イ. 上記の提供を行うにあたっての空き室状況の把握及び提供の調整

2 諸事情により乙が前項の協力を行えないときは、乙は責任をもって他の協力団体を斡旋し、甲にその旨を連絡すること。

（宿泊日数）

第4条 この協定による宿泊期間は、次のとおりとする。

1 大規模災害時（大地震・大洪水等）

第2条の規定により甲が依頼した日から7日以内。ただし、状況により甲が必要と認めるときはこの限りでない。

2 小規模災害時（一般火災、水害等）

第2条の規定により甲が依頼した日から3日以内。

（費用弁償）

第5条 第3条第1項第1号及び第2号の施設利用料については、実費弁償を原則とし、別途協議する。

（従事者の損害補償）

第6条 甲の要請に基づく業務中に乙の従事者が負傷し、もしくは疾病にかかり、又は死亡した場合は、「豊島区防災従事者損害補償条例」（昭和41年豊島区条例第10号）の規定に基づき、これを補償するものとする。

（有効期間）

第7条 この協定の有効期間は、平成9年6月9日から平成10年3月31日までとする。ただし、期間満了の1ヵ月前までに甲乙は乙からなんらかの申し出がないときは、この協定は同一条件で1年間更新するものとし、以後についても同様とする。

この協定を証するため、本書2通を作成し、甲、乙記名押印のうえ、おのおのその一通を保有する。

平成9年6月9日

甲 東京都豊島区東池袋1丁目18番1号
豊島区長 加藤一敏

乙 東京都豊島区東池袋1丁目42番8号
株式会社 イケオン
代表取締役会長 菅澤傅壽

IV-56 災害時における相互協力に関する協定(フロンティア豊島)(※現:フロンティア)

豊島区（以下「甲」という。）と社会福祉法人フロンティア豊島（以下「乙」という。）の間において、次のとおり災害時における相互協力に関する協定（以下「協定」という。）を次のとおり締結する。

（目的）

第1条 この協定は、甲と乙が相互に平素より連絡を密にし、災害時に地域住民等の安全の確保を図るため、災害対策上必要な事項を定めることを目的とする。

（協力の内容）

第2条 甲と乙の協力の内容は、次のとおりとする。

- (1) 甲は、乙の了承のもとに乙の管理施設内に戸別受信機を設置して、災害時に甲の情報を乙に提供する。
- (2) 甲及び乙は協議のうえ、別紙に掲げる施設のうち第二次避難所（以下「避難所」という。）として地域住民に開放する特定の場所の範囲をあらかじめ定め、災害時の円滑な運営を図るものとする。
- (3) 前号に規定する避難所は、高齢者（介護を要する高齢者にあつては、その介護者（家族等）を含む）対象とする。

（避難所の開設）

第3条 災害時において豊島区災害対策本部長（区長。以下「本部長」という。）が救援センター（被災した区民等の救援・救護活動を行うための地域の拠点施設として区立小中学校等を対象に設置。情報連絡・給食給水・医療救護・仮泊機能を整備）では十分な救援・救護活動が出来ないと認めたとときは、甲は、前条第2号により乙の定めた施設を避難所として開設することができる。

（開設の通知）

第4条 甲は、前条に基づき避難所を開設する場合は、乙に対し、事前に文書又は口頭でその旨を通知し、了承を得るものとする。ただし、緊急を要するときは、事後速やかに文書にて通知するものとする。

（避難所の管理）

第5条 避難所の管理運営は、甲の責任において行うものとする。

2 乙は、避難所の管理運営について、できる限り甲に協力するものとする。

（費用負担）

第6条 甲は、避難所の管理運営にかかわる費用を負担するものとする。

2 避難所の開設期間中に避難所の施設等に損害を生じた場合、甲は、当該施設等を修理するものとする。この場合、修理費は甲が負担するものとする。

（開設期間）

第7条 避難所の開設期間は、災害発生の日から7日以内とする。

2 甲は、災害の被害の状況等により、避難所の開設期間を延長する必要があると認められた場合、乙と協議の上、乙に避難所の開設期間の延長を申請するものとする。この場合、1回の延長申請につき、7日を限度とする。

(避難所解消への努力)

第8条 甲は、乙が早期に本来目的の活動を再開できるよう配慮するとともに、避難所の早期解消に努めるものとする。

(避難所の終了)

第9条 甲は、避難所として使用することを終了するときは、乙に避難所使用終了届を提出するとともに、その施設等を原状に復し、乙の確認を受けた後、乙に引き渡すものとする。

(平常時の訓練)

第10条 甲は、乙が行う防災訓練に対し、支援するものとする。

(有効期間)

第11条 この協定の有効期間は、平成17年12月1日から平成18年3月31日までとする。ただし、期間満了の日の1ヵ月前までに、甲乙双方から解約の意思表示がない場合は、さらに1年間継続するものとし、以後もこの例による。

(協議)

第12条 この協定に定めのない事項及び協定に疑義が生じた場合は、甲乙協議のうえ、決定するものとする。

甲と乙は、この協定を証するため、本書2通を作成し、それぞれ記名押印のうえ、各1通を保有する。

平成17年12月1日

(甲) 豊 島 区 長 高 野 之 夫

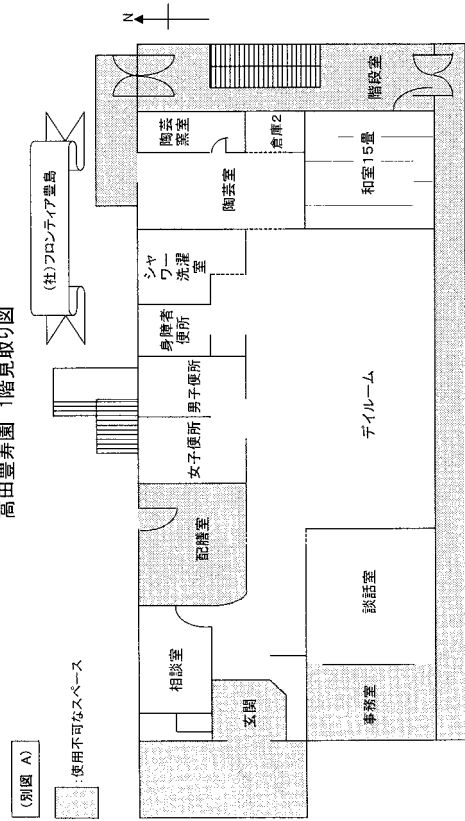
(乙) 社会福祉法人 フロンティア豊島
理 事 長 白 山 利 雄

『別紙（第2条関係）』

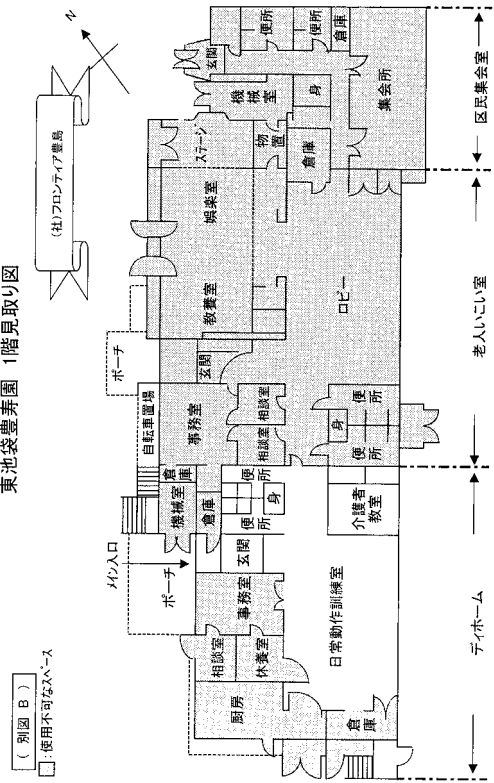
社会福祉法人フロンティア豊島管理施設

施設名称	施設所在地（住居表示）	場所
高齢者在宅サービスセンター高田豊寿園	豊島区高田三丁目38番7号	別図A
高齢者在宅サービスセンター東池袋豊寿園	豊島区東池袋二丁目38番10号	別図B
高齢者在宅サービスセンター山吹の里	豊島区高田三丁目37番17号 (特養ホーム併設施設)	別図C
高齢者在宅サービスセンター長崎第一豊寿園	豊島区长崎二丁目27番18号	別図D
高齢者在宅サービスセンター千川豊寿園	豊島区千川二丁目9番10号	別図E

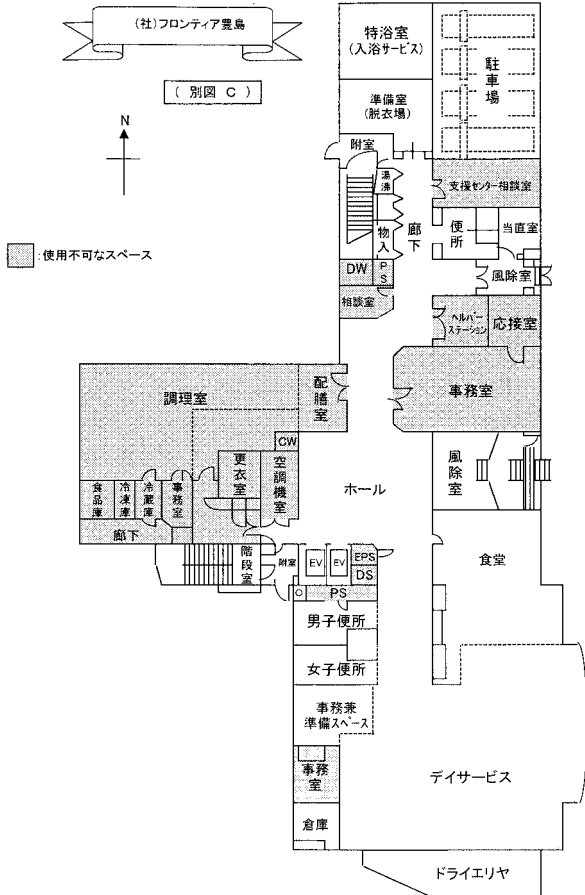
高田豊寿園 1階見取り図



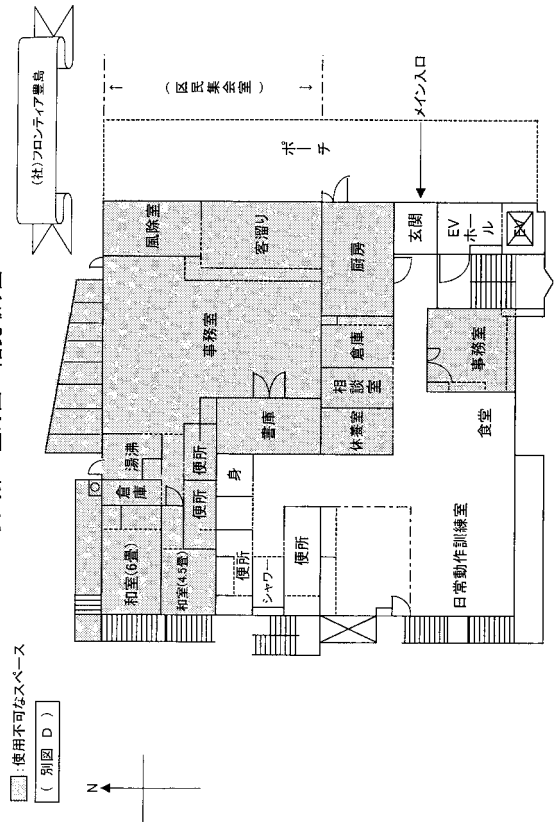
東池袋豊寿園 1階見取り図



山吹の里 1階見取り図



長崎第一豊寿園 1階見取り図



IV-57 災害時における井戸及び浴場の使用に関する協定書(東京都公衆浴場商業協同組合豊島支部)

災害時における井戸及び浴場の使用に関し、豊島区（以下「甲」という。）と東京都公衆浴場商業協同組合豊島支部（以下「乙」という。）との間において、次のとおり協定を締結する。

(目 的)

第1条 この協定は、豊島区地域防災計画に基づく民間協力の一環として、災害時に組合員所有の井戸及び浴場を使用することにより、飲料水及び生活用水の確保を図るとともに、り災者への入浴支援を行うことを目的とする。

(要 請)

第2条 甲は、災害が発生し必要があると認めるときは、乙に対し組合員所有の井戸及び浴場の使用を要請するものとする。

2. 甲の要請は、文書により行う。ただし、文書をもって要請するいとまがないときには、口頭で要請し、事後速やかに文書を送達するものとする。

3. 要請は、支部長に対して行う。支部長に事故があるときは、あらかじめ支部長が指名した者に対して行うものとする。

(協 力)

第3条 乙は、災害時において甲から要請があったときは、組合員所有の井戸及び浴場を使用し、甲の給水、り災者への入浴支援に協力するものとする。

2. 乙は、利用者が井戸水を飲料水として使用する場合には、煮沸してから使用することを利用者に呼びかけるよう、組合員に対して指導するものとする。

(周 知)

第4条 甲は、組合員所有の井戸に関して、住民に周知を図るものとする。

(水質検査)

第5条 井戸の水質検査は、定期的に甲が実施する。

(非常用発電機の設置)

第6条 災害により電気施設に被害があった場合においても、給水及び入浴支援を実施できるよう、甲は、組合員の所有地に非常用発電機を設置するものとする。

(維持管理及び修理)

第7条 甲は、非常用発電機が常に良好な状態で使用できるよう適切な維持管理及び必要な修理を行うものとする。

(撤 去)

第8条 甲は、乙または組合員から非常用発電機の撤去の要請があった場合、または甲が撤去の必要性を認めたときは速やかに撤去するものとする。

(費 用)

第9条 災害時における井戸の使用及び浴場の使用に係る費用は、甲の負担とする。

2. 費用の請求は、支部長がとりまとめて行うものとする。

3. 非常用発電機の設置に係る土地使用料については無償とする。

4. 非常用発電機の設置及び撤去に関する費用、並びに第7条の維持管理及び修理に必要な諸経

費は、甲が負担するものとする。

(協 議)

第 10 条 この協定に定めのない事項、並びにこの協定の解釈に関して疑義が生じたときは、甲乙協議のうえ定めるものとする。

(有効期間)

第 11 条 この協定の有効期間は、平成 8 年 1 月 8 日から平成 9 年 1 月 7 日までとする。ただし、期間満了の日の 3 カ月前までに甲・乙なんらの申し出がない限り、さらに 1 年間延長されたものとみなし、以降この例によるものとする。

上記協定締結の証として、本書 2 通を作成し甲・乙記名押印のうえ、おのおのその 1 通を保有する。

平成 8 年 1 月 8 日

甲 豊島区
豊島区長 加藤 一 敏

乙 東京都公衆浴場商業協同組合豊島支部
支部長 井藤 良 一

IV-58 災害時における理容サービス業務の提供に関する協定(東京都理容生活衛生同業組合豊島・長崎支部)(※現:東京都理容生活衛生同業組合豊島支部)

豊島区(以下「甲」という。)と東京都理容生活衛生同業組合豊島支部(以下「乙」という。)と東京都理容生活衛生同業組合長崎支部(以下「丙」という。)とは、災害時における衛生活動に係る理容サービス業務(以下「業務」という。)の提供について、次のとおり協定を締結する。

(目的)

第1条 この協定は、豊島区内に災害が発生し、甲が開設した避難所(以下「救援センター」という。)における区民の避難生活が長期化した場合において、必要に応じ、救援センターにおいて業務を実施することにより、区民の避難生活に伴う心労の負担軽減を図ることを目的とする。

(定義)

第2条 避難生活が長期化した場合とは、避難状態がおおむね2週間を経過し、引き続き避難状態が継続するおそれがある場合をいう。

(業務内容)

第3条 甲は、乙及び丙に対し次に掲げる事項に関して、救援センターにおける避難生活の状況に応じ、必要な業務の実施を要請するものとする。

- (1) 散髪に関すること。
- (2) 洗髪に関すること。
- (3) 顔剃りに関すること。
- (4) 理容活動に必要な資器材及び消耗品の提供に関すること。

(業務協力)

第4条 乙及び丙は、甲の要請を受けた場合は、特別な事由がない限り、この協定その他この協定に基づく定めに従い、衛生面に配慮し、誠実に業務を実施するものとする。

(対象者)

第5条 業務の提供を受けることができる者は、救援センターに避難している区民のうち、避難生活が長期化し、負傷、疾病その他の理由により、理容所へ出向くことが困難なものとする。

(業務従事者)

第6条 この協定に定める業務従事者とは、理容師法(昭和22年法律第234号)に定める理容師免許を有する者で、乙若しくは丙の組合員又は乙若しくは丙の組合員の経営する理容所に勤務する従業員のうちその経営者が指定するものをいう。

(要請)

第7条 甲は、避難生活が長期化した場合において、乙及び丙に対し業務の要請を行うときは、理容サービス業務の提供要請書(別記第1号様式)によるものとする。ただし、文書による時間的余裕がないときは口頭でこれを行い、後日、文書をもって処理するものとする。

(業務実績報告)

第8条 乙及び丙は、甲の要請を受け実施した、各救援センターにおける業務の完了後、その実績について、理容サービス業務実績報告書(別記第2号様式)により、報告するものとする。

(費用負担等)

第9条 乙及び丙が提供した業務において、技術料である理容費は無料とし、使用した資器材及

び消耗品については、甲が費用負担するものとする。

2 前項の費用は、通常要する実費（当該災害の発生した直前の価格をいう。）とする。

3 甲は、乙又は丙から第8条に規定する報告を受けた後、前項の要件を満たす費用の請求があったときは、速やかに当該費用を支払うものとする。

（損害賠償）

第10条 甲は、業務従事者が、甲の責めに帰すべき事由により第三者に対し、損害を与えたときは、当該損害を賠償しなければならない。

2 乙及び丙は、業務の実施に伴い、乙及び丙の責めに帰すべき事由により甲又は第三者に対し、損害を与えたときは、当該損害を賠償しなければならない。この場合において、乙及び丙は、事故発生後、速やかに文書をもって甲に報告するものとする。

（有効期間）

第11条 この協定の有効期間は、この協定を締結した日から平成19年3月31日までとする。

ただし、有効期間満了日の1月前までに、甲乙丙いずれからも解約の意思表示がない場合は、有効期間満了の翌日からさらに1年間継続するものとし、以後もこの例による。

（連絡窓口）

第12条 甲乙丙間において相互に円滑な連絡調整等を行うために、それぞれ担当窓口を設置するものとする。

（協議）

第13条 この協定の解釈について疑義が生じたとき又はこの協定に定めのない事項については、甲乙丙協議のうえ定めるものとする。

第14条 甲乙丙は、この協定を証するため、本書3通を作成し、それぞれ記名押印のうえ、各1通を保有するものとする。

平成18年12月25日

甲 豊島区東池袋一丁目18番1号

豊島区

豊島区長 高野之夫

乙 豊島区南池袋四丁目18番3号

東京都理容生活衛生同業組合豊島支部

支部長 吉村忠於

丙 豊島区长崎二丁目11番4号

東京都理容生活衛生同業組合長崎支部

支部長 土屋清人

理容サービス業務の提供要請書

年 月 日

様

豊島区災害対策本部長

豊島区長

災害時における理容サービス業務の提供に関する協定第7条の規定に基づき、下記とおり、理容サービス業務の提供を要請します。

記

連絡者	職名	氏名				
	電話					
口頭、電話等による要請の場合の日時	年 月 日 時 分					
業務従事者派遣場所						
業務従事者派遣年月日	年 月 日 ~ 月 日					
業務従事者派遣人員	人					
業務提供区民予定者数	人					
その他特記事項 (連絡事項等)						

理容サービス業務実績報告書

年 月 日

豊島区災害対策本部長
豊島区長

豊島区

支部長

災害時における理容サービス業務の提供に関する協定第8条の規定に基づき、要請のあった事項について、下記のとおり報告します。

記

連絡担当者	電話	氏名	
口頭、電話等による要請の場合の日時	年	月	日 時 分
業務従事者派遣場所			
業務従事者派遣年月日	年	月	日 ~ 月 日
業務従事者派遣人員	人		
業務提供区民実績者数	人		
その他特記事項 (連絡事項等)			

IV-59 災害時における特別法律相談に関する協定(豊島法曹会)

豊島区(以下「甲」という。)と豊島法曹会(以下「乙」という。)とは、豊島区において、大震災、その他これに準ずる災害(以下「災害等」という。)が発生した際に、区民生活の円滑な復興を図るための特別な法律相談(以下「特別法律相談」という。)の実施について、次のとおり協定を締結する。

(総則)

第1条 この協定は、豊島区内で災害等が発生した際に、豊島区地域防災計画に基づき甲が行う救済・復興活動の一環として甲が実施する特別法律相談につき、乙の会員のうち相談を担当する弁護士(以下「担当弁護士」という。)の業務について必要な事項を定める。

(担当弁護士派遣の要請)

第2条 甲は、特別法律相談を実施する必要が生じたときは、乙に対し担当弁護士の派遣を要請するものとする。

2 乙に対する甲の要請は、豊島区地域防災計画に定める担当部長が行うものとする。ただし、部長不在のときは、その職務を代理するものが行うことができる。

3 乙に対する甲の要請は、特別法律相談実施に伴う担当弁護士の派遣要請書(別記第1号様式)によるものとする。ただし、文書による要請に時間的余裕がないときは口頭でこれを行い、後日、文書をもって処理するものとする。

(担当弁護士派遣計画の提出等)

第3条 乙は、前条の規定による要請を受けた場合は、速やかに担当弁護士の派遣計画を策定し、特別法律相談実施に係る担当弁護士の派遣計画書(別記第2号様式)を甲に提出するとともに、甲が指定する特別法律相談の場所に担当弁護士を派遣し、相談業務に当たらせるものとする。

(特別法律相談の活動場所等)

第4条 特別法律相談の場所、時間、受付手続き及びその他相談方法については、平常時における法律相談を参考にして、甲と乙が協議して定める。

(特別法律相談の内容)

第5条 特別法律相談の内容は、災害等に起因する土地・建物・マンション等の権利関係、これに付随する相続、金銭消費貸借、各種保険金請求に関する事等の法律問題全般とする。

(相互協力)

第6条 甲と乙は、特別法律相談を円滑に行うため、派遣担当弁護士の名簿作成、地域割り、特別法律相談のPR等について協力して実施する。

(連絡責任者)

第7条 甲と乙とは、それぞれ特別法律相談に関する連絡責任者を置くものとし、この者は甲については豊島区地域防災計画に定める担当部長が指定する職員、乙については副幹事長の職に当たる者とする。ただし、各々代理人を指定することができる。

2 甲乙双方の連絡責任者及び代理人の職氏名連絡先等については、平常時から相互に通知するものとし、変更が生じたときは、逐次通知するものとする。

(相談料)

第8条 法律相談所における利用者の相談料は、無料とする。

特別法律相談の実施に伴う担当弁護士派遣要請書

年 月 日

災害時における特別法律相談に関する協定（第2条第3項）に基づき、下記のとおり貴会会員（担当弁護士）の派遣を要請します。

豊島法曹会

幹事長 様

豊島区災害対策本部

担当部長 職 氏 名

派遣施設名	施設所在地	電 話	人 員	期 間
			人	月 日～ 月 日
			人	月 日～ 月 日
			人	月 日～ 月 日
			人	月 日～ 月 日

※ 本派遣要請に係る豊島区連絡責任者及び代理人（担当者）職氏名は下記とおりです。

豊島区災害対策本部

責任者： 部 課長（行政組織： 部 課長）

電話：3981-1111内線 (直通 -)

代理人： 部 課長 班長

(行政組織： 部 課長 係長)

電話：3981-1111内線 (直通 -)

特別法律相談の実施に伴う担当弁護士派遣計画書

年 月 日

災害時における特別法律相談に関する協定（第3条）に基づき、下記のとおり本会会員の担当弁護士を派遣をします。

豊島区災害対策本部

担当部長 _____

豊島法曹会

幹事長 _____

派遣施設名	施設所在地	電 話	人 員	期 間
			人	月 日～ 月 日
			人	月 日～ 月 日
			人	月 日～ 月 日
			人	月 日～ 月 日
			人	月 日～ 月 日

※ 派遣担当弁護士の氏名等は、別紙のとおり

※ 本派遣に係る当豊島法曹会の連絡責任者及び代理人（担当者）職氏名は下記とおりです。

豊島法曹会

責任者： _____

電話： _____

代理人： _____

電話： _____

